

設け、微細なる事項は駐在所に於て取扱ひ、複雑なる事件は本署に於て解決すべく計劃し、各駐在所により之が宣傳を爲したるに、其の效果見るべきものありたり。

第十四節 厚木警察署

一、臨時救護所設置

管内厚木町民並震害著しき地方に於ける罹災傷病者の救護及變災期に伴ふ各種傳染病豫防の目的を以て、九月二日より愛甲郡醫師會の奉仕的應援を求め、醫藥材料の窮乏の際にありしか、應分の材料釀出を得て醫員三名、警察官三名を以て巡回施療を開始し、同月六日より當署廳舎の一部を開放し、醫師會員二名、警察醫一名、警察官一名を以て救護班を組織し、臨時救護所を開設し、軍隊並縣より配給を仰きし衛生材料を以て、傷病者の救護に充てたり、爾後多少醫師會員の數に増減ありしか、十月十五日迄續行し、爾後事務の都合上、當救護所を閉鎖し専ら赤十字社派遣救護班の手に移したり、開設中は陸軍並赤十字社救護班の來援に依り患者の増減ありしも、厚木町を主とし附近村落より來診を受くるものに最多百〇八名、最少二十九名にして一日平均三十七名強にして、其の延人員一千六百四十八名に達し、傷病者救護の實を揚げ一般罹災民の期待に添ひ、殊に厚木町に於て傳染病患者の發生を見さりしは、豫防的救治上の効果と認むべきものあり。

二、糧食の配給

厚木町民四千六百餘名に對する震災當日の糧食は到底自給することを得ざるを以て、直ちに愛甲郡役所に交渉し、附近村落青年團に來援せしめ、三日間に涉り各村落等の寄附を以て炊出し、配給をなしたり、配給の方法は郡吏員及當署員の策動に依り公平に罹災民に供與し、其の飢餓を免かれしむることを得たり、且つ京濱地方、其の他の管外罹災民にして食糧に窮するものに對しては、到底町役場に於て給與するの運びに至らざるを以て當署に於て提供し、其の數約二百餘名に及へり。

三、鮮人に對する保護

不逞鮮人に對しては拘束の方針なりしも、一般鮮人は當時流言蜚語熾んにして、内地人の反感極度に達せるを以て彼等に對する危害を防止すべく、當時管内愛甲郡高峰村小澤並宮ヶ瀬村落合に現在し、土工に従事せる三十名を保護し、且つ警戒すべく其の雇傭主に對し従前通勞働を認めしめ、且つ他出を抑止し、衣食に窮せしめざる様警告し、一名の巡查をして其の取締保護に専任せしめたり、從て彼等鮮人は當署の指示を遵守し、其の保護に依り遂に事なきを得たり、殊に他管より避難せる鮮人は當署に於て之を保護し、其の目的地に護送すべき方法を執り、九月二日夜二名、同月四日夜藤澤署より護送されしもの三十六名、同月六日津久井郡秋山川よりの六名は何れも當署に於て保護を加へ、三食分の糧食を給與し、一般内地人の接近を禁し、殊に保護中一定の區域の交通を禁し、輕舉妄動し、彼等に危害を加へんとするものを防止し、翌未明に目的地に向け出發せしめ、警察官及若干の消防組員をして隣接警察署へ護送したり、從て管内に於ては鮮人に對する事故を見ず在

住鮮人に於ても無事其の勞務に服するを得たり。

四、無料宿泊所

他管よりの通過避難民にして宿泊し得る場所皆無なりしを以て、當署廢舎の一部及厚木町東亞煉炭株式會社内工作場の一部半潰なりしを應急修理し、無料宿泊所となし、九月六日より其の不便を軽減するに努めたり、爾後同月末日迄續行せしに日々數十名を下らす。

五、共同便所設置

厚木町民は厚木小學校其他六ヶ所に避難せしか、混雜の場合にして團圓の設備なく、且つ燒失せし爲一般人の不便尠ならず、到る處惡臭に滿ち、不潔にして衛生上憂慮せられたるを以て九月十日町民より材料の寄附を受け、村落消防組をして同町内二十ヶ所に共同便所を設置し、其の不潔を除き、一般避難民の不便を除き、衛生上効果尠ならずりしを認む。

六、燈火材料の提供

震災に依り管内電燈施設は一切破壊せられ、闇黒の状態にして罹災民の困憊するもの尠ならずりしを以て、九月五日署員を平塚方面に派し、石油及蠟燭を購入し廣く罹災民に廉賣し、或は之を配給し、又は證明を以て八王子市に於て入手せしむる途を講し、同月二十日縣より配給を受くべく申請し、蠟燭百箱の交附を得て管内各町村を經由し、罹災民に對し配給せる結果幾分其の困難を救ふを得たり、更に愛川村長の懇意を受け臨時救

護局本部に交渉の結果同月二十六日石油五百箱、蠟燭千五百箱、燐寸三百箱の配給を受け、蠟燭の一部を管内自警組合に分配し、他は管内町村に對し郡長と協商を遂げ之を分配せり、從て燈火材料は稍潤澤となり、電燈復舊工事迄の間照明に支障なきを得たり。

七、草履草鞋の提供

厚木町避難民は履物に窮し、跣足歩行するもの尠ならず、衛生其他危険なる状態にありしを以て、無料履物の提供をなし、其製産地たる小鮎村其他より寄附を受け、九月八日より當署に於て配給し、爾後同月二十五日迄續行し、其の數五百足に上りたり。

八、井戸水調査及検査

震災に依り地層の變動に伴ひ管内井水に變化を來し、且つ湧出不能のもの尠ならず、從て日常飲料に困難せるもの多きを以て九月二十五日より十月一日に涉り、管内全部の調査を爲すに、其の甚しきに至りては一個所の井戸を以て四十餘戸の飲料に供する状態たり、依て地質調査官の派遣を請ひ、調査の結果を關係者に公示し、各町村をして飲料水の補給改善の方途を講せしめ、今や新鑿又は簡易水道を設備するの運びに至り、更に格別變化なき井戸に對しては、九月十二日陸軍救護班より晒粉約二十貫目の補給を受け、之を管内約二百戸に配給し、井戸水の簡易消毒を施行したり。

九、警戒施設

震災に伴ひ社會の秩序は平靜ならざるを以て、定數の警察官の力に依り十分なる警戒を拂ふこと能はざるものと認めたりしを以て、九月二日管内消防組、青年團、在郷軍人會の三團體より自警共衛の團體を編成し、其の五分の二を以て警戒救済に當らしめ、五分の一を豫備とし、消防器具共に其の村内樞要の地點に配置し、晝夜警戒を爲さしめ、且つ在郷軍人より各村五名を選抜し、警察官の指導に依り活動するものとして同月八日迄續行し、爾後秩序稍平定せるを以て町村字部落内に於て二名つゝ夜警を爲すべく三團體の編成替をなし、十月六日より各町村五十區に分ち自警團を組織せしめ、警察官の指示に依り専ら火災盜難の警戒に任せしむることとせり。

十、各種の揭示

震災と同時に通信或は新聞紙等の報導機關杜絶し、部民に敏速周知せしむるの途なきを以て、即時警察官二名及應援傳令消防組員を以て揭示係を組織し、戒嚴治下に於ける國民として須知すべき條規、訓令、災害各地の狀況、通信交通關係等並當署の部民に對する救済及秩序服從等の警告、其の他の指示を管内樞要地に揭示したり。

十一、衛生施設

震災地は一般の衛生状態不良なる而已ならず、衛生機關の十分ならざる状態にありしを以て、九月十日一般に非常衛生心得を宣傳し、患者を病舎に收容し得る設備ある町村に於ては其の方法に依らしめ、特に病舎なき

地方に於ては其の發生場所を臨時收容所となすべく、町村理事者に對して懇諭し、豫防方法を執れり。

一般に對する宣傳

- 一、糞便は共同又は一定の場所になすへし。
- 一、衛生を重し飲食物は可成炮棄すへし。
- 一、災害に依り自暴に涉らす慎みて生くへし。
- 一、飲食物を粗末にすへからず。
- 一、井戸水は相互に清潔を旨とし、汚穢の行爲あるへからず。

十二、在米調査及分讓

震災に因り食糧の逼迫を告ぐる狀況にありしを以て郡當局と協商し、九月四日より十三日間郡吏員、警察官町村吏員をして在米調査隊を組織し、管内一町十六ヶ村に涉り私人の所有に係る在穀の調査を執行し、食糧米の狀況、其の平均補給を要する町村を明かにし、承認を得て其の所有者は郡及當署の指示に依り分讓移動の方法を執らしめたる結果、食糧米の需給調節を爲すことを得たり。

第十五節 伊勢原警察分署

一、情報の揭示に依る民心安定の策

部内人民は震災の慘禍甚大なることを心痛し、不安限りなき状況なりしを以て人心安定上各種の事項を宣傳するを必要と認め、九月二日管内の在米高及豚の頭數、味噌醬油の在り高の概要を記載し、糧食豊富なり心配無用の宣傳を爲し、次に九月四日鮮人騒ぎにて婦女子の恐怖甚しきを以て、不逞鮮人來襲は訛傳なる旨宣傳ビラを發行し、全日戒嚴令の施行せられたる旨をも全しく印刷に付して大に宣傳に努む、全五日御沙汰書と御下賜金一十萬圓ありたる事を、飛行機より落下せる宣傳ビラを得て之を印刷宣傳し「全日今度の震災はモー心配なし」今に軍隊出動す、御互に氣を付けて自愛せよ」等の宣傳を爲す、全六日に山本内閣成立を知り午前八時直に宣傳ビラを發行す、全日震源地の大島なること及三日より新宿、八王子間及五日に東京、鶴見間、及品川、田端間汽車開通の宣傳を爲す、其後徵發令、暴利取締令、軍艦の食糧運送、米國の同情等飛行機より投下して報したるもの及其の他より知り得たるものにして、苟も人心安定に効果ありと思料する總てのもの、宣傳を、前記の例に依り宣傳したる爲相當の効果を收め得たり。

二、道路の修繕工事と特資の供給

伊勢原町は幸に焼失を免れたるを以て、相當物資を附近町村民に供給するを得たるも、數日にして日用物資の缺乏を來し、物價暴騰の虞ありしを以て平塚町と連絡を保ち、物資の供給を圓滑にし物價の平衡を保つ必要を認めたるか、如何せん道路破壊して交通不能なるを以て、先づ之か復舊の急なるを認め、九月四日夜伊勢原町長と協議して中郡北部十一ヶ町村長の會合を爲し、相協力して道路の應急修理に努力すべく計劃し、全

月八日其の會議を伊勢原町に開催し、伊勢原町に物資の集散を容易ならしめ、安價なる物資を附近町村に供給するの得策なるを説き、二、三ヶ村の反對ありたるも大山、比々多、高部屋、成瀬、太田、相川、岡崎、伊勢原の八ヶ町村の同意を得て翌日より數ヶ町村の青年及在郷軍人分會員出役し、平塚、伊勢原間の道路にて岡崎城島、豊田の各村を通する間道を修理し、十日には荷車を交通し得る程度に復舊せしめたり、其の後此の團體を利用して急を要する道路より逐次修理し、重要通路の被害甚大なりし割合に復舊の迅速なるを得たりしか、愛甲郡厚木町の物資運輸の端を開かしめたるも、此方に依りしものにして、各町村共其の協力の力を認め、且つ附近町村の圓滿なる意思の疏通を得て意外なる好果を收め得たり。

三、震災後の火災豫防

震災後電燈なく、且つ消防上甚た危険のこと多きを以て、九月一日の夜より管内一般民に對し半潰家屋内及家屋其他引火し易き物の附近にて焚火を爲し、又は假小屋内に於て點燈の儘就眠せざる様嚴命し、警察官は自警團と協力して之か實行督勵したるの外、伊勢原町其他市街地に對しては必ず各戸に消火用水の汲置を命し消防組と連絡を保し、勵行せしめたる結果遂に火災等の發生更になかりき。

四、震災後傳染病豫防

傳染病豫防の目的を達すべく九月四日管内町村民に對し、避病者の倒壊したるものは假病舎を作り、半倒壊のものは迅速に修理を加へ、使用に堪へ得る様準備すべく督勵し、且つ此の際自宅治療を許さるることを通牒

し、各戸に對しては假小屋に必ず、便所を作るべく命じて全時に井戸に近き場所に設けざる様指示す、其の他生水飲用、不熟果實を食せざること等、苟しくも衛生上注意を要することを列記したる印刷物を配布して宣傳し其の實行を督勵し、檢病的各戸調査をも繼續し、傳染病發生の際は特に署長自ら出張し、又は主任巡查部長をして消毒に立會はしめ、其の完全を期したる爲、震災後病者七名を出したるも大なる傳染なく極て良好なる成績を得たり。

第十六節 秦野警察分署

一、震災後の暴利取締

今回の地變に際し、物價の昂騰、賣り惜み、買占等を顧慮されたるを以て、九月四日矢島巡查部長をして全五日署長自ら秦野町各日用品販賣店に出張し、在荷品調査を爲すと共に、極力不心得者無之様揭示、其の他を以て一般に告知したるため、暴利取締令に依り訴追等を爲す事件發生せず、極めて良果を收め得たり、今當時の揭示を記すれば左の如し。

掲 示

震災地は東京府下及神奈川縣の小區域に付恢復は案外速なるへしと意料す、就ては此際暴利を貪り、其他賣り惜み、買占等を爲したる者に對しては嚴重處罰取締方其筋より命令ありたるに付、右不心得無之様各自

注意せられ度し。

九月 四 日

秦 野 警 察 分 署 長

人間相愛の實を擧げよ

賣り惜み、買占其の他未曾有の災害に際し、故らに日常生活必需品の物價を昂騰せしむるか如き非人間的行爲無之様豫め一般に警告致し置候處未だ如此不心得者有之、現に某商店(今回に限り特に店名を秘す)は時價三十五錢の小鍋を五十錢に販賣したる事實を發見したるに付、豫め聲明したるか如く取調の上科料金拾圓に嚴罰したり、一般の反省を望む。

九月 七 日

秦 野 警 察 分 署 長

警察より町村民各位に

生活必需品の小賣に對し公定相場を作ると云ふことは、實に民衆の生活に多大の關係か有る許りてなく、延ひては地方の金融にも至大の影響か有り、單純に官權の力のみを以て遽に規定し得ざる事情も有りますので、當署は災害後一に關係商人各位の商業道德及人間相愛の仁俠に訴へることにし、可成當業者の理解の下に日用品に對する公定相場を作り、共榮共存の目的を達することに努め度いと考へて居ります、其第一歩と

して一昨日町の肉類販賣者各位と協定の結果、當分の内豚肉切り込み百匁四十錢上肉七十錢と云ふ從來より各拾錢安の公定相場を定め、食糧緩和の一助として鮮肉を安價にそして一般に提供することに致しました。尙暴利商人に對しては勅令の取締規定もあり、且裁判所等よりも取締の方針を示されて居りますので、是等不心得者は此の際嚴罰の手續を致す考てありますから、各位の内て是等不心得者發見の節は其の事實を當署に申告して下さい、申告者の御迷惑になるようなことは決して致しません。

右再び日用品販賣商各位の猛省を望むと共に、町及各村各位に是等取締に對する警察の態度を明にして置きます。

九月二十五日

秦野警察分署長

掲示

秦野町なり居村なりを震災被害前のもに復活せしむるに付ては、餘程の覺悟と努力とを必要と致しますお互は此際相據り相助けて相互扶助の美しい心持にならねはならぬと考へます、多少の不利不便は町の爲村の爲或程度迄忍ぶ可きものと思ひます。

先日秦野町、今川町、尾尻の各豆腐商か豆腐一丁拾錢に値上した事に付、本日全商各位と署長と懇談の結果値上の事情は相當有るのですか、相互扶助の意味を以て此處暫らく震災前の値段に改正することに談笑の

間に定まりました、尙秦野町理髮組合に對しても、從來理髮料金大人苳込二十錢の處一分苳だけは更に大人十五錢に値下方を提案致しました處、是亦直に決定しました、斯様に是等の人々は愛町愛村の念か旺盛て有り眞劍て有ります。

右町村各位に報告致します。

九月二十六日

秦野警察分署長

二、震災被害の周知

震災と共に通信交通機關全く杜絶せる爲、各地の被害程度、範圍不明にして、物情騒然たるものあるに鑑み九月二日午前十時矢島巡査部長を出演部内の被害を報告せしむると共に、各地被害の状況を調査せしめ、同部長の歸來と共に左記掲示を町村概要の個所に掲示し、人心安定上相當効果ありたるを認む。

掲示

豫告の矢島巡査部長は途中萬難を排し、九月三日本縣知事に口頭を以て秦野地方の災害状況を報告せり、全部長の調査の結果は左の如し。

- (一)、震源地 伊豆大島
- (二)、被害範圍 東京市、神奈川縣、靜岡、千葉兩縣の一部にして、範圍は小區域に付恢復は案外速なる

へしとの見込

- (三) 横濱の被害、家屋残留の個所 蒔田、井土ヶ谷、堀ノ内、大岡、弘明寺、久保町、本牧、久保山の一部
他は全部焼失、罹災者は各適宜の場所に避難せり。
- (四) 東京の被害 山手、芝、二本榎、品川、大森を除く他は全部焼失。
- (五) 其の他の被害 平塚家屋全部倒壊、茅ヶ崎、藤澤、戸塚、保土ヶ谷町全上
- (六) 交通機關 静岡縣岩淵迄、東京府下赤羽附近迄、開通東京迄は自轉車を使用し得。

東京、横濱方面旅行者は警察署の證明及食糧を携帯するを便とす。

尙神奈川縣警察部長は汽船「コレア」丸にて無線電信を以て京阪地方に食糧品の輸送方を頻りに交渉中に付、數日内に食糧品を供給さるゝ見込に付、此の際各位は代用食又は節米により適當に持久策を講せられ度し。

九月四日

秦野警察分署長

第十七節 溝警察分署

一、情報の配布

當署に於ては震災當時の火防、警防、救護に努力すると共に、鮮人來襲の流言蜚語なるを確むるや、直ちに

人心の安定を期する爲情報印刷して各地に掲示し、人心稍や安定するや、東京、横濱等の關係者等を避難せしむる様引取方を勸誘、身元證明書を交付し、交通罹災者の休憩所、假泊所を設けたる外、震災後の衛生状態に着目し、保健衛生上傳染病豫防の印刷物を配布し、檢病調査をなし傳染病患者の發見に努め、豫防注射を勵行したり。

第十八節 川崎警察署

一、暴利取締

當署は震災後直ちに物資の缺乏を名とし、暴利又は賣惜みを爲すもの無之を保し難かりしを以て、各商店に對し騰寫版刷にて注意警告書を配布したりしかば、其の効果良好なるを得たり。

第十九節 高津警察分署

一、震災日誌の携帯使用

今回の如き前古未曾有の一大事變に於ける各般の復雜なる警察事務に就ては、短日時に於て終了すへきものにあらす、從て容易に記憶に止め置くこと至難なるを以て、特に震災日誌と表示せる手帳を各自に配給し、一切の取扱事務を明記し、他日の參考資料を蒐集せしめたるに事後の處理上効果頗る大なるものあり。

二、避難來往者の運輸

九月一日夕刻頃より京濱方面よりの避難老若男女並に傷病者の來往漸次其の數多きを加へ、日時の経過に従ひ疲勞困憊歩行困難を感じるものゝ往來漸く多きを見る、此の際に當り部内高津村二子、土木請負業鈴木留吉が震前本縣土木課の土砂運搬用自動車を預かり置けるを以て、之を利用して避難傷病者及歩行困難者を運輸するの計劃を樹て、高津村二子と中原村小杉との間及高津村二子と全村下作延との間を往復すること數拾回に及び其の運輸人員亦六七百名に達したり。

三、傷病者の救療

九月三日頃より火傷、又は打撲傷等を負ひたる避難者を見るに至れるか、之れより先き京濱の大慘害殊に大火災の事として傷病者の來往するものあるべきを豫想し、來往者の最も頻繁なるべき村の當局と交渉し、高津村に於ては村醫岡信一をして無料救療をなさしむるの計劃を樹て、之れか準備をなしたり。

四、揭示宣傳

今回の大事變に就ては新聞其の他の通信機關は破壊せられ、全く四圍の狀況を知るに由なく、殊に京濱の被害狀況は勿論、週々内閣更迭の折柄として民衆中國家の爲、悲歎するもの尠ならず、又震火災の被害併發せるに際し、鮮人問題に關し民心益々不安に陥るを虞り、特に京濱の狀勢知得に努め、九月三日

兩陛下及び攝政官殿下並宮城の御安泰、又は内閣組織、首相の告諭及び戒嚴令の公布、鮮人來襲虛説等の情報を

得之れを署前並部内の樞要地に揭示し、以て民心の安定に努めたるに、來往者として之れを見逃すものなく、其の效果大なりしを認む。

五、暴利取締

大震災と同時に京濱大火災併發せるを以て、諸物價の奔騰を慮り、殊に日常生活必需品、建築用材等一層取締を要する見込みにて、九月四日逸早く高津村金物商店飯島清次郎外一名及材木商石塚角太郎外一名の重なるものを當署に召致し、此の際暴利を貪らざる様警告を與へ、尙村落方面に於ける全商店にも同様注意を與へしめ漸次飲食物販賣店にも戒告したる結果、需要供給者間に物議を起すものなきに至りたり。

六、復舊計劃に伴ふ諸職工に對する注意

部内高津村の如きは比較的大工、左官、葺等の各職工多く、斯る大變災に際しては利慾に囚はれ易きを慮り九月二十六日高津村溝口左官職手塚佐七外親分株十八名を當署に召致し、自村の復舊に注意を與へたるに各自之を善意に了解したり。

七、罹災警察官避難所施設

九月五日署長は被害報告の爲、本縣警察部假廳舎に出頭したるに、警務課長より横濱市に於ける罹災警察官の家族避難所の設備方を要求せられたるを以て、直ちに歸署し、部内中原村西明寺に五拾名、全村泉澤寺に壹百五拾名の收容方を委託し、之れか糧食並保護等に付き村當局の諒解を得たりしも、距離の關係上使用するに

至らすして止みたり。

八、鮮人の保護

九月二日午後より鮮人に對する不穩の巷説瀾々たるものありしか、鮮人中暴を以て訴ふるものあらざる限り絶對的保護と民心安定の後には各自職に就かしむる方針を持立し、署員及自警團員に之れを注意したる結果避難其の他の鮮人に對し、保護を加へたるもの八名に及びたり、其の内三名は東京市に於ける舊主人を慕ひ、上京し三名に對しては高津村に一戸を構ふるの便を與へ、勞働（砂利堀業）に従事せしめ、外二名に對しては部内生田村細王舎農蠶具製造業箕輪玄作方に自動車運轉助手として雇傭せしめたり。

第四編 陸海軍の警備及救護

本編陸海軍の警備及救護に關する活動狀況は陸海軍當局より内示を請ひたる記録中より直接本縣に關係ある部分を記述し、或は抄録轉載し、更に陸海軍當局の檢閲を受けたるものなり。

第一章 陸軍の活動

第一節 陸軍の出兵

九月一日震災の起るや、其の慘害は縣下一圓に及び、就中横濱市の如きは相次て起る火災の爲に、殆ど全滅し水、糧食を得るに由なく、郡部に在りては横須賀、鎌倉、厚木、秦野、小田原町の大部分も亦震火に襲はれ、罹災民は饑餓に瀕して生色なく、市郡各所に物資の掠奪始まり、横濱市内の如きは一千餘名の囚人を解放したるか爲、地方民は極度の不安に襲はれ、相次て起る餘震は人心をして益々恐懼を來さしむるのみならず、不逞鮮人暴行等の流言蜚語は縣民の心を震憾せしめ、混亂無秩序の狀態は益々増加するのみにして、前途洵に憂慮に堪へざるものありき。

翻て地方治安の任に在る縣下の警察官を見るに、其の數一千七百名なるか、是等警察官は等しく此の慘禍を蒙り、警察署、派出所又は住宅の倒潰、又は燒失に依り或は傷き、或は仆れ、殆ど正規の服裝を保持する者なく、或は帶劍折れ、帽子飛び、夏衣は泥土と血とに塗れながらも、悲壯の意氣を以て非常時警戒の任に當りたるも、饑餓は刻々に迫るも糧食を得るに由なく、然も家族は災難に死するも、之を顧るの暇なく、幾多の困苦缺乏に耐へつゝ活動するも、警察官の數には限りありて、非常時の混亂は刻々に増大するのみにして、此の儘に推移することの絶對に不可能なるを看取したる本縣に於ては、軍隊の出動に俟つにあらすむは、罹災民の救護、治安の維持は得て望む能はざるを信し、二日早朝警察部員を急派して陸軍大臣及第一師團長に對し、出兵の要求を爲すと共に糧食五萬人分の臨時配給を懇請し、一面横須賀警察署に於ては震災直後横須賀鎮守府司令長官並に東京灣要塞司令官、横須賀重砲兵聯隊長に、浦賀警察分署に於ては浦賀町大津所在の陸軍重砲兵學校に、小田原警察署に於ては豊橋第十五師團長並に三島町所在の野戰重砲兵第一旅團長に出兵を要請せり、而して横須賀海軍鎮守府並に東京灣要塞司令部、横須賀重砲兵聯隊、陸軍重砲兵學校に於ては此の非常時の混亂に同情し、即時出來得る丈の兵員を派遣して、以て罹災者の救護、治安の維持に任せられ、所在警察官と相戮力して多大の貢獻をせらるゝに至れり。

一方政府當局に於ては震災の慘禍激甚にして事態の急なるに鑑み叙説の如く、九月二日先づ東京市及其の附近に戒嚴令の一部を適用するの緊急勅令を發せらるゝと共に、九月三日我が神奈川縣下にも適用せらるゝこととな

ると共に、全日先づ驅逐艇に依つて赤坂歩兵第一聯隊の一個中隊を派遣し、全日午後陸路習志野騎兵聯隊より召集したる騎兵の若干を我横濱市に急派せられ、以て翌四日には奥平少將は歩騎各一個聯隊、工兵一大隊、衛生部隊若干を率ひて到着し、花咲町海外渡航検査所を司令部とし（後に横濱市青木町高島山、松下利兵衛邸に移さる）直に横濱市内樞要地點に配兵を爲し、且つ郡部各所にも夫々配兵して以て警備の任に當らるゝに至りし爲、縣民は安堵の意あると共に、歡喜して之を迎ふるに至り、震災直後の混亂状態に鑑み其の推移に多大の憂慮を抱きし不安の状態も旬日を出して平靜に復し、官公衙の警備、救恤の應急施設は漸次整備し、逐日秩序の回復を見るに至りたるは、一に陸海軍軍隊の絶大なる活動と、兵員各自が國家奉仕觀念の表現せられたるの結果に外ならず、今當時戒嚴司令官が震災地關東地方に使用したる兵力を擧示せば左の如し。

- 一 近衛師團ノ歩兵四聯隊
- 二 第一師團ノ歩兵四聯隊
- 三 第二師團(仙臺)歩兵六大隊
- 四 第八師團(弘前)歩兵六大隊
- 五 第九師團(金澤)歩兵六大隊
- 六 第十三師團(高田)歩兵六大隊
- 七 第十四師團(宇都宮)歩兵六大隊
- 八 第十五師團(豊橋)歩兵三大隊

九	騎兵六聯隊
一〇	砲兵六聯隊ト一大隊
一一	工兵十七大隊
一二	鐵道二ヶ聯隊
一三	電信二ヶ聯隊
一四	衛生機關十九個
一五	飛行一大隊
一六	自動車隊一隊
一七	臨時鳩隊
一八	憲兵
一九	士官學校生徒隊
二〇	歩兵學校教導聯隊
二一	騎兵學校教導聯隊
二二	野砲兵學校教導聯隊
二三	高射砲練習隊
二四	工兵學校教導大隊
二五	陸軍々醫學校學生ノ一部

總計	
歩兵	五十九大隊
騎兵	七聯隊
砲兵	八聯隊
工兵	十七大隊
衛生機關	十九個
其他	

兵員約六萬四千人

第二節 陸軍活動の一般狀況

九月二日本縣より野口警務、西坂高等の兩課長を陸軍省及第一師團に急派して、具に横濱市内の慘狀を訴へ、且つ出兵の要求を爲すや、陸軍當局は帝都の治安維持上兵力の不足を訴へつゝあるにも不拘、翌三日歩兵一個中隊を驅逐艦に依つて派遣し、習志野騎兵聯隊の若干は人馬休息の暇なく直に派兵せられて附近町村に配兵せられ、一方横須賀市及三浦郡は横須賀鎮守府司令長官の指揮する軍隊に依り、小田原地方は第十五師團長の獨斷派兵に依り夫々樞要地點に配兵して、警備の任に就かしむると共に、翌四日早朝には奥平少將の率ゆる歩、騎、工兵の大部隊來着するありて、罹災民漸く蘇生の思あり、本縣に於ては奥平少將の來着に依つて戒嚴令の布告を知り、之を市内に告示すると共に、各警察署に通報して茲に始めて戒嚴令下に入る、爾來軍隊の増派に依り縣下各地に増配

鮮人の暴行に關する流言は固より群集心裡に針小棒大に誤傳せしに因ると雖、事實一部の鮮人中には之を敢行したる者もありたるものゝ如し。

又警官と民衆との衝突は主として昂奮せる民衆が統制節度を缺きたるに因ると雖、裏面に於て一部不逞の徒か之を煽揚し、警察權を紊亂して社會を無秩序に陥れんと企圖せるものありしか如し。

九月中旬及下旬の状況

九月十二日震災救済に關する 大詔煥發せらる。

九月十八日陸軍大臣より陸軍一般に訓示あり。

九月二十日陸軍大將山梨半造、福田大將に代り新に關東戒嚴司令官に親補せらる。

前に述ふる如く震災被害に依る治安維持の危機は九月上旬に於て早くも己に脱せられ、爾來一般の情勢日と共に安靜に赴き、地方各機關の活動亦漸次旺なるに至れり、之れが爲戒嚴司令官は九月中旬以後分散配置せる軍隊をして逐次兵力を集結して、警備の持久に適せしめ、陸軍當局は九月下旬以後地方師團派遣部隊の一部を撤去せり、而も之が爲民心に何等の動搖を見ることなく、秩序逐次回復せられつゝあり。

一般の状況以上の如しと雖、震災直後の騷擾以來警察權威の失墜甚しく、目下軍隊の後援により其威令漸く行はると雖、將來軍隊撤去後に於ける治安の維持頗る憂慮すべきものあるに鑑み、陸軍當局は九月下旬來

戒嚴地域内に憲兵及補助憲兵約二十名の増加を策し、之が整備に着手せり。

九月上旬關東戒嚴司令部に於て實施せし一般被害の救済業務に、九月十一日以後其大部を陸軍震災救護委員の管掌に引き継ぎ、全委員の區署により戒嚴司令官指揮下部隊之を實施しつゝありしか、補給及救護に關する業務は地方各機關の復興に伴ひ、九月下旬を以て概ね之を地方機關に移管せり。

十月に於ける状況

前月末旬に於ける兵力の撤去に拘はらず、戒嚴地域内一般の情勢は益々平靜にして、僅に單純なる警察事故の發生を見るの外、何等警備上憂慮すべき事態の發生を見ず、於是陸軍當局は十月上旬に於て更に一部の兵力を撤去し、次で十月中旬に入るや、豫て整備増加中なりし憲兵及補助憲兵の約二千増加配置成りしを以て、十月下旬に於て地方師團派遣部隊の全部をして戒嚴司令官の指揮を脱し、原所屬に復歸せしむ。

勅令第四百五十二號により、情況最も安靜なる千葉縣及埼玉縣兩縣に於ける戒嚴令一部の適用は、十月二十五日以後解せらる。

十一月に於ける状況

前月末に於ける戒嚴地域の縮少及兵力の減少に伴ひ、戒嚴軍隊は東京衛戍地及横濱市附近のみを直接警備

第十師		第九師		第八師		第七師	
歩	司歩	歩	衛生	歩	司歩	衛生	衛生
六	二	三	機	三	四	機	機
七	九	一	關	一	旅	關	關
一	旅	二		五	部		
大	團	大		二	團		
				大			
師團長ノ獨		九月三日	九月六日	九月四日	九月六日	九月六日	九月四日
九月六日	九月六日	九月九日	九月九日	九月九日	九月九日	九月九日	九月七日
小田原	小田原	小田原	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	藤澤
○九月十七日ヨリ九月九日ニ亘リ戒嚴	○九月十六日陸軍震災救護委員ノ區	○九月十六日陸軍震災救護委員ノ區	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區	○九月十四日第三大隊ハ神奈川ヘ	○九月十三日東京南部ニ	○九月十三日東京南部ニ	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區
十月五日	十月十七日	十月十六日	九月三十日	十月二十三日	十月三十一日	十月三十一日	九月二十七日

第十師		第六十師		第五師	
工	衛生	工	衛生	工	歩
一	機	一	機	一	六
七	關	六	關	五	〇
					一
					混
					中
九月六日	九月四日	九月四日	九月四日	九月七日	斷派兵ニ據
九月十一日	九月九日	九月九日	九月十日	九月四日	リ出勤ス
神奈川	神奈川	藤澤	小田原	小田原	司令官直轄
○九月十六日陸軍救護震災委員ノ區	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區	○十月十七日殘留部隊ハ指揮下ヲ脱ス			軍隊ノ軍隊區分ニ編入ス
十月十五日	九月廿五日	十月八日	九月廿八日	十月二十日	九月廿四日

第三節 各工兵隊（鐵道隊、電信隊共）の活動

震災直後縣下各地が異常の不安に陥り縣民生色なきの間に處し、早くも縣下各地に派遣せられたる戒嚴司令官の隸下に屬する歩、騎兵が嚴肅なる軍令の下に、警備に就き治安の維持に任せられたる功勞の大なるは、今更喋々を要せざるか、工兵部隊が當時殘暑灼くか如き、炎天下に於て燒溺死體浮游して異臭鼻を衝き、機械材料拂底の間に處し、具に困苦を嘗めつゝ、尙且つ超人的努力を以て橋梁の架設に、燒失地區の障害物件の除去に、鐵道

電車軌道の修復に、或は電話の架設に主要道路の復舊に、官公衙の修繕に、公設バラックの建設に努めたる功勞は實に偉大なるものありき、當時罹災民は東京地方より他府縣に避難する者の交通と、縣下各地より他地方に分散する者の往復等にて頗る雜沓を極めたるも、橋梁破壊して交通意の如くならざるとき、工兵隊の架橋作業は地方民に大なる便益を與へたるのみならず、救護並に警備の活動に寄與する處頗る多かりき、左に其の概況の一般を述べむとす。

震災の慘禍縣下一圓に亘り、百三十萬の縣民一として被害を蒙らざる者なきの狀を呈するや、民心は極度に不安に陥り、只濫りに不安裡に彷徨して後圖を策するの途を知らず、道路橋梁は勿論、交通、通信機關悉く破壊せられて、糧食絶へ、各種行政機關も殆ど其機能を失ひ、只僅に限ある糧食、又は衛生材料、又は醫療機械に依つて罹災民を救護し、治安の維持に努めつゝありしも、異常の不安は増大するのみにして、此種作業には如何にするも手の施し様なく、只僅に比較的被害少なる地のみにては青年團、又は消防組在郷軍人分會員等の手に依り幾分の復舊に努めたる處あるも、交通上緊要なる橋梁の架設、道路の復舊、電信、電話の復舊、燒跡の整理等は得て望むべからざるの際、九月四日神奈川警備隊司令官奥平少將の率ゆる第十四師團工兵第十四大隊(所在茨城縣茨城郡)は先づ横濱市に先着し、之等の作業に着手せるを始めとし、工兵大隊及鐵道聯隊、電信隊等來着して何れも叙上の作業に盡力し、横濱市内の重要橋梁は勿論、東海道國道の馬入橋、酒匂橋等の架設を擔當架設せられたるの外、鐵道の復舊又は横濱市内軌道の復舊に關し、鐵道又は市電當局者に援助せられたるの結果、九月七日品

川。横濱間の貨車運轉を始めとし、全十二日には品川、逗子間、大船、茅ヶ崎間の延長運轉を爲すに至り、又横濱市内電車は十月一日より神奈川、馬車道間の運轉を開始し、全十日よりは馬車道、日本橋間を延長し、更に全十五日馬車道税關線の運轉を爲すに至れり。

又工兵隊の一部より成る照明隊は、久保山の高地に位置して暗黒なる横濱市に對し、夜間照明燈を照らして不安裡に在る罹災民に唯一の照明を與へ、十月初旬よりは危険なる燒殘物件の爆破作業を實施せられ、横濱市内燒失地區整理上に寄與する處少ならず、今各隊活動の梗概を記すれば左の如し。

一、工兵部隊の事業

關東戒嚴司令部に於ては震災に依り破壊せられたる交通、運輸、通信機關の復舊は焦眉の急なるを認め、司令部には交通課を設け、工兵十七個大隊、電信二箇聯隊、鐵道二箇聯隊及鳩隊をして關東一帶の此の種事業に従事せしむるに至れるか、當時交通課に於ては東京市内外の電信電話は悉く破壊せられ、一として用を爲すものなく東京と外地間との連絡は僅に川口を起点とし、東北線越線に依り支持せらるゝのみにして、東海道方面の通信は全滅の情況に在ることを知り、鐵道は中央線及東海道線共に函嶺以東に於て諸所破壊せられ、唯赤羽附近鐵道橋の補修に依り東京内外の交通疎通の餘地あるを知ると、海軍の情勢は横濱市全滅の結果海陸の連絡十分ならざるを知るや、此種復舊作業の最も緊要なるを察し、戒嚴司令官は先づ名古屋以東の工兵十一箇大隊を招致し、戒

第四編 陸海軍の警備及救護 第一章 陸軍の活動
敷地区を左の通區分せらる。

七九二

東京北警備地區	近衛師團長
東京南警備地區	第一師團長
神奈川警備區	神奈川警備隊司令官
小田原警備區	小原田警備隊司令官

前記工兵部隊の招致と共に、工兵第十四大隊及通信部隊は神奈川警備區に、工兵第十五大隊は小田原地區に、配屬せられ、爾後到着する諸工兵の内其の一半を各地區に、殘餘の部隊を戒嚴司令官の直屬とし、各種作業に従事せしめられたり。

今震後縣下各地に配備せられたる部隊を見るに

工兵第五大隊 (司令官の直轄に入り、縣下に一部の派遣あり)
工兵第十一大隊の一部
工兵第十二大隊
工兵第十四大隊
工兵第十五大隊
工兵第十六大隊の一部

工兵第十七大隊

工兵第十八大隊

以上の通にして蓋し當時縣下の各地は道路橋梁殆ど破壊せられ、交通通信全く杜絶し、交通意の如くならざるのみならず、材料の蒐集運搬材料の利用、宿舍、給養の配當等一として意の如くならず、然も燒失都市の交通整理作業、橋梁の架設は焦眉の急なるを以て第四、第六工兵大隊及朝鮮駐屯工兵を除き全國の工兵を擧げて招致せられたり。

工兵第五大隊は戒嚴司令官直轄に入り、九月二十日横濱に來たり配給部長勝野砲兵大佐の指揮を受け、揚陸設備に任し、其の一個中隊は奥平司令官の區處を受け、交通整理作業を實施し、工兵第十七大隊は九月十日、工兵第十二大隊は九月十二日、神奈川警備隊司令官の指揮下に入りたるか、工兵第十一大隊は戒嚴司令官の直轄なりしも、縣下鎌倉地方の破壊甚敷きものに鑑み、九月二十日同隊の主力を派遣して鎌倉地方の交通の應急作業、橋梁の架設、郵便局町役場の修繕工事及小學校縣營バラック等、約三十六戸の建設工事を施行し、工兵第十八大隊は戒嚴司令官直轄なるも、全二十日以降其の主力を以て小田原附近酒匂川並に愛甲郡相模川橋梁の補修を施行したる外、東京南部警備隊に屬する工兵第十三大隊の一部は六郷橋及鎌倉郡の大橋等の修理を施行し、工兵第十六大隊は藤澤警備區に區處して全地方の道路整理及馬入橋(東海道)及足柄下郡湯本橋等の架設を施行せり。

工兵隊名	工兵隊ノ架設橋梁		備考
	架設橋名	備考	
工兵第五大隊	横濱市花咲橋	(長十一間)	
	雪見橋	(長十三間半)	
工兵第十一大隊	鎌倉郡鎌倉町歌ノ橋	(長六間)	
	横濱市東橋	(長十九間)	
工兵第十二大隊	三吉橋	(長十五間)	
	龜之橋	(長十六間)	
	翁橋	(長十三間)	
	前田橋	(長二十間)	修理
工兵第十三大隊	川崎市六郷橋	(長五十八間)	全
	鎌倉郡戸塚町大橋	(長九間)	全
工兵第十四大隊	横濱市千秋橋	(長十八間)	
	日ノ出橋	(長十二間)	
工兵第十六大隊	武藏橋	(長十八間半)	
	全		

工兵第十五大隊	全	宮川橋	(全十一間)	
	全	萬治橋	(全十一間)	
	全	蓬萊橋	(全七間七分)	
	全	末吉橋		修理
	全	都橋	(全八十二分)	全
	中郡國府村、沙海橋	(全十五間)		
	足柄下郡酒匂村、黒儘橋	(全十一間)		
	中郡須馬村、馬入橋	(全三百四)		工兵第十六大隊ト共同作業
	足柄下郡酒匂村、酒匂橋	(全二百四)		工兵第十八大隊ト共同作業
	全	小田原町、飯泉橋	(全百九十間)	
工兵第十六大隊	足柄下郡松田町、十文字橋	(全百四十)		歩兵第三十四聯隊補助ス
	足柄下郡湯本町、旭橋	(長十六間)		
	鎌倉郡村岡村、大道橋	(全八間)		
	全	鎌倉町、歌ノ橋	(全六間)	
	中郡須馬村、馬入橋	(全三百四)		工兵第十五大隊ト共同作業
	横濱市、築地橋	(全十七間半)		
	全			

工兵第十七大隊	横濱市 櫻橋	(全八間八分)	
	全 水道橋		
工兵第十八大隊	足柄下郡酒匂村、酒匂橋	(全二百四間)	工一五ト共同作業
	愛甲郡厚木町、相模橋	(全百十八間)	
鐵道第二聯隊	横濱市、谷戸橋	(全十四間)	

二、電信隊の事業

震災に依る電信電話線の破壊は地方の情勢諜知上は勿論、官廳間の交渉連絡上に甚大の不便を來し、一々徒歩に依つて交渉連絡を圖り、遠く下僚を縣下各地に遣はして警備救護の指揮に任せしむる等、勞力と時間とに於て單に不經濟を感じるのみならず、時々刻々變化する縣下の情勢を詳にすることを得ざるか爲に、之に依て生ずる齟齬も亦尠ならず、之加本縣警察に於ては震災に依り電話主任技手の燒死する在り、電話材料悉く燒燼して之を架設するに由なく、頗る困惑を感じるの時、陸軍の電信大隊は早くも東京を起点として横濱、小田原、横須賀の兩回線の構成に任し、九月十三日概ね之を完了すると共に、横濱市内警備用電話回線の構成に任し、全二十三日之を完了せるか、該回線は通信機關全く破壊せられたる本縣としては、官公署間唯一の警備連絡機關として、大なる効果を寄與せられたり。更に全月二十一日同聯隊は本縣警察用電話回線の補修に甚大の援助を與へられた

るか爲め、通話上頗る益する處ありたり。

三、鐵道隊の事業

東海道の架せる六郷橋、鶴見橋、馬入橋、酒匂橋の大橋梁は勿論、沿道到る處の小橋墜落破壊して、東京横濱間は勿論、横濱以西は辛ふして徒歩連絡を爲し得るのみにして、自動車等の運轉絶体不可能なるに際會し、官民共に鐵道の開通するを熱望することを切なるものあり、之か爲め九月三日鐵道第二聯隊は東京、横濱間、全第一聯隊は横濱、大船間復舊作業を実施することとなり、遞次之か作業をなし、全九日には京濱間の連絡初て成り、次て鐵道第一第二兩聯隊は横須賀線の復舊に着手し、一方大船以西は鐵道省に於て已に復舊に當りし爲め、鐵道の開通は左記の通り頗る急速なる開通を見るに至れると共に、救護材料糧食の供給並に罹災民の避難等に大なる便益を與へたり。

- 九月七日 品川、横濱間初めて貨車運轉を開始す。
- 九月十一日 品川、大船間延長運轉。
- 全 日 品川、逗子間延長運轉。
- 全 十二日 大船、茅ヶ崎間延長運轉。
- 全 日 逗子、田浦間延長運轉。

當局と共に之か計畫を樹てたるも、區域廣汎なると給水材料不足のため、頗る困難を生ずるや、陸海軍々隊は之に援助を與へ、海軍側に於ては小蒸汽船及水船七艘に依り河川を利用して之を陸上に給水し、陸軍側に在りては九月九日より自動車四、酒樽五十、一隊將校以下二十八名を以て來援し、市内各所の避難地に給水して、以て市内幾多の罹災民を救済せられたるか、其の詳細は飲料水の供給の事項に詳記しあるを以て之を略す。

電燈線の補修

横濱市内に於ては震災に依り電燈設備は悉く破壊、若は焼燼し、一夜にして全市闇黒となり、營に歩行の頗る困難なるのみならず、夜間は極度の不安裡に露宿せざるへからざるの状態に陥り、危険刻々に増加するも照明を得るに由なく、僅に入港軍艦の探照燈と陸軍照明隊の厚意に依り探照燈の照明を得たるも、之れとて瞬間的の照明に過ぎず、當時電燈の復舊は人心安定上頗る必要なるものあるを認め、警察部保安課は東京電燈株式會社に對し急速修理を命したるか、材料燻失の上熟練職工不足にして困難を來たしつゝあるを、看取したる陸軍側に於ては工兵隊の若干をして之か補修に援助する處ありしたため案外工事進捗し、殘存家屋の多かりし市内神奈川町方面の一部には九月八日より點燈するを得たり、詳細の復舊状態は第二編第一章第七節中の電燈の復舊の部に詳記せるを以て之を略す。

護救所の開設

陸軍衛生隊に於ては震災後の傷病者救護の必要なるを認め、九月四日神奈川警備隊司令官奥平少將の率ゆる衛

生部隊の到着を最先とし、順次増兵して縣下各地に二十四個所の護救所を設け、他の醫療機關と協力して縣下に於ける傷病者の救護、地方に於ける衛生状態の保持等に援助せらるゝ處ありたり。

糧食の配給

陸軍側に於ては本縣よりの出兵要求と共に軍用「パン」五萬人分の要求を受くるや、九月四日奥平司令官の到着と共に、之を縣に提供せらるゝ處ありたるも、當時政府貯藏の外米か横濱船渠會社の倉庫中に在りしたため、之を配給し、次て兵庫、大阪、千葉縣等より急速救助食糧の回漕ありたるを以て之を罹災民に配給したるか、當時罹災民は食糧獲得のため殺傷等を爲すか如き状態なりしたため、一に陸軍側の援助に依つて之を配給せるか、爾來引繼き市民に對する食糧の配給は大部分軍隊の手に依れり、而して右軍隊の配給米は十四萬七千俵に達せりと云ふ、尙食糧配給の詳細は神奈川縣廳内務部編纂の震災記録に詳記せらるべきを以て之を略す。

第二章 海軍の活動

第一節 鎮守府及關係官衙の活動

大震災起るや帝國海軍は其の慘禍の甚大なるに鑑み、敏速之を救護するの目的を以て震災後直に起て全機關の活動を命し、先づ大艦隊を以てする食糧其の他救護品の輸送に着手したる爲、旬日を出して東京及横濱灣頭に

救護物資を聚積し、人心の安定、秩序の維持上に多大の寄與を爲し、爾來月餘に亘り上下協力一致具に辛酸を嘗め、克く全能を竭して各種作業に努め、普く朝野の期待を満したるのみならず、軍港所在地たる横須賀市の如きも、海軍各種機關の損失決して尠なからざるにも不拘、震災直後直に兵員を横須賀市及附近町村に派遣して、地方警察官憲に協力して治安維持罹災民の救護に當り、又九月二日夜には一部の艦船を横濱市に急派して磯子に上陸せしめ、市内の一部を巡邏して以て罹災民に大なる安神を與へ、九月三日戒嚴令布告せられ、全月五日縣下横須賀市及三浦郡は横須賀鎮守府司令長官の職務權内に入るの公報を接受するや、司令部を鎮守府内に置き、戒嚴地域を四區に分ち、管下住民の救護に任し、兼て通信機關の復舊、閉塞道路の開墾、焼燼市街の清掃其の他水道電燈の修復等各種の方面に盡瘁して罹災民の保護を全ふし、且つ復興事業促進上に大なる寄與を爲したり、左に其の活動狀況を記述すへし。

一、横須賀鎮守府の活動

鎮守府廳舎は震災に依り大崩壊を爲し、執務に堪へず職員は身を以て免れ、廳舎前に司令部を移し、横須賀市方面の被害の極めて甚大にして、海軍各種機關は勿論、市内の倒潰家屋夥しく、震後火災の諸方に發するや、麾下艦船部隊に命し、即刻防火隊を組織して諸官衙並に市街の防火に従事せしめられ、一面陸上無線有線の通信及交通機關破壊杜絶して他地方の狀況一切不明となり、東京横濱方面の天空に黒煙漲り、其の慘禍測り知る可からざるを知るや、一日夜特務艦膠州を品川沖に回航せしめて、警戒の任に當らしむると共に、横須賀横濱方面の狀況を海軍大臣に報し、他面災害後罹災民救助の爲食糧の必要なるべきを看取するや、一日夜半阿蘇の無電を以て與、佐世保鎮守府司令長官宛糧食治療醫藥品の急送方を打電し、二日午前には南洋方面より歸來せる特務艦神威を即刻出港せしめ、伊勢灣方面の食糧の蒐集を命し、且つ二日午後一時陸軍官憲並市當局警察署長の參集を求め、鎮守府に於て協議を重ね、米穀類の徵收を即決し、陸軍援助の下に市をして全日夜半迄に之か實行を完了せしめ、翌三日には市内二十數ヶ所に配給所を設置し、配米を實施せり、之れより先き二日海軍大臣の訓電に接し、全夜半軍艦五十餘及其の麾下に屬する驅逐艦二艘を横濱に急派（本件に關しては一面壽警察署より海上署員を急派し鎮守府司令長官に救援を請ひたり）し兵員の一部を磯子に上陸せしめ、巡邏巡察を勵行して罹災民に慰安を與へ且つ秩序の維持に任せり、一方九月四日に軍艦山城を横濱に増勢し、且別に驅逐艦を派し、東京、横濱間の通信連絡に當らしめ、公報及情報接受の任に就かしめたり。

二、横須賀海軍工廠

全廠にも等しく慘禍を蒙るや、艦團隊の應援隊と協力して遭難職工の救助並に死體の收容に努め、臨時救護所を廠内第一撓鐵場内及工廠表門前に設け、負傷者を收容し、一方廠舎前に臨時炊出し所を設け、職工及其の家族の避難者に配給し、海軍水道斷水せるを以て濕ヶ谷貯水場を開放し、一般民に使用を許可し、三日工廠の一部

を解放して避難民を收容す、九月十一日より田浦横須賀間の鐵道復舊工事の爲人夫の必要生するや、毎日職工三百二十五名を派出し、又田浦方面の壁道開鑿整理、糧食陸揚等の公共作業の爲人夫の必要生するや、多數の職工を派出し、其の後陸軍工兵隊の來援を得て交代せり。

三、海軍砲術學校

全校に於ては九月二日以降横須賀市内の死體發掘、海軍重油庫防火のため人員を派遣し、五日戒嚴令發布を知ると共に、校長は浦賀戒嚴地區司令官となり、浦賀町に兵員を派遣し、全地一帯の警備に任せり。

四、海軍水雷學校

九月四日より七日に亘り鎌倉逗子方面に於ける食糧缺乏するの報を聞くや、在庫米を救護用に充當したるか、之より先き震災直後田浦方面の住民校内空地に避難せると、長期間に亘る田浦、横須賀間の交通杜絶するや、全校を艦船便乗者の待合所に利用し、數日間校内宿泊を許し、一日以降二十日迄の宿泊者延約一千五百名の多數に達せり。

五、海軍機關學校

全校も亦災害を受けたるにも不拘、即刻練習生百五十名を市内に派遣して人命の救助に當らしむるの外、市内諸所に火災起るや、校門を開放して避難に便せしめ、且つ軍醫をして負傷者の治療に當らしむるの外、九月一日より全二十五日迄は兵員約四十五名乃至二百六十七名、全二十六日より二十九日迄は六名乃至十四名を派出し、負傷者の救護燃料の徴收隧道開掘作業等に從事せしめ、且つ市内照明調査を行ひ、電燈電線の引入修補作業を爲さしめ、全十四日より市内の一部に送電するを得たる爲、一般市民に秩序と大なる安神とを與へたり。

六、横須賀防備隊

九月一日激震後救護隊を編成し、一隊を造兵部、一隊を田浦船越日向方面に派遣して救護作業に従事せしめ、二日更に兵員を増發して造兵部及田浦町に派し、救護警戒に任せしむると共に、逗子葉山方面流言蜚語盛にして人心競々たるの報を得るや、一ヶ小隊を全方面に派遣して警戒に任せられたり。

七、横須賀海軍航空隊

全隊に於ては一日午後視察將校の放てる傳書鳩に依り附近村落被害を受け、救護の必要あるのみならず、兇漢出沒人心不安に在るを知るや、將校の指揮する兵員三十名を鉈切方面に、兵員十五名を金澤方面に急派して、人員の堀出を援助せしめ、將校以下三十名の巡邏隊を鉈切、金澤方面に派遣して徹宵警戒せしめ、又鎌倉山階宮御別

邸異變の報を耳にし、將校指揮の兵員二十二名及軍醫科士官を急派し、宮家諸作業並に御用邸警衛に當らしめ、爾後九月十六日迄交代勤務御警衛に任せられたり。

更に九月七日返子戒嚴司令官より兵員派遣の要求あるや、將校一、兵員三十一名を葉山に派遣し、九月二十八日駐屯地を返子に變更し、十月十六日戒嚴撤廢迄警備に任せらる、之れより先き全隊は震災の甚大なるに鑑み、破壊飛行機の整備完成に努め、震災翌日（九月二日）午前八時初めて第一回偵察飛行を爲さしめ、全機は帝都及近郊並横濱市の上空を飛翔すること一時間三十分、具さに震、火災の状況を瞰望して歸來し、鎮守府司令長官に報を齎せり、爾來數次の偵察及機上撮影を行ひ、連絡及善後處置に大なる貢獻を爲したり。

八、吳鎮守府の活動

全鎮守府に於ては九月一日午後四時頃大阪朝日新聞吳通信部員の來訪を受け「東海道、沼津以東に大地震あり鈴川驛は陥没し、東京方面との通信連絡全く杜絶す（午后三時四十分受信）」との電報あり」と告げられたるか、鎮守府に於ては全九時船橋より發する新聞電報に注意せしめたるに、發信後俄然通信斷絶、全十時五十二分神奈川県より鎮守府宛「横濱市に本日正午大地震あり、引續き火災を起し、全市火の海と化し、死傷者の數何萬なるかを知らず、救護の必要あり、御配慮を乞ふ」との意味の無線電信を傍知し（編者曰く此の無線電は森岡警察部長か、これや丸より急を横須賀海軍鎮守府に報せし無線電信なり）二日午前六時に至り昨夜一日夜十一時四十分船

橋電信所より震災に關する一般電報を受領し、事態極めて容易ならざるものと認め、鎮守府司令長官は其の官邸に關係諸官を緊急招致し、震災救護の爲不取敢

至急軍艦天龍を横須賀に派遣することに決し、救護品及救護班を搭載して急速出動すへきことを命し、和泉灘假屋沖に第七十號潜水艇救難作業に従事中の第四驅逐艦をして、兵庫縣知事と協議し、救難用醫藥品其の他を搭載横濱方面に至り、横須賀鎮守府と連絡を取り、救護に任すへきを訓電すると共に、天龍及驅逐艦派遣のことを海軍大臣及横須賀鎮守府司令長官に電報せり。

此の時迄に得たる情報に因り東京、横濱の大部は破壊し、横須賀方面亦多大の損害を受け、全鎮守府の救援不可能と判断し、吳鎮守府よりする救助の極めて急を要するものありと認め、

當時休暇中の摂津（第一豫備艦）の兵員を急速歸艦せしめて出動準備を行はしめ、扶桑、平戸、第十四驅逐隊、第十八驅逐隊に炭水糧食搭載、人員補充を行はしめ、東京方面救援の爲應急出動を命す。

正午に至り横須賀鎮守府司令長官より横須賀、東京、横濱方面被害の概況及至急治療品、醫療機械、藥品、糧食品等艦船便にて送付方請求の無電あり、此に於て右諸艦の出動を電報し、次で野島、室戸、能登呂、隱戸、石廊の各特務艦の海外發航を止め、至急吳に歸港を電命し、且陸軍糧秣及精米を多量東京市に給付すべく輸送の命を受け扶桑を大阪に寄港せしめ、之と全時に千歳、勝力にも出動を命す。

爾來吳鎮守府に於ては陸軍糧秣又は食糧品、生活必需品の輸送等に関し絶大の努力を爲したり。

九、佐世保鎮守府

全鎮守府に於ては九月一日午後一時頃東京附近強震の新聞號外に次て全三時船橋電信所よりの警電を傍受し、萬一を顧慮して利根に出勤準備の豫告を命ず、二日午前七時二十分船橋電信所の發する關東地方震災に關する警報頻りに至り、事態愈々急なるを認め、利根に至急出勤を命し、軍需品其の他の救護材料の準備を命し、全十一時十分横須賀鎮守府司令長官の要求無電に接し、救護班一班を便乘三日午前六時横須賀に向け出港せしむ。

之れより先き二日午後五時出雲及吾妻に至急出勤を命し、人員の補充救護材料の急速積込を行ひ、出雲は四日午前三時吾妻は汽罐の故障に依り五日午前五時何れも品川に向て出航せしめ、輸送糧食等の交付、救護作業に従事せしめらる、三日午前練習艦隊の入港と共に救護用物資を托送し、四日鶴見及金剛に救護物資を搭載す、爾來電信材料測量艇其の他救護物資を輸送して震災地の救護に任せり。

第二節 震災に因る艦船部隊の行動

震災に關し帝國海軍は其の全力を擧げ、主として救護用の糧食、其の他救護材料及避難民の輸送陸揚げ並罹災地方の警備、其他伊豆諸島房總沿岸罹災地被害調査に當らしめしか、之に従事せるもの聯合艦隊旗艦長門以下横須賀、吳、佐世保鎮守府麾下のものを併せ軍艦四十五隻、特務艦二十一隻、驅逐艦六十三隻、其の他（敷設艇、掃

海艇、水雷艇、潜水艦等）二十一隻、合計百五十隻（左表の通）なり。

震災關係行動艦船表

聯合艦隊

第一艦隊

第一戰隊

□ 長門、陸奥、日向、伊勢

第三戰隊

▽ 球摩、多摩、大井

第一水雷戰隊

▽ 龍田、第二十五驅逐隊、第二十六驅逐隊、第二十七驅逐隊、第二十八驅逐隊

第一潜水戰隊

▽ 筑摩、第四潜水隊、第六潜水隊、滿州

特務隊

常磐、第十二驅逐隊

第二艦隊

第四戰隊

□ 金剛、比叡、霧島

第五戰隊

▽ 名取、鬼怒、長良、由良

第二水雷戰隊

▽ 北上、第一驅逐隊、第二驅逐隊、第三驅逐隊、第四驅逐隊

第二潜水戰隊

▽ 矢矧、第十四潜水隊、第十六潜水隊

第四編 陸海軍の警備及救護

第二章 海軍の活動

特務隊

韓崎、若宮

練習艦隊

磐手、淺間、八雲

横須賀鎮守府所屬艦艇

(軍艦)

山城、榛名、日進、五十鈴、阿蘇、迅鯨、鳳翔、春日、千早

(持務艦)

關東、高崎、尻矢、神威、大泊、武藏、松江、富士、青島、洲崎、朝日

(驅逐艦等)

第八驅逐隊、第五驅逐隊、第一掃海隊、第二艇隊

吳鎮守府所屬艦艇

(軍艦)

扶桑、木曾、平戸、天龍、千歳、明石、勝力

(特務艦)

攝津、室戸、野島、能登呂、石廊、隱戸、大和、膠州

(驅逐艦)

第十五驅逐隊、第十三驅逐隊、第十六驅逐隊、第十四驅逐隊

(敷設艦)

黑神

佐世保鎮守府所屬艦艇

(軍艦)

出雲、吾妻、利根、夕張

(特務艦)

鶴見、佐多

舞鶴要港部所屬艦艇

(驅逐艦)

第十七驅逐隊

大湊要港部所屬艦艇

(潛水艦)

第五潛水隊

(敷設艇)

黑崎

(徵備船)

貴船丸、代志丸

震災救護の爲め行動せる帝國海軍艦船部隊の行動は大要左記の如し

一、聯合艦隊

關東州方面巡航の途に上り、裏長山列島に在泊中の聯合艦隊は、九月二日海軍大臣の訓電に接し、直ちに巡航を中止し、至急出動の準備をなし、全日午後五時乃至午後六時出發震災救難輸送の任務に就けり。

聯合艦隊旗艦長門は有明灣に於て陸奥、伊勢、日向より糧食其他治療品等に移載して急航、五日午後品川灣に到着、第二艦隊旗艦金剛は佐世保にて炭水糧食等補給の上六日午後品川に、第二水雷戰隊は徳山にて炭水補給の上六日午前横須賀に到着、直に警備の任に當れり。

其他艦船中第一戰隊は吳、神戸、宇品、第三戰隊は神戸、大阪、第四戰隊は吳、大阪、第一潛水戰隊は大阪、神戸、四日市等に寄港糧食其他の救濟材料を搭載して、七日より九日迄の間に於て東京灣に到着し、物資輸送

陸揚警備等の諸任務を遂行せり。

聯合艦隊司令長官は品川沖及横濱に於ける艦船部隊を指揮することとなり、救護任務に關する聯合艦隊司令部を九月六日海軍省に設置し、左記要領の命令を發布せり。

一、聯合艦隊司令長官は横須賀鎮守府司令長官、關東戒嚴司令官及地方關係官憲と協議し、且海軍震災救護委員會と氣脈を通し、所在艦船部隊を指揮し、左記任務に服す。

- (一) 震災沿海地方の状況調査救護及海上交通
 - (二) 救護材料人員の海上運輸補助
 - (三) 芝浦及横濱に於ける港務一般
 - (四) 東京所在海軍官衙警衛
 - (五) 海軍各部通信連絡
- 二、各隊(艦)の行動又は任務は左記に依る。
- (一) 陸奥、比叡、霧島、韓崎、第十二驅逐隊は品川沖に回航
 - (二) 伊勢、日向は大阪又は神戸に於て救護材料搭載後品川沖に回航
 - (三) 第三戰隊は品川沖に於て救護材料を揚陸し、横濱に回航し警備に任す
 - (四) 第一潜水戰隊は大阪、神戸又は四日市經由救濟品を搭載横須賀に回航

(五) 第一水雷戰隊、第五戰隊及第二潜水戰隊(韓崎欠)は出動準備を完成し、廣島灣に在りて教育訓練に従事

(六) 第二艦隊司令長官は品川沖に於ける救濟材料人員の揚陸及海上運輸補助並芝浦に於ける港務一般に關することを掌理し、品川沖に在泊する艦船は右事項に關しては、第二艦隊司令長官の區處を承け、且救濟材料等を搭載し、品川沖に回航する艦船は到着豫定を第二艦隊司令長官に報告すへし。

(七) 第二水雷戰隊は三浦半島、房總半島の西岸、伊豆半島及伊豆諸島沿海地方の震災狀況調査及救護に任し任務終了のもの又は特に全地方在留を必要とせざるものは、横須賀に回航すへし。

九月九日伊勢を當分の間第三戰隊に臨時編入し、第三戰隊司令官の旗艦に指定し、横濱に回航せしむ。

東京灣方面に於ける救護作業のため、各鎮守府及要港部より派遣の艦船は、九月十七日以後漸次復歸し、又練習艦隊は九月下旬固有任務に復歸し、廣島灣に回航のことに定め、第五戰隊第一水雷戰隊、第二潜水戰隊は第五戰隊司令官の區處に依り九月二十日以後便宜廣島灣發地方官憲と協議の上、要すれば高松方面、大阪、名古屋方面等に於て救護物件を搭載し、東京灣に回航し、救護作業に従事せしむ。

九月二十二日以後に於ける聯合艦隊海上警備及震災救護作業等の分擔を

- 第一艦隊 横濱方面
- 第二艦隊 品川方面

に定め、震災救護任務を帯び、當方面に派遣せられ在る聯合艦隊所屬以外の艦船は、二十二日以後に於て便宜所屬長官の麾下に復歸せしむ。

九月二十一日海軍省構内聯合艦隊司令部事務所を撤去す。

九月三十日海軍大臣の訓令に基き、品川横濱方面に於ける震災救護事務を、横須賀鎮守府司令長官の指示する配備艦船に引繼ぎ第一艦隊は十月四日佐伯に向け、第二艦隊は全月七日伊勢灣に向け出港す。各艦隊の行動左の如し。

一、第一艦隊

九月二日裏長山列島在泊中關東地方大震災救助のため内地歸還の電命に接し、全日午後六時裏長山列島を發して即時急航し、救護品移載の爲め四日有明灣内ノ浦に假泊す。

長門

陸奥、伊勢、日向の三艦より糧食及治療品を移載し、聯合艦隊司令長官之を率ひ、九月五日品川灣着全六日七日兩日乗員を以て全部の救濟品を芝浦に陸揚し、爾後救護品の陸揚作業、芝浦棧橋掛、海軍官衙の警衛、電線敷設作業等に従事し、十月四日佐伯に向け出港せり。

陸奥

陸奥、伊勢、日向は糧食其の他の救護品を長門に移載後吳軍港に回航し、爾後左の如く行動せり。

五日吳入港後直に糧食、重油、清水等を補充し、七日神戸に向け出港、八日神戸着水船一隻糧食救護用托送品救護員を便乗し、全日夕刻神戸發九日品川に入港し、即時托送品救護員を揚陸し、十一日避難民を便乗して之を清水に輸送せり。爾後横須賀、品川、横濱に在泊し、艦外作業員を派出し荷揚、横濱棧橋修理等の作業に従事せしめ、十月四日佐伯に向け横濱を出發せり。

伊勢

九月五日吳入港後直に行動用需品救護材料の搭載に従事し、午後十一時半之を終了し、六日品川に向け出港、七日品川沖着翌八日より救護品を揚陸し、尙全日警備隊を派遣して芝浦棧橋司令官の區處を承け服務せしむ、九月九日臨時第三艦隊に編入せられ、横濱警備及救護作業に任すへき命を承け、全日午前五時出港横濱に回航し、即時人を派して港内を搜索し、曳船及運貨船を徴收して搭載救護品を揚陸し、翌十日を以て終了之を救護事務局に引き渡せり、九月十日第三艦隊旗艦に指定せられ、九月三十日第一艦隊に復歸す。

日向

九月五日吳入港後直に行動用需品を補充し、救護物品を搭載し六日依命字品に回航、陸軍運輸部より陸軍省宛の救護品其の他廣島市より横須賀市宛の糧食品搭載の上七日東京灣に向け出港す、八日横須賀着寄贈品を揚陸し、即日品川に回航す、爾後九月十八日迄品川沖に在航し、艦外作業員を派出し、荷役作業其の他流木整理、避難民輸送に従事す。

九月十八日聯合艦隊司令長官より便宜横濱回航、山城の作業を繼續すべき命を承け、全十九日横濱に回航す、爾後十月四日迄横濱に在泊し、毎日艦外作業員を派遣し、棧橋修理救護品輸送海底沈置物撤去等の作業に従事し、十月四日佐伯に向け出港せり。

二、第三戰隊 球磨、多摩、大井、伊勢(九日より)

九月二日依命裏長山列島發球磨、多摩を神戸に、大井を大阪に寄港せしめ、救護物資を搭載七日午後品川沖に到着せり、八日搭載品の陸揚を了す。

九日第三戰隊は芝浦に於ける揚陸作業終了次第横濱に回航、全方面の警備港務及救濟材料海上輸送に任すへき旨の命を承り。

九日附を以て伊勢を臨時第三戰隊に編入し、横濱に回航十日旗艦となす。

第三戰隊司令官は任務遂行の爲業務分擔を左の如く定む

- イ、海上運輸救濟材料及人員の揚陸に關すること
漢那 伊勢 艦長
- ロ、材料人員揚陸棧橋司令官
高橋 球磨 艦長
- ハ、水路測量に關する事
濱野 大井 艦長

第三戰隊司令官は十日午前球磨を率て横濱に回航、山城艦長より引繼を了し、伊勢に座乗して在港海軍艦船を區處し、救護作業に従事す、大井は全日午後横濱に回航、多摩は横須賀にて燃料補給の上十一日横濱に回航す

爾來横濱に於て左記諸作業を實施し、九月二十七日海上輸送及陸揚作業を救護協議會に引繼き、三十日警備の任務を第一水雷戰隊に引繼き横須賀に回航せり。

(一)、海上警衛

- イ、神奈川縣港務部を援助督勵し港内整理並秩序維持
- ロ、夜間巡邏船を派し港内警戒
- ハ、掠奪船檢舉のため武装兵乗艇の舟艇派遣
- ニ、華山丸收容鮮人七〇〇名警衛保護

(二)、陸上警衛

- イ、山下橋側を中心とし、陸戰隊一ヶ中隊を以て、主として根岸方面税關棧橋附近の警衛
- ロ、毎夜探照燈を以て陸上照射
- ハ、在横濱船渠會社那珂「タービン」監視
- ニ、集積救濟材料警衛

(三)、罹災者に飲食給與

(四)、一般診療

(五)、避難輸送

(六) 海上輸送揚陸作業

(七) 整理作業

イ、税關倉庫及岸壁附近整理

ロ、山下橋棧橋司令部間道路整理

ハ、税關棧橋應急修理

ニ、棚座船殿島丸の引卸

ホ、港内流木の整理

ヘ、港内水深測量

(八) 雑件

イ、外國艦船及地方官憲の爲め通信補助

ロ、横濱市のため午砲發射

三、第一水雷戰隊 (龍田重欠)

(龍田損傷修理のため九月一日發佐世保に回航常盤第一水雷戰隊の旗艦となる)

九月二日依命裏長山列島發九月四日佐世保着燃料を補給即日出港。

九月五日呉に回航當方面に待機すへき命に接す。

第二十六驅逐隊は佐世保より呉に回航の途下ノ關海峡に於て柿、梅、栗の三隻沈船に觸れて損傷し、柿、栗は呉にて入渠、柿は檢護衛の下に十日佐世保に入渠せり、梅は九月十三日東京に送附すへき電纜を搭載して佐世保發、十七日品川着陸揚の上横須賀に回航し、品川横須賀の通信艦として服務し、九月三十日本隊に合せり。

九月十二日第二十八驅逐隊の蓬、蓮を神戸に回航せしむ、蓬は神戸に於て損傷を蒙りたるを以て、第二驅逐艦を代艦として九月十四日神戸に回航せしめ、蓬は全日修理のため神戸發吳を経て十六日佐世保着入渠す。

九月十七日聯合艦隊司令長官より二十日以後便宜廣島灣發、高松、大阪、名古屋方面より救護物件を搭載回航すへき令を受け、各隊次の如く行動せり

龍田は九月二十四日佐世保にて救護品を搭載出港し、二十五日横須賀、二十六日品川に揚陸し、二十七日横濱に回航警備に任す。

第二十八驅逐隊(蓬欠) 蓬は九月十九日神戸に回航して本隊に合し、二十日救護品を搭載して神戸發、二十一日横濱二十三日品川に陸揚の上、二十四日横濱に回航警備に任す。

第二十五驅逐隊は二十日呉發、二十一日名古屋にて救護品を搭載し、二十二日梨、竹は横濱に樞は品川に着し陸揚を了し、樞は二十日高濱に回航して救護品を搭載し、二十二日館山二十三日横濱に回航陸揚を了し、爾後横濱に在りて警備に任す。

第二十六驅逐隊の梅、栗は九月二十六日吳にて救護品を搭載し、九月三十日横須賀品川に陸揚の上横濱に回航警備に任ず。

第二十七驅逐隊の菱、葦は二十日吳發名古屋にて救護品を搭載し、二十三日横濱に陸揚し、葦は二十日高濱に回航救護品を搭載し、清水に陸揚の上二十三日品川を経て横濱に回航し、葦は佐世保にて修理完成、二十一日救護品を搭載し、佐世保發二十五日横須賀に回航陸揚を了せり、九月三十日柿、蓬を除き東京灣に集合し、第三戰隊に代はりて横濱警備に任し、十月四日警備救護の任を五十鈴に引継ぎ任務を終了せり。

四、第一潜水戰隊 (滿州は十月一日に迅鯨に代る、滿州迅鯨の行動は横須賀鎮守府の部に記載)

九月二日依命裏長山列島發五日吳に回航す。

筑摩は八日高松に回航して救護物件を搭載し、救護班を收容して九日横濱着陸揚し、爾後横濱にありて警備す、其の間九月十八日横濱より清水に避難者を輸送し、歸途糧食を搭載し横須賀に輸送揚陸せり。

第四第六潜水隊は七日吳發、九日横須賀着、各方面の警備横濱、品川方面の物資輸送に従事せり。

十月四日横須賀發任務を終了す。

五、特務隊

常警は九月一日龍田損傷修理のため裏長山列島發佐世保に回航し、第一水雷戰隊旗艦として行動し、九月二日依命裏長山列島發佐世保にて燃料補給吳に回航し、當方面に待命の令に接す、九月二十日依命救護品を搭載

して吳發、二十二日品川、二十三日横須賀に揚陸し、二十六日横濱に回航警備に任ず。

第十二驅逐隊

九月二日佐世保警備の命を受け、直に出港旅順を経て五日佐世保着、依命六日佐世保發、七日吳着、直に品川に回航の令を受け八日出港、十日品川灣着、芝浦、品川、横濱間人員物資の輸送並に警備に任し、九月二十二日横濱に回航、爾後警備に任し、十四日任務を終了せり。

六、第二艦隊 (第四戰隊)

依命九月二日午後四時裏長山列島發、金剛は佐世保に於て燃料、糧食、醫療品及救護品を搭載し、横須賀に回航、六日夕刻品川に着し、比叡、霧島は吳及大阪に寄港して救護材料を搭載、十日品川に回航す。

九月六日第二艦隊司令長官は依命品川沖に泊總艦船を指揮若くは區處し、左記任務を擔當す。

- (一)、商船より救濟材料人員の陸揚又海上運輸補助
- (二)、運貨船並曳船徵發
- (三)、港務一般
- (四)、海上警備
- (五)、海軍艦船輸送の救濟材料の陸揚及避難者の陸上艦船間の輸送

九月十七日聯合艦隊命令に依り九月二十二日以後に於ける海上警備及救護作業の分擔は、第一艦隊横濱方面

第二艦隊品川方面と變更せられしを以て、海上輸送港務一般に關することを霧島艦長、棧橋事務並徴發に關することを比叡艦長に定めて作業を繼續し、十月二、三日に亘り海軍擔當の任務を軍艦日進並第十六驅逐隊に引續きて任務を終了し、十月六日伊勢灣に向け品川沖を出發せり。

七、第五 戰隊

九月二日依命裏長山列島發四日吳着廣島灣方面に在りて待機す。

十七日宮島在泊中二十日以後東京灣回航の電命に接し、救護物件を搭載し、名取、長良、鬼怒は神戸に於て由良は大阪に於て救護物件、建築材料を搭載し、名取、由良は二十三日品川に、長良、鬼怒は横濱に揚陸の上二十五日品川に回航、全地の警備に任す、其間鬼怒は十月八日大震災善後會長徳川公爵一行を便乗せしめ、伊豆、湘南地方を巡航し、翌九日品川に歸着し、十月十日任務を終了し、品川沖發鳥羽に向ふ。

八、第二水雷戰隊

九月二日午後依命裏長山列島發、徳山にて燃料補給の上東京方面に輸送すへき輕油を搭載し、第二驅逐隊は門司にて救護物件を搭載、六日第四驅逐隊は品川に、其他は横須賀に到着し、東京灣警備の任に就く。

九月七日急速出動し三浦半島、房總半島西岸、伊豆半島及伊豆諸島沿岸の状況調査及救護に任すへき命を受け、全日午前六時出動左記區分により各地の震災被害状況を視察し、八日午前一時各其任務を終り、館山灣に集合す。

艦(隊)名

視察地

北 上

船形、那古、北條、館山、布良

第四驅逐隊

伊豆西岸 戸田、土肥、田子、松崎、
妻良子浦、下田、

第三驅逐隊

伊豆東岸 見高、稻取、川奈、伊東、
宇佐見、網代、熱海、真鶴、

第二驅逐隊

房總半島西岸及三浦半島 木更津、湊、保田、加知山、三崎、
網代、長井、浦賀、久里濱、

第一驅逐隊

大島(波浮、元村)新島、式根島、三宅島、御藏島の主要部落

北上は状況報告のため即日品川に回航し、第二驅逐隊は館山よりの避難者を收容し、之を小久保に送りて品川に其他は横須賀に歸着す。

全日第一驅逐隊の波風は侍從武官を乗艦し、館山灣方面、伊豆東岸、湘南地方を第一驅逐隊、野風、沼風は内務省視察員を乗艦し、伊東、熱海、真鶴、小田原、大磯方面を巡航し、十二日品川に歸投す。

十四日波風及第一驅逐隊は依命横濱に回航〇〇「〇〇〇〇」を〇〇し之を野島崎附近までに追蹙せり。

夕風は十三日鎌倉沖に回航午後横須賀に歸投せり。

八日以後第二水雷戰隊の半部を品川に半部を横須賀に配置し、時々交代せしむ。

二十一日沖風は侍從武官を乗艦し、横濱に回航午後品川に歸着す。

二十三日大正丸事件調査のため大刀風は真鶴、汐風は熱海に回航調査の後品川に歸投す。

全日より十月二日に至る迄毎日驅逐艦一隻宛を指定し、横須賀品川間の通信船として服務せしむ。
十月三日品川沖に集結、六日出港任務を終了せり。

九、第二潜水戦隊

依命九月二日韓崎を除き、午後八時裏長山列島を發し、五日吳に回航待命す。

矢矧は二十日吳發大阪に於て救護物件を搭載し、二十三日品川着揚陸す。

第十四潜水隊（二十三號潜水艦）第十六潜水隊（二十六號潜水艦）は九月二十六日母艦韓崎と共に吳出港、二十九日横須賀着人員を派遣し、韓崎の救護品揚陸を援助し、三十日品川に回航警備に任す。

韓崎は依命九月二日出港釜山に於て救護物件を搭載し、徳山に於て炭水を補給し、十日品川に回航搭載物件を横濱横須賀に揚陸すへき命に接し、十一日横濱に回航揚陸す、十五日避難者を收容し清水に輸送し、十九日吳に回航救護品を搭載し、第十四、第十六潜水隊と共に二十六日吳發、大阪に於て救護物件を搭載し、二十九日横須賀三十日品川に回航揚陸を終了せり。

九月三十日品川に於て全隊集艦

十月五日任務を終了し、鳥羽に向け品川を發す。

一〇、若 宮

依命九月二日裏長山列島發六日佐世保着救護物件を搭載し、即日佐世保出港十日横須賀着揚陸の後十七日品

川に回航し、十八日避難者を收容して之を清水に輸送し、全地に於て救護物件を搭載し、二十一日品川回航揚陸の後横須賀に回航す、十月三日品川に回航五日同地發任務を終了せり。

二、練習艦隊

九月一日青島を發し佐世保に回航中、全日午後三時二十分關東地方暴風、強震、大火災等の船舶無線の發せる新聞電報を受信し、次て翌二日東京方面震災に關する警報相續て到り、東京方面救護の緊急なるを認め、練習航海行動豫定の一部を變更し、先づ佐世保に於て救護品を満載し、東京灣に回航することに決し、海軍大臣にこれを電報報告し、増速航行九月三日午前佐世保着直に炭水、生糧品を補充し、又救護品を搭載し、午後九時出港東京灣に急航せり、九月六日午前磐手、八雲は横須賀に淺間は品川に到着夫々救護品を揚陸し、又横須賀鎮守府司令長官の依囑に依り臨時編組せる救護隊中の第一、第二救護班を派遣し、九月六日は兩班横須賀市に於て九月七日より第一救護班は返子、第二救護班は横須賀市に於て罹災市民の治療に努め、又救護品陸揚後は救護品輸送班を鎮守府に派遣し、物品の運搬並雜役に服せしむ、九月六日附練習艦隊は當分の間聯合艦隊司令長官の區處を承け、震災救護任務に服すへき旨海軍大臣の訓令に接し、聯合艦隊司令長官より九月八日より毎日一隻宛品川清水間を航海し、避難者の海上輸送並に清水より東京への救護品及人員の輸送に任すへき命を受け、各艦をして午後四時品川發翌日午後七時清水發の定期航海を開始すると共に、避難者の揚陸東京、横濱、横須賀方面托送品の受授搭

載、無線通信連絡並に海軍關係郵便物等の處理並に地方官憲と交渉連絡の圓滑、業務の機敏を期する爲め九月十日磐手清水着當日より司令部を清水町鈴木與平宅に移轉せり。

九月十五日聯合艦隊司令長官より練習艦隊を以てする海上輸送は、十九日品川發を以て打切り、固有任務に復歸すへき令を受け、淺間は十八日清水發、二十日品川着、磐手、八雲は十九日、品川發を最終とし、九月二十日陸上司令部を撤去し、殘務を横須賀鎮守府派遣員に引継ぎ二十一日品川歸省を以て任務を結了せり。

三、其の他の艦船

山城

九月一日吳發横須賀歸航の途上午後三時豊後水道に於て東京方面震災に關する無電を傍受し、増速三日午前九時横須賀に回航し、横須賀鎮守府司令長官より横濱警備に關する口達訓令を受け、全日午前十一時出港正午横濱着先着の五十鈴及四日入港の春日、天龍を區處して警備並に救護作業を開始せり。

九月三日地方官憲及所在陸軍と協議し、山下町久保山方面の警戒のため陸戰隊一ヶ中隊を揚陸し、四日より根岸方面一帶税關棧橋方面を警戒せり、尙在泊汽船にして他地方へ出帆せんとするものに避難者を搭載せしめ、又之れかため短艇艇舟による輸送作業を四日より實施し、其他糧食の陸揚税關、棧橋内端の應急修理、港務整理、避難者に糧食飲料水の配給、在港船舶の無電管制等を実施し十日に至る。

九月五日陸戰隊本部附近に救護所を設置して救護を開始し、六日より岡山縣赤十字救護隊の助力を得九日より汽船華山丸に鮮人を收容することとなり、縣當局の要求により全船に衛兵を配置し、十一日より全船に診療所を設置す。

九月十日午前六時第三戰隊入港するや、横濱警備の任を全司令官に引継ぎ爾後全司令官の區處を受け、専ら陸上の警備糧食陸揚並に避難者輸送事務を司りしか、爾後避難者漸次其數を減し、乗船者の多數は普通旅行者となりたるを以て協議の上九月十八日を以て一先避難者取扱を地方官憲の手に移し、又陸軍兵力の増加に伴ひ全日陸戰隊を撤退し、十九日横須賀に回航す。

九月二十日より十月五日に至る間命に依り毎日兵員二百名を陸上に派出し、主として食糧運搬に従事す。

標名

九月一日横須賀軍港沖第一浮標に緊留中激震を感じ、至急點火出港用意をなし、防火隊救護班を陸上に派遣す、箱崎重油槽破壊し、重油海上に浮流し、沖天の勢を以て炎上したる際は危険一髪の間迫りしも、幸に其禍厄を免れ、午後三時半に至り港務部汽艇により曳航第三區に轉移投錨す、爾後十月十三日に至る迄糧食運搬並陸揚、埋没者發掘、警衛、陸上整頓、建築物整理等のため連日約百名の兵員を陸上に派し、一方艦内に於ては至急を要する艦船の應急修理、驅逐艦其の他の小艦艇に清水補給病院に對する水補給驅逐艦、其の他小艦艇員の診療等を擔當せり。

九月四日鎮守府の命により警備隊（將校一、下士官兵十五）を派出し、大船、辻堂、藤澤方面を巡回せしめ翌五日歸艦せしむ。

日 進

横須賀軍港第七番浮標に繋留中地震に會し、直に防火隊及救護隊を編成し陸上に派出す、午後一時潮水の干退甚たしき爲、海嘯の襲來を慮り至急點火を命す、午後三時半燃焼重油海上に浮流し、内港危険に瀕し、依命出港用意をなす、午後六時港外に避泊す。

九月二日より全二十六日迄乗員を陸上に派し、糧食陸揚及陸上整理に従事せしむ。

九月二十九日横須賀方面の避難者を收容して清水に輸送し、全地に於て救護物件を搭載し、十月一日横須賀に歸着之を陸揚す。

十月二日品川に回航聯合艦隊より當方面港務監督並に海上警備の任務を引継ぎ十一月一日依命任務終了、横須賀に歸航せり。

五十 鈴

横須賀軍港第十一番浮標に繋留中地震に會し、海嘯の襲來を顧慮し、至急點火出港用意を令し、一方防火隊を陸上に派遣し、午後六時第三區に避泊す。

九月二日午後九時依命磯子沖に回航陸戦隊を揚陸し、磯子及横濱海岸一帶の警戒に任し、九月三日午前横濱

港外に回航し、山城艦長の區署を受け、警備並に救護作業を開始す。

九月八日横須賀に回航し、全二十日横須賀方面の避難者を收容して清水に輸送し、全地に於て救護物件を搭載し、二十二日横須賀に歸着陸揚す。

十月二日横濱に回航し、第三戦隊に代り横濱港務監督並海上警備に任し、十一月六日依命任務終了、横須賀に歸着せり。

横須賀在泊中九月十二日より十八日、二十六日より十月一日に至る間乗員を陸上に派出し、糧食運搬陸上整理等に従事す。

滿 州 (十月一日より豫備)

九月二日午後五時命に依り裏長山列島發吳寄港炭水補給の上九日、四日市に回航、糧食並救護材料を搭載し即日出港十日横須賀着陸揚の上十五日品川沖に回航す。

九月十六日鎌倉廻子方面の救護並に警備の命を受け廻子沖に回航、二十日迄任務を繼續し、二十日東京方面への避難者を收容し、之を品川に輸送揚陸の上横須賀に歸着す。

二十七日横須賀方面の避難者を收容し、二十八日清水に回航之を揚陸し、糧食、建築材料其他救護品を搭載して九月三十日横須賀に歸着して揚陸す、十月一日附第二艦隊より除かれ第一豫備艦となる、十月四日横濱より鐵道材料を搭載し、小田原沖に回航、陸揚の上六日横須賀に歸着す、翌七日横須賀方面の避難者を收容し、

八日四日市着横須賀及横濱に輸送すへき綿、糧食、慰問品等を搭載し、十一日四日市發十三日横濱に回航、陸揚の上横須賀に歸着、之を陸揚して任務を終了せり。

迅 鯨

軍事研究の便乗者を乗艦せしめ、九月一日長崎を出港し、三日横須賀方面の避難者を收容し、全日午後清水に入港、軍事研究の便乗者並に避難者を揚陸し、糧食を搭載、陸兵を便乗せしめ、六日横須賀に歸着陸揚を了す。

十一日更に避難者を收容して清水に輸送し、全地に於て糧食を搭載し、十四日横須賀に歸着し揚陸す、二十日六日江田島に移轉すへき機關學校生徒准士官及其家族を收容し、横須賀發二十八日江田島着揚陸し、十月十九日横須賀に歸省せり。

審 日

九月一日夜半函館碇泊中東京方面大地震の報に接し、依命直に横須賀回航の目的を以て九月二日大湊歸港糧食清水を搭載し、便乗者を收容す、午後三時半宮城縣より輸送すへき食糧品を搭載するため石巻寄港の命に接し、午後五時出港す、三日石巻寄港を取止め、至急横濱に回航警備に任すへき命に接し増速急航す、九月四日午前横須賀着糧食治療品を陸揚し、全日午後横濱に回航、山城艦長指揮の下に陸戦隊を派遣し、警備並に救護作業に従事せり。

九月十二日東北方面への避難者輸送の命に依り十三日急速大湊に回航すへき命を受け、十四日横須賀にて炭水補給十五日品川着十八日避難者を收容し、函館經由二十一日大湊に歸着せり

阿 蘇

九月一日横須賀軍港九番浮標に繫留中激震の爲八番浮標に繫留中の富士艦尾纜索切斷し、本艦の艦尾に動觸す、港務部曳船の助力により離るゝを得たり、午後三時半燃焼重油第二區港外に流出し、港内危険となりしを以て至急點火出港準備をなす。

震災に因り横須賀電信所破壊の爲九月一日より二十五日迄横須賀電信所に代り通信任務に従事せり。

九月四日より十月末日迄横須賀在泊中乗員を陸上に派遣し、陸上整理糧食運搬に従事せしむ。

九月二十七日横須賀發鹽釜に回航し、木材を搭載して十月一日横須賀に歸着し、十月十日横須賀發大阪に回航し、建築材料を搭載して十五日横須賀に歸着す。

千 早

九月一日亞港在泊中東京方面大震災の無電を接受し、北薩吟唼方面の任務を打切り豫定を變更し、全月二日亞港發横須賀に向ふ、途上大湊要港司令官の命に依り小樽に寄港救護物件を搭載し、七日横須賀着陸揚の上八日横濱に回航す。

九月二十二日依命名古屋に回航、木材を搭載して六日横須賀着陸揚し、十月二日清水に回航、木材を輸送し

て四日横須賀に歸着揚陸せり。

鳳 翔

横須賀軍港十番浮標に繋留中激震に會し、艦尾紡索を放ちて阿蘇との觸接を免る、午后一時半防火隊を派遣す、燃焼重油のため港内危険となりしを以て午后三時至急點火五時港外に避泊す、二日以後艦員を陸上に派し糧食運搬整理事業に従事せしむ。

八日依命寫眞員を横須賀航空隊に派し、震災地方の飛行撮影に従事せしむ。

關 東

横須賀軍港吾妻山下特設浮標に繋留中地震に會し、直に救護隊を陸上に派出し、救護作業に従事せり、燃焼重油のため港内危険に瀕せしを以て直に出動準備をなす。

九月七日横濱東京方面への避難者三千五百五十六名を收容し、七日午後横濱に八日品川に揚陸す。

九月十日横須賀方面の避難者八百七十二名を清水に輸送し、全地に於て糧食を搭載し、十二日歸港す、十七日再び避難者を收容し、清水に輸送し、糧食、木材を横須賀に輸送す、十一月一日横須賀出港船川港大船渡より木材を搭載して十七日横須賀に歸航し、横須賀、横濱に揚陸せり。

二十五日横須賀海兵團練習部の移轉に關する諸物件人員輸送のため横須賀出港、三十日舞鶴に回航、歸途青森より木材四千五百石を搭載して十一月十五日横須賀に歸着揚陸す。

高 崎

九月八日避難者便乗者を收容し、十日吳着救護物件搭載の上十八日横須賀に歸着揚陸、二十五日便乗者を收容、二十日青森に回航、木材五千石を搭載、更に宮古に於て木材一千五百石を搭載して十月五日横須賀に歸着揚陸せり。

尻 矢

九月十六日より十月十六日迄三回に亘り、救護物件の輸送陸揚及人員の輸送をなせり。

第一回九月十六日避難者を收容して横須賀發、大阪に回航、建築材料其の他を搭載、二十一日横須賀歸着、二十五日横濱に回航揚陸を了す。

第二回二十六日避難者を收容して横須賀發、大阪に回航、建築材料清水其他を搭載し、十月四日横須賀着揚陸の後横濱に回航揚陸を了す。

第三回十月八日横須賀發宮古に回航、木材を搭載して十六日横須賀に歸着揚陸を了す。

十一月一日より全月二十日迄に二回に亘り、救護物件の輸送をなせり。

第一回十一月一日横須賀發大阪に回航、托送品十七噸建築材料四千石を搭載し、七日横須賀に歸着揚陸す。

第二回十一月十二日横須賀海軍工廠より神戸三菱行「ジーセルエンデン」及附屬具搭載神戸に向け横須賀發十四日神戸着陸揚の上即日大阪に回航、建築材料九百四十八噸其の他托送品を搭載、十一月二十日横須賀に歸

着揚陸を了す。

神 威

南洋より横須賀に歸港の途上、九月一日午後五時八丈島附近に於て震災の無線電信を傍受して増速し、二日午前八時横須賀に入港横須賀鎮守府司令長官の訓令に依り、即日午後二時食糧品搭載のため四日市に向け出港す途上大阪に回航すへき電命に接し、四日大阪着、糧食並救護人員を搭載し、五日發六日品川沖着十五日陸揚を了し、横須賀に歸着、二十六日避難者を收容して名古屋に回航、建築材料、糧食を搭載し、十月一日横須賀に歸着揚陸す。

十月七日便乗者を收容して大阪に回航、建築材料食糧を搭載、更に吳に於て建築材料を搭載して横須賀に回航陸揚せり。

大 泊

九月一日横須賀軍港十五番浮標に繋留中地震のため重油「タンク」火災を生したるを以て艦員を派遣し、見張並に防火に従事せしめ、全時に至急點火港外に避難す。八日より十七日迄重油「タンク」防火作業のため人員を派遣せり。

十八日高崎に横着し、救護物件移積の上横須賀發品川に回航、救護物件の陸揚をなし、二十二日横須賀に歸着せり。

武 藏

八丈島附近測量地より九月一日午後三時横須賀入港、直に防火隊を陸上に派し、防火に従事せしめ、二日引續き防火隊を派遣す。

爾後十四日に至るまで乗員を派出して糧食運搬に従事せしめ、一日より六日に至り救護班を横須賀市鎌倉町を巡回せしめ、一般診療に應じたり。

九月十八日より二十八日に亘り第一回の震災地方海底測量、十月十二日より十六日迄第二回測量に従事す。

松 江

南洋群島測量に従事中九月一日震災の電報を傍受し、二日救援の爲内地歸還の準備を行ふ決心をなし、三日測量班を收容し「パラオ」に回航、炭水補給中内地歸航の電命に接し、十一日「パラオ」發歸航の途に上る、交通断絶のため糧食缺乏中なる小笠原八丈島を救護すへき電命に接し、二十一日小笠原島に寄港し、松江一ヶ月分の糧食を供給し、二十六日八丈島に寄り震災状況を調査し、二十七日横須賀に歸着、爾後震災地海面の測量に従事す。

富 士

横須賀軍港浮標に繋留中九月一日激震のため艦尾繋留浮標の繋維鎖切斷し、艦振れ廻り前方浮標に繋留せる軍艦阿蘇と觸接したるを以て乗員全部を以て防衛に努め、次て半舷の乗員を救護のため陸上に派遣せり、

先是重油「タンク」火を發し、引火重油は海上に流出し、港内危険となりしを以て直に防火隊を派出すると全時に至急點火避泊準備をなし、午後十一時第二區港外に避泊す、二日内港に復歸し、半舷の乗員を救護のため陸上に派出す、三日依命品川に回航通信連絡の任務に服し、一方救護物件海上輸送を實施し、五日長門來着後は聯合艦隊司令長官の區處を受け、専ら入港船舶の錨地指定、船荷の調査、揚陸輸送に任し、全月二十一日日本任務を軍艦霧島に引継ぎ二十二日午後横須賀に歸着せり。

青 島

横須賀に在泊し、横須賀方面救護用物資貯藏所の任務に従事せり。

即ち九月十一日天龍丸を横付けし全船搭載の救護用玄米約三萬三千俵を日進、阿蘇、鳳翔、洲崎乗員の助力を得て九月十六日全部を移載し、十一月十一日品川に回航、全月十九日迄に之を芝浦に揚陸し、横須賀海軍病院行治療品を搭載して二十日横須賀に歸着陸揚を了せり。

洲 崎

九月一日横須賀軍港第二區内特設浮標に繋留中連続せる激動を感ず、午後〇時四十五分より約二十分毎に海水の著しく漲落するを認め、海嘯の來襲を慮り錨鎖伸出の準備をなす、午後三時點火せる重油第二區外港に流出し、海面危険を感じ、午後四時命に依り至急點火避難用意をなす、之より先き陸上に在りたる艦長重傷の報に接し、救護人員を派遣す、午後六時港務部曳船に曳かれ、第二區外港に避難二日午前錨地更に危険なりしを

以て自力航行、横須賀防波堤外に錨地を變更し、三日第二區外港に五日沖六番に繋留す、七日以後は尻矢、石廊より重油の移載を行ひ、行動艦船に重油を供給せり。

朝 日

九月一日激震に因り艦尾六吋鋼線繫索五條切斷し、直に應急處置を執り、午後四時半完成す。

九月一日より十一月二日迄毎日下士官兵多き時は八十余名を艦外作業に派出し、工廠應急作業、市内糧食運搬、倒潰官舎取片付等に従事す。

依命九月二日より十一月六日迄應急入院患者の收容所となり、患者百二十九名を收容し、又十月一日より十一月二十八日迄陸應各部勤務者にして、今回の罹災獨身者中居住なき士官並高等文官二十名、判任文官一名を收容せり。

驅逐艦矢風

九月一日三保ヶ浦に繋留中激震を感し、全時に水面低下し、後部兩舷繋留鋼索切斷す、海嘯の襲來を顧慮し直に總員を防水部署に就かしめ、揚錨機に配員し、海嘯の顧慮なき後錨鎖を縮めたり。

九月一日より全十一月二日迄救護隊(四十名)を編成し、返子、鎌倉、横須賀方面の海軍々人(主として艦隊勤務者)留守宅家族の救護に任し、全十一月より全二十七日迄下士官兵八名を横須賀海軍々需部に送り、全部の整理に従事せしむ、又依命艦内火式發電機を運轉し、鎮守府並工廠救護所に送電せり。

第八驅逐隊 (響、有明、神風、如月、吹雪、初霜)

初霜、有明、如月は長浦繫留浮標に響、神風、吹雪は修理のため三保ヶ浦に繫留中、一日正午地震に會す、直に半舷の兵員を陸上に派遣し、工廠其の他の救護作業に従事せしめ、在艦員を以て至急點火出動準備をなす。

午後四時命に依り出動避難金澤沖に碇泊、翌二日横須賀に歸航す、全日午後六時命に依り響、初霜は警備のため横濱に回航し陸戦隊を揚陸す、三日初霜は報告のため横須賀に歸投し、有明は横濱に回航、警備に任す、四日午後響、有明は品川に回航、「シカゴ」丸より白米を搭載して、響は之を館山に、有明は眞鶴に揚陸して六日横須賀に歸港す。

神風、如月は五日品川に回航、警備に任す、吹雪は五日横須賀地方の避難者を品川に輸送して即日歸港し、初霜は五日浦賀三崎方面を巡回救護班を陸上に派し、負傷者の手當をなして即日横須賀に歸港す、六日吹雪、初霜、八日響、有明品川沖に回航、第二艦隊司令官指揮の下に救濟品の陸揚、芝浦、品川等の便乗者避難者の輸送に従事す、八日如月、神風は横須賀に回航して石炭船を曳船して九日品川に達す、全日吹雪は司法省の托送品を横濱に輸送して即日品川に歸港し、初霜は兵庫縣よりの警官並救濟材料を横濱に輸送し、十日各艦全部横須賀に歸港す。

十二日響、如月、吹雪、初霜は横濱に回航し、神奈川縣下に配給すへき食糧を搭載して響は長浦、衣笠に、

如月は三崎町、長井村に、吹雪は浦賀町、久里濱村に、初霜は葉山村、西浦村に輸送配給して十三日横須賀に歸港し、有明は十三日横須賀より糧食を搭載して浦賀、逗子に輸送し、即日歸港す。

如月は十七日横須賀鎮守府司令長官乗用として品川に回航、翌十八日歸港す。

十九日有明は芝浦に回航、水船を曳航して横須賀に歸港す

二十一日響、如月、吹雪は横濱に回航、小田原町に配給すへき木材、建築材料を搭載し、二十二日之を小田原に揚陸して横須賀に歸港す。

二十七日響、有明、神風、如月は横濱に回航、再び小田原町に輸送すへき建築材料を搭載して二十八日之を全地に揚陸して横須賀に歸港せり。

十月十六日眞鶴に水雷學校無線電信所用應急修理材料を輸送して即日歸港す、各驅逐艦横須賀在泊中は兵員を陸上に派出し、糧食揚陸、運搬、陸上整理、土工作業等に従事せり。

第五驅逐隊 (第三、第五驅逐艦)

横須賀内港浮標に繫留中地震に會し、防火隊を陸上に派遣すると共に、至急點火港外に避泊三日歸港す。

九月四日第五驅逐艦は各省救難事業關係者を便乗せしめ、清水に回航し、翌五日歸港す。

五日第三驅逐艦は横濱、横須賀を二回往復し、一般避難者の輸送に従事す。

七日兩驅逐艦避難者輸送のため横濱經由品川に回航、翌日横須賀に歸投す、爾後兩驅逐艦は避難者輸送、侍從

武官乗用、鮮人輸送等に品川、横濱、横須賀間を行動し、十月二日依命横濱警備のため全地に回航し、五十鈴艦長の指揮下に入る其の間糧食運搬、

攝政宮殿下横須賀行啓供奉艦「ビヤード」博士外震災救護の諸官の視察便乗用等の任務に服し、二日以後横須賀在泊中は乗員を陸上に派し、糧食搭載運搬陸上整理作業に従事せしむ。

浦 風

横須賀軍港三保ヶ浦に繋留中激震を感ず、海嘯の襲來を慮り、防水を命し、防火隊及救護班を直に鎮守府に派遣す。爾後九月二日より十月三十日に至る迄乗員の約四分の一を陸上に派し、糧食運搬陸上整理に従事せしむ。

第七驅逐隊 (神風、春風、初雪)

震災以來乗員の四分の一を作業員として陸上に派し、糧食陸揚其他鎮守府の雑業に従事せしむ。

九月一日附第一豫備就役の命は十四日之を受領し、乗員の充實は即日完了し、急速出動準備整理中十月一日再び第三豫備驅逐艦となれり。

時 雨

九月一日横須賀在泊中激震に會し、依命防火隊救護班を陸上に派遣す、炎上重油の海上流出並海嘯の襲來を豫期し、依命午後五時港外に避泊す、九月二日午後鎌倉に回航し、宮内事務官及外人六名を收容し、三日品川に輪

送す、九月十一日震災地方水深測定のため出動す、全月二十二日東京陸揚物件搭載の「ライター」を芝浦に回航す、全月一日に横濱に陸揚すへき救護物件搭載の「ライター」を横濱に曳船す、全月二十一日横須賀在の鮮人百名を收容し、品川に回航、朝鮮總督府運送船昌福丸に移乗せしむ、横須賀在泊中は乗員を陸上に派し、糧食運搬陸上整理に従事せしむ。

夕 風

九月一日横須賀在泊中激震に會し、依命防火隊を陸上に派し、燃焼重油海上に流れ、出港危険に瀕せしを以て午後五時港外に避泊す、三日小田原に回航、閑院宮殿下御一行御乗船四日品川に回航上陸あらせらる、十四日及二十七日芝浦に回航、横須賀に歸航、鎮守府行官金輸送に任す。

十月二日三浦半島在郷軍人會の慰問品を東京より輸送し、十七日高松宮殿下御乗船、芝浦、横須賀等を往復し、全月二十五日横須賀鎮守府行官金輸送の任に従事せり、横須賀在泊中は乗員を陸上に派し、糧食運搬陸上整理に従事せしむ。

水雷艇鴻、雉、鷗

長浦海岸に繋留中地震に會し、海嘯の來襲を顧慮し、防水及至急點火を命す、重油「タンク」の引火重油海上に流出し、港内危険なるを以て出港す。

雉、鷗は汽罐故障にて行動不可能なるを以て鴻之れを曳航して金澤沖に避泊、二日午後長浦に歸港、五日命

に依り雉は品川に回航、品川沖泊地、芝浦棧橋間の救護物件並避難人員の輸送に従事し、鴻は五日横須賀方面避難者輸送、六日七日船橋電信所警備、九日より鴻は五日品川回航雉と共に全任務に服し、避難者輸送中止と共に鴻、鴻は十九日雉は二十一日長浦に歸着せり。

第一掃海隊

横須賀軍港警留中激震に會し、至急點火出港準備をなし、爾後依命主として第十五驅逐隊と共に左の如く横須賀、品川間の通信艦として人員の輸送物資の運搬をなし、十月四日に至る。

- | | | |
|-------|----|-------------------|
| 第一掃海艇 | 九回 | (他に三崎に燃料救護物件を輸送す) |
| 第二掃海艇 | 九回 | |
| 第三掃海艇 | 八回 | |

扶桑

吳軍港在泊中東京方面震災救護の爲至急出動を命せられ、吳にて燃料及救護用糧食を搭載、三日午前出港翌四日大阪入港、陸軍糧秣廠よりの糧食を搭載し五日發、六日品川に入港、搭載物件陸揚の後十二日避難者を收容清水に輸送し、全地に於て東京横濱方面への救護物件を搭載し、十四日横濱品川に陸揚す、二十二日品川にて避難者及便乗者を收容し、清水、大阪を経て二十七日吳に歸省せり。

木曾

南洋群島巡航中九月十四日横須賀に到着、當分第三戰隊司令官の區處を承け震災救護の任務に服すへき命を受け、十九日横濱に回航乗員を派出し、在泊商船の糧食陸揚岸壁の補修に従事す。

九月二十五日伊勢大廟に參拜の平沼司法大臣乗艦、品川より鳥羽に回航、二十七日品川に歸着し、全二十九日勅使九條公乘艦横濱より鳥羽に回航、二日横須賀に歸着す、十月七日横須賀發名古屋、清水にて糧食を搭載し十二日横須賀に歸着回航す、十七日横須賀に回航、米國「マッコイ」少將一行並に部内便乗者及家族を收容し十九日神戸に陸揚、二十日吳着任務を了る。

平戸

吳在泊中九月二日午後二時東京方面に救護物件輸送の命を受け、燃料食糧治療品を搭載、三日午前九時半出港、四日横須賀着、五日品川に回航、糧食を陸揚し、翌七日避難者を收容して清水に回航、全地に於て横濱方面行の糧食を搭載し便乗者を收容、九日横須賀横濱に於て陸揚の上品川に回航す。

十二日横須賀東京方面の便乗者を收容し、午後品川發大阪、神戸を経て十五日午後吳に歸着任務を終了せり

天龍

九月二日吳在泊中東京地方震災救護のため出動の命を受け、直に乗員の呼集を行ひ、食糧品治療品を搭載し救護班を乗艦せしめ、午後八時出港す。

九月四日午前品川着命に依り全日横須賀に回航、治療品救護班を陸揚し、五日横濱に回航、山城艦長區處の

下に横濱の警備に任し糧食の陸揚をなす、九月七日避難者を收容して清水に回航陸揚の上横濱に輸送すへき食糧及救護班を搭載して十日横濱に歸着、十二日品川に回航、便乗者を收容し、又十六日横濱に於て避難者を收容し、之を清水に揚陸し、九月十八日吳に歸着せり。

千 歳

東京方面、伊豆、大島、小笠原方面、震災救護物資輸送の命を受け、救護物資を搭載し九月十三日午後吳軍港を發し、高濱、大阪、に於て救護物資を搭載せしか、小笠原方面への救護物資は大阪より特に小樽丸を派遣することに決せしにより全方面への輸送中止の命に接し、小笠原行きを取止め、十六日大阪發、十八日横須賀に回航、陸揚を終り品川に回航す、九月二十二日出港、横濱を経て二十六日吳に歸着せり。

明 石

南洋方面巡航中九月十日吳に歸着、横須賀、東京方面に輸送すへき救護物件、便乗者を搭載九月二十九日吳發、十月二日横須賀着輸送物件、人員を陸揚す。

東京方面のものは四日第十六驅逐艦に轉送品川に送り、十月十日横須賀發十三日吳に歸着す。

勝 力

九月八日命に依り吳發敷設艇黑神と共に高濱に寄港し、救護物件を搭載し十四日品川着、救護物件の陸揚を了して十九日横須賀に回航、二十二日全地發、二十六日吳に歸着せり。

攝 津

横須賀在泊中乗員を陸上に派し、陸上整理作業に従事せしむ。

吳在泊中命に依り救護材料を搭載し、十一日發、神戸大阪に寄港し、救護材料を搭載し、支那全權公使施履本一行を便乗せしめ、十七日品川沖に回航、支那公使一行及救護材料を揚陸し、十九日横濱、二十日横須賀に回航、夫々陸揚を了し、二十二日品川着避難者を收容して清水、大阪、神戸經由二十九日吳に歸着、其の任務を終了せり。

室 戸

舞鶴在泊中先つ至急吳に回航すへき命に接し、救護物件を搭載し、六日吳着慰問品を搭載の上九日大阪に回航、木材及慰問品を積載して十二日品川着之を揚陸し、二十五日吳に歸着任務を終了せり。

野 島

九日四日佐世保より吳に回航、吳鎮守府司令長官より東京、横須賀方面救護物資輸送の命を受け、部内及吳市広島市等よりの救護物資を搭載、六日出港神戸に寄港し、救護品、建築材料を搭載し、十一日品川に、十四日横濱に回航、夫々搭載救護物件の一部を陸揚し、二十二日横須賀に回航、全部の陸揚を了せり、二十八日清水に回航、横濱に送付すへき建築材料を搭載し、三日横濱に回航、之れか陸揚を了し、六日品川に回航、便乗者を收容して横須賀、神戸を経て十一日吳に歸着せり。

能登呂

十月三日舞鶴より呉に入港、建築材料、救護品を搭載し七日呉發、横須賀に回航、搭載物資の一部を陸揚し十五日品川に回航、揚陸の後十九日呉に歸着せり。

石廊

「タラカン」に向け航行の途上九月一日東京地方大震災の無電を傍受し、午後七時半推測位置北緯二十三度三十二分東經一三〇度五四分の位置より引き返し、五日命に依り徳山に寄港して軽油を搭載し、呉に回航燃料及救護品を搭載し、十日呉發十四日横須賀を経て品川に回航、救護品を陸揚し、各艦に燃料を補給し、二十七日横須賀に回航便乗者を收容して十月一日横須賀發四日呉に歸着せり。

鹽戸

八月二十八日「ホノルル」發呉に向け航行中九月十六日小笠原島附近に於て急速横須賀に回航すへき旨受令九月十八日横須賀に入港、全月二十一日避難者を收容して之を清水に揚陸神戸經由、二十四日呉に歸着す。

大和

震災當時國後島泊地にて測量作業に従事中にして、九月六日回航の途次大湊に於て木材を搭載し、九日之を横須賀に陸揚す、十九日より二十五日迄震災地方第一回測量に従事し、九月三十日呉に回航す、十月一日呉發横須賀に回航膠州武藏等と共に依命引續き震災地方測量に従事す。

膠州

九月一日午前十一時呉に向け横須賀を出港し、猿島第三海堡間に至るや、突如激烈なる衝撃を感知すると共に横須賀方面砂煙に包まれ、忽ち數ヶ所より大火災起れるを見て始めて大激震なりしを知り、呉への歸港を中止し直に引返す、午後一時横須賀着軍醫部員及救護班を陸上に派し、救護作業に従事せしめ、横須賀鎮守府司令長官より、

- (イ)、横須賀震災の概況並露倉地方御滞在の皇族の御安否を大臣に報告
 - (ロ)、東京方面の状況を横須賀鎮守府司令長官に報告
 - (ハ)、芝浦に在泊東京横須賀間の通信連絡
- の任務を命せられ、午後九時陸上派遣員の收容を終り、即時横須賀發正午芝浦着海上より望みたる東京方面の状況を横須賀鎮守府司令長官に電報す、午前〇時半船長は將校一名を従へ、折柄炎上中の芝浦海岸に上陸したるも、海軍省既に焼失の報により豫定を變更し、午前三時半海軍大臣私邸に出頭、横須賀鎮守府司令長官よりの報告を陳述し、大臣より

- (イ)、當分品川に在泊通信連絡に任すへき事
 - (ロ)、速に警備艦を横濱に派遣すへき旨横須賀鎮守府司令長官に電報すへきこと
- の命を受け、東京方面の状況と共に之を横須賀鎮守府司令長官に電報せり。

九月三日午前七時入港せる富士に海陸連絡の任務を引継ぎ陸軍兵横濱輸送の命を受け、午後八時横濱方面警備隊司令官奥平少將以下二百三十名を收容して、午後十一時横濱に到着せしも、天候不良、港内の状況不明のため當夜の揚陸不可能に終れり。

九月四日午前六時横濱港内に進入し、陸軍兵を揚陸して正午芝浦に歸着。

(イ) 静岡縣の救護物件を小田原に輸送配給

(ロ) 小田原滞在罹災外人百五十名を清水に輸送

すへき命を受け、午後八時清水に向け出港、九月五日清水着、六日静岡縣より救護物件を受領し、午後五時出港、九月七日午前六時小田原沖に着せしも、風浪のため揚陸困難なるを以て真鶴に回航、救護物件を揚陸し之を交付せり、九月八日再び小田原に回航、罹災外人は三島方面に避難せるの報を得、風浪を冒して避難者を收容、九日清水に上陸せしむ、十日全地に於て東京、横須賀方面の救護物件を搭載し、十一日横須賀に、十二日十三日芝浦に、十五日横濱に陸揚せり、

九月十六日横濱方面の避難者を收容し、十七日四日市着之を揚陸し、聯合艦隊に供給すへき生糧品を搭載し二十日品川着聯合艦隊に配給し、二十五日横須賀發、二十七日吳に歸着せり、十月八日建築材料輸送のため吳發、十三日横須賀に着す、爾後武藏大和等と共に依命震災地方測量事業に従事す。

第十五驅逐隊 (葛、萩、藤、薄)

九月一日長浦在泊中連續數回の激震を感じ、次て諸所の斷崖崩壊、倉庫建物の倒塌を認め、直に救護隊を派遣す、零時十五分重油「タンク」火を發し、黒煙天に沖し、潮高の急激なる増減を認め、海嘯の襲來を豫期し至急出港用意を命ず、陸上方面の状況益々悲慘の報に接し、救護隊として乗員の二分の一を派遣せり、午後三時五分重油燃焼しつつ海面に流出するを認め、港外に避難す途上恰も榛名が燃焼重油に包圍せられんとして危険に瀕せるに會し藤は之か曳船を企圖せしも、索具切斷し意を果さず、防波堤外に假泊す、午後五時半藤は長浦に入港、陸上派遣員を收容す。

九月二日命に依り通信傳達震災情況視察のため藤を品川に、萩を横濱に派遣即日歸港を命ぜり、爾後第一掃海隊三隻と共に毎日一回横須賀品川間の定期通信艦の任務に服し、人員物資主として揮發油を輸送し、九月二十三日鐵道開通期に至れり。

此の間横須賀在泊驅逐艦よりは毎日兵員を陸上に派し、糧食陸揚、運搬、土砂運搬、陸上整理等に従事せしむ。

各驅逐艦の品川横須賀往復回数左の如し。

葛 五回、 萩 六回、 藤 六回、 薄 七回、

第十三驅逐隊 (驅四、驅一〇、驅一六)

假屋沖に沈没せる第七十潜水艦の救護作業に従事中、第十六驅逐艦は所用のため一日午後發正午吳着關東地

方大震災の報に接す。

依命第四驅逐艦は二日正午假屋沖發、三日品川着、横濱への陸軍糧秣等を輸送す、第十六驅逐艦は二日午後吳發、假屋沖經由四日品川着、船橋電信所の警電に接し、船橋沖に至り警戒に任す。五日横須賀に回航避難者を清水に輸送、全地に於て糧食醫療品を蒐集し、翌六日横須賀に回航せり。

第一〇驅逐艦は依命五日神戸發六日東京灣に達し、八日乗員を横須賀陸上に派し、重油「タンク」防火に従事せしめ、全日午後品川に於て全隊集合す。

十一日第十六驅逐艦は命に依り陸軍大臣乗用として品川より横濱に回航す。

十二日より二十日迄聯合艦隊司令長官の命に依り毎日一艦宛品川横須賀間の通信艦として服務せり（二十日十六驅逐艦は本隊より除かれ、第十六驅逐艦に編入せらる）九月二十一日依命品川發横須賀を経て二十三日吳に歸投し任務を終了す。

第十六驅逐隊（驅一六、驅一八）

吳在泊中の第十八驅逐艦は依命九月三日吳發横須賀を経て品川に回航し、八日品川より避難者を横須賀に輸送し、爾後品川、横須賀間の通信艦として服務せり。

九月二十日第十六、第十八驅逐艦を以て第十六驅逐隊を編制せられ、品川在泊應急出動艦の任務に服す。

二十二日第十八驅逐艦海軍次官一行、横須賀方面震災情況視察のため、乗艦即日品川に歸着、二十三日秩父

宮殿下横須賀、横濱方面震災情況御視察の爲御乗艦、即日品川に歸着。

二十六日第十六驅逐艦は軍務局長一行乗艦横須賀に回航、即日品川に歸着。

二十八日第十八驅逐艦は山階宮殿下御乗艦横須賀に回航、即日品川に歸着。

三十日第十六驅逐艦陸軍大臣參謀總長一行乗船横須賀に回航、即日品川に歸着す。

十月二日より日進艦長の區處を受け、引續き品川方面警備に任し、應急出動艦として服務す。

十月十三日驅一六、日邦丸引卸作業に従事。

十月十四日驅一六、壽福丸引卸作業に従事。

十月十九日任務終了横須賀を経て二十日吳に歸着せり。

第十四驅逐隊（江風、谷風、葵）

吳在泊中九月二日午後一時依命緊急呼集を行ひ、應急出動準備に着手し、午後八時完成するや訓令に依り、第二小隊（谷風、葵）を吳に待機し、第一小隊（江風、葵）は午後八時半吳發、三日午前大阪着、糧食及救護材料を搭載し、救護員を便乗せしめ、午後全地發四日横須賀經由正午品川に達し、午後搭載物件の揚陸を終了す、九月六日命に依り伊豆大島、館山方面視察の各省視察官を便乗せしめて品川を出動し、七日午後六時品川に歸着せり。

九月九日江風は命に依り館山方面警備のため、全地に回航して警備中警備艦の必要なきに至り、十三日横須

賀に回航炭水補給の上十四日品川に歸着す。

葵は横濱刑務所囚徒輸送の軍艦夕張護衛のため九月八日品川發名古屋に回航し、歸途救護物件を搭載し、横須賀經由十三日品川に歸着す。

十七日命に依り神戸方面への便乗者を搭載し、品川發横須賀經由神戸寄港便乗者を揚陸して、十九日午前七時呉に歸着せり。

第二小隊谷風は通信連絡並軍需品輸送の任を帯び、五日呉出港神戸經由六日午後横須賀着、翌七日早朝横濱經由品川に回航し、呉にて搭載せし救護物件の揚陸を了す。

九月九日横濱、横須賀方面への便乗者を收容し、十日神戸着、便乗者を揚陸し、全日午後六時呉に歸着せり。

黒神

呉軍港在泊中多量の糧食燃料を搭載して品川に回航すへき旨命に接し、九月九日勝力と全行今治、館山を経て十四日品川着富士艦長の區處を受け、十七日依命支那公使一行を抵津より芝浦に輸送、二十日大傳馬船二隻を横濱に曳船第三戰隊に引渡す、二十一日芝浦と軍艦との避難者輸送に従事し、二十二日依命勝力と共に横須賀發今治を経て二十六日呉に歸着せり。

出雲

九月二日午後五時東京方面震災救護のため、至急出動の命に接し、人員充實炭水救護物件を搭載し、四日午前五時佐世保を出港し、六日午後品川に到着、依命七日横須賀に回航陸揚を了す。

十日品川に回航、十三日避難者を收容して之を清水に輸送し、全地より糧食を搭載して十五日横須賀に回航陸揚し、十七日品川に回航、便乗者を收容して十八日品川發、横須賀、神戸、呉を経て二十七日佐世保に歸着せり。

香塞

佐世保在泊中二日午後五時東京方面震災救助のため、救護物件搭載の上至急出動の訓令に接し、急遽人員補充出動準備を完成し、救護物件を搭載して五日午後五時出港八日午前品川に到着、救護物件を陸揚す。

十五日横須賀に回航炭水を補給し、十八日品川に回航便乗者を收容し、十九日品川發神戸、呉を経て二十一日佐世保に歸着せり。

利根

佐世保在泊中九月二日横須賀に急行の命を受け、午後〇時半警急呼集を行ひ、糧食炭水の補給及救護物件の搭載に従事し、九月三日午前六時佐世保を出港し、五日午後横須賀入港搭載物件を陸揚す。

八日横須賀方面の避難者約一千五百名を收容し、清水に輸送し、全地に於て横須賀に送附すへき救護物件を搭載し、十日横須賀に回航之を陸揚す。

十二日品川に回航し便乗者收容、十三日横須賀發吳を経て十九日佐世保に歸着せり。

夕張

横須賀軍港内に緊留中激震に會し、直に救護隊を編制して陸上に派遣し、次て命に依り更に防火隊警備隊を陸上に派遣す、午後三時燃焼重油海上に流出港内危険となりしを以て港外に避泊す。

四日迄横須賀に在泊陸上救護に従事、五日横須賀、鎌倉方面の避難者七百五十名を收容して品川に回航陸揚せしむ。

九月八日命に依り横濱刑務所囚人約三百名を收容し、之を熱田港外に輸送し、全行の莢に轉乘、名古屋刑務所に引渡す、十一日全地に於て救護物件並救護班を收容して十二月品川に回航陸揚す。

二十三日再び横濱刑務所より囚人百三十五名を收容して名古屋に回航し、之を全地刑務所に引渡し、翌二十四日品川に回航す、十月三日より五十鈴と共に主として横濱警備の任に當る。

十月十日 攝政殿下御乘艦東京灣震災地方を巡航あらせらる。

十月二十六日任務終了横濱發、二十九日佐世保に歸港せり。

鶴見

依命毛布其他救護材料を搭載し、九月四日佐世保發、七日品川に回航し、十八日陸揚を了し横須賀に回航便乗者を搭載し、二十二日横須賀發神戸、吳を経て二十九日佐世保に歸着せり。

佐多

佐世保に在泊し、艀裝工事中九月二十五日、急速震災救護作業に従事すへき命に接し、直に工事の撤廢に着手し、四日間にて之を完成し救護品を搭載し、十月二日佐世保發途中輕油、建築材料、救護品を搭載し、十日横濱着建築材料を陸揚し、十三日横須賀に回航、搭載品陸揚の後便乗者を收容し、十六日横須賀發大阪に寄港し、二十二日佐世保に歸着せり。

第十七驅逐隊 (山風、海風)

九月三日舞鶴要港司令官より第十七驅逐隊(檜、榎欠)は急速出動救難作業に従事すへき訓令に接し、救護品治療品を搭載し、四日午後五時舞鶴出港、五日途中燃料及救護物件搭載、九月六日横須賀に着す。

海風は命に依り七日鎌倉を経て江の島に回航、東久邇宮殿下御家族伏見宮博英王殿下の御乗用に當り品川に回航、各殿下御退艦の後横須賀に歸着す、九月十七日横須賀方面の避難者を海風、山風に收容し、清水に回航翌十八日清水發、吳を経て二十一日舞鶴に歸着せり。

第五潜水隊 (潜三八、三九、四〇)

大湊在泊中依命第三十八潜水隊は救護班を乗艦せしめ、九月五日大湊發、七日横須賀着、第三十九潜水隊第四十潜水隊は六日大湊發、八日横須賀に着す。

爾後乗員を陸上に派し、糧食運搬に従事せしめ、十七日横須賀發、十九日大湊に歸着せり。

黒崎

大湊在泊中依命九月八日大湊發十日品川に回航、第二艦隊司令長官の指揮を受け、芝浦棧橋、品川沖間の避難者及救護物資の輸送に従事し、二十五日横須賀發、二十八日大湊に歸着す。

貴船丸

九月一日亞港發小樽に向け航行中、二日午後九時東京方面震災の無電を傍受し、三日大湊要港部司令官の命を受け、小樽に寄港、千早に給炭すると同時に第七師團及北海道廳よりの救濟品を搭載し、五日横須賀に向け出港九日品川に達し陸揚を了し、十五日品川發、横濱經由、二十日大湊に回航、水路部宛測量艇及測量器械を搭載し、二十一日山田に回航、二十五日横須賀に入港して陸揚を了し、特別任務を終了せり。

代志丸

九月一日小樽出港亞港回航の途上九月二日東京方面大震災の報に接す、三日亞港着後諸準備をなし、直に出港、小樽に於て北海道廳より送附する救護品を品川に輸送すへき命を受け、九月四日午前亞港入港午後出港六日小樽着救護品を搭載し即日出港、十一日品川沖着揚陸をなす、十八日品川發、函館を経て二十三日小樽に歸着し、特別任務を終了す。

第三節 横須賀戒嚴司令部の状況

一、一般状況

横須賀鎮守府に在りては、九月五日戒嚴施行の公報を接受し、横須賀市並三浦郡に戒嚴を施行し、戒嚴司令部を鎮守府内に置き地區を分ち職を定め、先づ管下住民生活の安定、人心の鎮靜を圖り次で通信交通機關の復舊、閉塞道路の開掘、燒跡の清掃、其の他水道電燈の修復作業等に歩を進め以て復興事業の基礎を確立せんことを期せり。

二、管下地區々分指揮官以下職員の編制

勅令第四百〇一號に依る戒嚴地境を左の地區に區分す。

- イ、横須賀戒嚴地區（横須賀市、衣笠村、武山村、西浦村）
- ロ、逗子戒嚴地區、（逗子町、田浦町、葉山村）
- ハ、浦賀戒嚴地區、（浦賀町、久里濱村、北下浦村）
- ニ、三崎戒嚴地區、（初聲村、長井村、三崎町、南下浦村）

戒嚴司令部編制は鎮守府諸機關を以て之に充當し、幕僚以下を以て一般食糧、建築、衛生、被服、燃料、運搬、交通勞務及其他の九項に分ち任務の遂行に資す。

各戒嚴地區指揮官以下指揮官部編制左の如し。

地区別	指揮官	全上附	下士官兵
横須賀戒嚴地区	戒嚴司令官直接之ヲ指揮ス		
逗子戒嚴地区	海軍少將 大谷 幸四郎	少佐、大尉 中、少尉 軍醫中、少尉 特務士官、兵曹長 四	兵曹 水兵 五〇 (號) 主計、兵曹 主計兵又ハ割烹備人 (主トシテ自動車乗) 看護兵曹又ハ看護兵 四 二二二二
浦賀戒嚴地区	海軍少將 榊山 可也	少佐、大尉 中、少尉 軍醫中、少尉	兵曹 水兵 一四 (號) 主計兵曹 兵信 三 二
三崎戒嚴地区	海軍大佐 森 初次	特務士官、兵曹長 一	主計兵又ハ割烹 看護兵曹又ハ看護兵 一 二

各戒嚴地区指揮官は司令官の意を承け、擔當地区に於ける治安維持を擔任し、地方官憲と協力鋭意罹災者の救恤保護に努む、尙當地境所在陸軍官憲亦多大の好意を以て戒嚴司令部の協議に應じ、横須賀地区内一部の警備並諸般の作業を擔當す。

右編制は爾後主として状況の安定に伴ひ、若干兵を減勢せり。

以下横須賀戒嚴司令部に於て實施せる作業の大要を項を追ひ記述すへし。

警備

横須賀戒嚴地区は戒嚴司令官直接之を指揮することは前述の如し、而して九月九日兼坂横須賀海兵團長を横須賀戒嚴地区警衛隊指揮官に任じ、左表編制を以て地区警衛に當らしむ、

横須賀戒嚴地区警衛隊編制表

職別	所轄	海兵團	砲衛學校
警衛隊	指揮官 大佐	一	
衛隊	少佐	一	
本隊	指揮官 附 中少尉	一	
部	兵曹	一	
銃	中隊長 大尉	一	
	兵曹長	一	
	中隊 附 兵曹	一	
	掌信號兵	四	
隊	小隊長 中少尉	三	
	小隊 數	三	
		一五	一五

軍	附 隊		必要ノ場合臨時之ヲ定ム
	其	他	
衛 兵	衛生隊軍醫中、少尉	看護兵	一
軍 港	一	一	一
兵	一	一	一
	軍港衛兵規則所定ノ編制其ノ儘		

横須賀戒嚴司令官は十月二十二日右編制表を改め、銃隊数を二小隊とし、海兵團よりのみ派出することに定めたり。

交通通信

災害當初陸上に於ける交通通信機關全く破壊杜絶するや、直に軍艦阿蘇を横須賀鎮守府副無線電信所に指定し、極力東京方面との通信に任せしむると共に、膠州を品川に派し、本省との連絡に任し、爾後一日二回驅逐艦及掃海艇を交互に派出し、以て横須賀、東京、横濱間の公務連絡に充て一切の私用は悉く之を謝絶せしも、四日に至り状況稍鎮靜に赴きしを以て、罹災者の爲特に軍艦、驅逐艦、特務艦を仕立て品川、横濱方面への交通に便し、或は清水方面への罹災者の避難に便を圖り、爾來機會ある毎に清水以西に避難者を輸送せり、尙市内に在りても私利を犠牲とし、品川横濱方面へ無償輸送を願出る者陸續として現はれ、罹災地方の人員減少すると共に、交通の混雜を緩和すること多大なりき。

鐵道は震災に依り線路及隧道に大破損を生したるも、鐵道當局の苦心及陸海軍の協力に依り晝夜兼行の復舊に努力したる結果、品川鎌倉間は九月十日に開通し、翌十一日には逗子迄延び、十二日には品川、田浦間開通し、最難工事たりし八號隧道も、海軍機關學校及海軍工廠當事者の努力と陸軍工兵大隊の専門的技能に依り開進作業を早め、十一月一日を以て横須賀、東京間一日八回の列車運轉を見るに至れり。

道路亦其の被害少からず、即ち横須賀市内に在りては港町の懸崖の大崩壊をなし、幾多の生靈を埋没せるを始めとし、山王町、田戸之に次ぎ、其他小崩壊個所多數あり、尙横須賀より各地に通ずる道路は崩壊、又は橋梁墜落等の爲車馬通せず、人の通行に苦しむ状況なりしも海、陸軍の努力、地方青年團等の協力に依り人道先つ通し、次て車馬自動車道は浦賀、三崎間を除きて之か開通を見るに至れり。

食糧補給

九月一日震災劈頭横須賀市民を不安ならしめたるは實に食糧問題なりき、依つて横須賀鎮守府司令長官は九月二日午後一時本問題に就き、所在陸軍官憲並市當局を鎮守府に召集して、米穀類の徵收を即決し、陸軍援助の下に市長をして全日夜半迄に之を完了せしめ、翌三日二十數ヶ所に配給所を設けて配米を實施するに至れり、是れより先九月一日夜無電を以て吳、佐世保鎮守府司令長官宛糧食、治療品、治療器械、藥品等の至急供給方を打電し、二日午前には恰も南洋方面より歸來せる特務艦神威(輸送計畫變更の爲後に神威は大阪に回航することゝなれり)を即刻出港伊勢灣方面に回航して食糧の聚集を命したり、而して九月二日横須賀市に對し「ビスケット」約二千貫、鮭罐詰八百四十貫を救難用として支出し、四日には横須賀、田浦、逗子

鎌倉、浦賀等の各市町村に對し白米四千貫、割麥四百貫を配給せり、斯くして戒嚴施行後に至り各鎮守府より又は清水以西に於て直接購買したる糧食品は續々到着し、十二日現在の管下一日の食糧米約五百八石十日迄に到着の米八萬五千俵、全管下に對し約二ヶ月を支ふるに足るに至りしを以て、十三日より若干制限の下に小賣價格を指定し、米商をして販賣せしむることとし、生活困難者にのみ施米することに定めたり。

救護及衛生狀況

海軍病院を初め醫師、藥種商の全燒は災害の狀況を一層憊ならしむるものありたり、即ち治療品、治療器械藥品等の燒失の爲め罹災患者の治療を施すの術なく、一日の夜半糧食と共に吳、佐世保鎮守府司令長官宛治療品、治療器械等の給與方を電報せしか、數日後には續々到來し、各方面よりの救護隊又相次て來着、當地海、陸軍當局と協力し、市内六ヶ所に救護所を設置して一般診療救護に任したり。

逗子、葉山、浦賀方面には其の後救護隊を派し、一般診療救護に任し、尙災害後に於ける惡疫の流行を顧念し、十一日傳染病豫防に關する命令を發し、更にか勵行を期する必要上十二日横須賀戒嚴地區に防疫部を特設し、市並警察當局と協力、戸別調査を勵行し、極力患者の發見、隔離其他一般衛生の事項に當らしめたる結果、惡疫流行の徴を見ざる爲に市民大に意を安んずるに至れり。

燒跡清掃並崩壞土砂搬出

港町崩壞個所の土砂搬出の爲め軌條を敷設し、極力燒跡清掃及土砂搬出に當り、以て復興作業の基礎確立に努め、市民亦之に力を得、茲に市況活氣を呈するに至れり。

逗子戒嚴地區

一、戒嚴施行前の狀況

九月一日震災直後水雷學校及横須賀防備隊は造兵部田浦方面に救護班を急派し、負傷者の治療並埋没者の發掘に努むると共に逗子、鎌倉方面に兵員を急派し、警衛及救援作業に従事せり、横須賀航空隊亦該方面に兵員を派し、鎌倉御滞在中なる山階宮殿下及賀陽宮大妃殿下の御警衛に當れり。

九月三日協議の上警衛擔任區域を決定し、以て戒嚴實施に及へり。

鎌倉方面 水雷學校

逗子方面

田浦方面 横須賀防備隊、水雷學校

葉山方面

鎌倉御用邸 航空隊

二、戒嚴施行後の狀況

警備

九月五日午後戒嚴施行に關する命令發布せられ、六日海軍少將大谷幸四郎當地區指揮官となり、左記に依り戒嚴配備を実施せり。

警戒方面	受持隊	校	出スヘキ下士官兵
田浦町	横須賀防備隊	三〇名	信外 員二名
返子町	水雷學	九〇名	信外 員一名
葉山村	水雷學	一〇〇名	信外 員二名

尙鎌倉方面は陸軍の所管となりしを以て、九月八日陸軍部隊來着迄以前の警備を續行し、九日其の大部を撤退し次て全警衛隊を引き揚げたり、然れとも救援隊のみは約五十名を残留せしめ以て、從來の作業を繼續せしか、十八日に至り作業大體終了を待て撤退せり。

十三日以後御用邸の警衛は葉山方面派出の水雷學校派遣員を以てせり。

交通通信

イ、交通

戒嚴地區内の作業は交通路の整理を第一眼目とし、六日に至り震災以來各方面に設置せし自警團は其の夜警を撤し、専ら道路の修繕に力を注ぎし結果、八日返子、鎌倉間、返子、沼間隧道間、自動車交通可能となり、次て十日返子、葉山間も亦自動車通行し得るに至れり、次て田浦町方面には造兵部職工出勤し、道路隧道の修築工事を援助せしも、崩壞量大なる爲、沼間隧道の復舊には尙多くの時日を要する狀況なりしも、全般を通し九月十日頃より略道路の應急修繕完成し、一方汽車開通の關係上民心平穩に歸せり。

ロ、通信

通信施設を應急に完備せしむるは、最も緊要事項なるを以て、水雷學校長は同校兵員の手を以て五日には鎮守府長浦方面海軍諸官衙間、七日水雷學校返子間、更に八日鎌倉停車場迄の通話を可能ならしめ、戒嚴任務達成上並地方官憲等との連絡上至大の便益を得せしめたり。

食糧補給

返子田浦町共切符購買制度を採用し、爲に配給は順當に行はれたり。葉山村は被害比較的になく、且つ少數の別荘生活者を除き食糧の蓄積割合に多く、且つ米五十石の補給ありし結果、別荘生活者も亦危急を脱するを得たり。

救護及衛生狀況

衛生狀況は一般に良好にして、小坪方面に熱性患者三名の發生を見しか、戸別檢病調査及び罹災者の治療

並傳染病發生防止に就ては全力を擧げて努力を拂ひ、爲に漸次良好に赴けり。

尙一般患者に對する施療狀況は震災に因るもの、田浦方面毎日約三十名、逗子、鎌倉方面毎日約百名、内疾約四十名なり。

浦賀 戒嚴地區

一、戒嚴施行前一般狀況

震災當初當方面に於ける被害は甚大にして、殊に艦裝員附兵員用宿舍の倒塌、或は浦賀工場の大部倒塌火災に罹るあり、且又町家の破壊多數に上り、其の慘狀甚しかりしか第六、第八驅逐艦艦裝員は倒塌宿舍の下敷となりたる兵員救助と共に防火の作業に従事し、或は米穀の買入傷病者の手當等應急處置を行ひ、通信の斷絶は横須賀其の他各方面の狀況全然不明なるものの如く、然かも海波の高低は約一丈にして海嘯襲來の虞あるを以て、晝夜の警戒を嚴にして翌二日は更に町民及工場内の人命救助及掘出し方等に従事し、三日以後上述の作業と共に陸軍及警察と協同し、町内外警戒に任せり。

二、戒嚴施行後の狀況

九月五日戒嚴施行に關する命令發布、海軍少將樺山可也當地區指揮官となり、全時に第六、第八驅逐艦艦裝員亦戒嚴司令官の命に依り其の麾下に屬し、以て戒嚴實施の任に當れり、而して警戒配備を大津、走水方面は

陸軍重砲兵學校に委ね、其の他は上述艦裝員及本部長を以て充當し、警戒の結果秩序回復人心安定せり、戒嚴狀況左の如し。

地域（浦賀町、久里濱村、北下浦村）

被害の概要

町村名	死	傷	行衛不明	全人口	全燒倒又ハ潰	全戸數
浦賀町	二三〇	一、三四〇	—	二〇、二〇〇	二、二二八	三、九〇〇
久里濱村	一四	三二四	一一	四、〇〇〇	一六二	七六〇
北下浦村	九	二〇一	一〇	四、〇〇〇	一一七	六六〇

大體に於て被害の大なるは浦賀（字を除く）及走水にして倒潰家屋最も多し、火災は浦賀の一部分のみ道路の崩潰箇所は大なるもの約十ヶ所なり。其の内西浦賀蛇畑の崩潰は道路兩側の人家數十軒を埋め、約九十名の人命を損せり。

救恤

イ、居住 浦賀に於て應急避難所一ヶ所を作れり。

ロ、食糧 浦賀町にて當初施米を行ひ、其の後浦賀（字を除く）のみに施米し、他は有償配給をなし來りたるか、九月十七日より之を廢し町役場を元賣捌所とし、從來の米穀商をして一定の價格にて販

賣せしむ。

久里濱村にて初めより有償配給とし、北下浦村にては自由裁量に委せり。

其の他の状況

イ、保安

浦賀には震災前より第六、第八驅逐艦艦装員の在勤せるあり、地震直後より前述の如く救護防火警衛等に努力したるため一般民心の動搖甚しからず、九月六日戒嚴實施以後數日間青年團員等の警邏をなすものありたるも、二十日頃に至りては殆ど平常の状態に復し、只夜間衛兵の巡邏を行ふのみにして、何等の事故なく平靜なるを得たり。

ロ、衛生状況一般に良好

ハ、交通 道路崩壊箇所多く其の被害の甚大なるものありしも、震災以來極力復舊に努力し、着々進捗せり。

三崎戒嚴地區

一、被害状況

三崎方面は震源地に近く震動甚大にして道路の損害大なりしも、其の他の損害比較的少なく、倒潰家屋（全潰半潰）一千三百七十八戸（全戸數四千五百戸）死者五百八十五名なり、地盤は著しく隆起し、平常二尋の

深さを有する城ヶ島水道を徒歩し得るに至り、海嘯の襲來に對する恐怖と鮮人に對する流言及食糧に對する不安とは一時相當に人心の動搖を來せり。

二、戒嚴状況

一般状況

九月五日戒嚴施行せらるゝや、海軍大佐森初次三崎戒嚴地區指揮官となり、全六日三崎町光念寺に其本部を置き戒嚴に關する事務を處理す、全部は指揮官以下二十六名を以て組織し、管區内の安寧秩序の維持災害に對する復舊作業糧食の配給、醫療救護並其の他に對し地方當局と協力能く現下の状況に適應する處置を盡せり。

警戒配備

地區を三崎町方面、初聲村、長井村方面及南下浦村方面の三區に分ち、各方面特務士官以下數名を以て晝夜巡察警戒に任し、在郷軍人、青年團、消防隊等又之に協力し、人心大に安靜に赴き、爾來食糧其の他の問題漸次解決すると共に、人心益々安定せしを以て各種の自治團體は漸次自發的に警戒を撤し、尙ほ指揮官部に於ては九月二十九日より兵力を減すると共に、各方面の巡察回數を減少せり。

尙十月二十三日の現狀に鑑み兵力を特務士官以下十名に減少せり。

食糧

食糧に就ては當地區住民の大部漁民なる關係上、震災當初大に不安を感じたるを以て、最も困難を極めたる長井村及三崎町合計一萬三千人に對し海軍より糧食を配給し、次で前後二回に亘り外米を分配せるか、漁業組合等の千葉方面よりする米の買出と近郊に於ける豊富なる野菜及漁獲とは相俟ちて漸次糧食缺乏を緩和し九月十七日以後は價格を限定して一般米商をして賣出を爲さしめ、全十九日以後は町村役場の証明ある窮困者の外施米を廢止せり。

交通通信

イ、交通

主要道路は橋梁の破壊、山崖の崩壊等に依り殆ど交通杜絶せしも、自治團體の協力に依り九月二十七日より大略復舊せり、海上の交通は震災當時石炭缺乏のため運航不可能なりしを以て、不取敢横須賀より石炭十五噸を取寄せ海上の交通を開き、以て糧食補給の方法を講じ、爾來漸次圓滑となり、九月二十七日頃に至り隔日東京方面に定期船を出すに至れり。

ロ、通信

電話は震災と全時に全部斷絶したるも、九月十七日迄に郵便局と協力し、管區全部に對し之れが修理を了せり。

漁業

當方面に於て最も重要な漁業は震災に依り一時衰微に向はんとせしも、獎勵の結果と當業者の努力とに依り九月下旬頃に至りては復活の曙光を認むるに至れり。

救護並衛生狀況

三崎町小學校に假病室を設け、重傷者五拾餘名を之に收容し、海軍より醫藥を給し、町醫と協力之か救護に努めしか、漸次之等患者も回復し、十一月一日に至り該病室を廢止せり、尙當方面一般の衛生狀況は極めて良好にして、傳染病豫防に努力せし結果其の發生を見ず。

其他

復舊作業に伴ひ起るべき勞銀の暴騰を防止する爲賃銀を一定し、又一般保健上湯錢並理髮料を低下し、暴利者に對し威力ある制裁を加ふる等、一般民衆生活必須事項に對し大に努力したる結果、能く其の目的を達することを得、一般に戒嚴に對し大に感謝の意を表せり

第四節 警備

(品川方面中略)

横濱方面

横濱方面亦地震に次て大火災起り慘狀を極む、而も通信及交通機關全く斷絶し、震災當日其の狀況を審にする能はず、翌二日に至り略其の被害明となり、流言蜚語熾にして人心の動搖甚しく、差當り軍隊を以てする警備の必要急迫の狀況にあり、横須賀鎮守府司令長官は命に依り二日夜直に軍艦五十餘、驅逐艦二隻初霜、響を

派遣して警備に當らしむ、五十鈴は横濱着後直ちに陸戦隊を揚陸せしめ、民心緩和至上大の効果を収めたり、三日更に山城を横濱に派遣し、警備と共に港務一般を處理せしむ、大湊要港部より派遣せる軍艦春日は東方地方寄港豫定を變更して急速横濱に回航すへき電命に接し、四日横濱に來着、山城艦長の指揮の下に警備に任す、全日歩兵約一個聯隊横濱に來着し、警備稍其の緒に就き民心鎮靜に歸せり、次で聯合艦隊の品川沖に入港するや第三戦隊は全地に於て救濟材料揚陸次第横濱に回航警備に任すること定められ、第三戦隊司令官は九日命令を發し、警備上必要なる諸般の業務分擔を定めしか、特に第一戦隊より伊勢を臨時第三戦隊に編入旗艦に指定せられ、任務達成上大なる便益を得たり。

聯合艦隊司令官は品川方面に於ける作業略一段落を告げしを以て、聯合艦隊命令を以て九月十二日以後横濱方面の海上警備及震災救護作業を第一艦隊の分擔と定むると共に、従前通第三戦隊司令官をして横濱に於ける海上輸送及陸上警備を處理せしめ、第一水雷隊をした主として海上警備に任し、應急出動艦二隻を準備し置くへきことを發令せり、斯くて第一艦隊を以てする警備は十月上旬横須賀鎮守府之を繼承し、同府司令官は訓令に依り石渡五十鈴艦長指揮の下に軍艦五十鈴、夕張及第五驅逐隊を派遣して該訓令の任務を遂行せしむ。

夕張は十月二十七日五十鈴及第五驅逐隊は十一月五日を以て其任務を打切り、管掌事項を夫々關係當局に引継ぎ撤退し、震災地警備の任務を完了せり。

第五節 救護物件横濱方面の陸揚

第三戦隊は品川沖に於ける其の搭載救護物件の揚陸作業完了次第依命可成速に横濱に回航し、全地の警備港務及救濟材料の海上輸送揚陸に任したり。

當時横濱は海陸共に慘狀を極め、混沌言語に絶するものあり大要次の如し。

イ、罹災民の情況 十數萬の罹災民は横濱市殆ど全滅の結果、市内公園地に少數を残すの外、大部は舊市外廓附近の空地に集團避難し、主として陸軍警備隊の救助を受けつゝあり、尙罹災民中渡航避難の意志あるものは山下橋附近海岸に徹宵待船しつゝあり、之等に對しては山城及春日の陸戦隊より食糧を供給す。

ロ、海路避難民輸送の情況 鳥崎山城艦長は避難民輸送事務所を山下橋際に設け、或は軍艦、或は商船に、日日數千人を大阪、神戸並清水方面に輸送の事務に任す。

ハ、陸上秩序の情況 陸上は陸軍兵力の不足警察力の無力並住民相互節制の缺如の結果無秩序にして、掠奪強盜等頻繁に行はれ、百鬼夜行の狀況にあり

ニ、食糧配給の情況 罹災民の自制心を失はしめ、犯罪を助成せしめたるの原因は食料の不足に在り、然るに二に配給機關の不備に因り糧食品を滿載せる船舶は續々入港し、軸艙相接する盛況を呈しなから、陸揚手順整はざる結果需要を充す能はず、山城及春日の兩艦は非常の努力を以て自艦搭載の糧食は勿論、他船の糧食を

も揚陸に努めたるも、艇船及人夫不足し多大の不便を感じたり。

ホ、岸壁並に棧橋の情况 港内は一面の油海にして流木死體其の間に出没し、舟艇の駛走するもの稀にして昔日の大商港の面影を止めず、棧橋は陥没又は崩壊し、倉庫は内若干を除くの外倒潰して使用に堪へざるもの多く、其の外廓完全なるものも庫内火焔尙ほ止まざるものあり、或は掠奪の跡散亂し足を容るゝの餘地なきものありて一見利用の道なき如きも、整理作業宜しきを得は、或は使用し得へき二三の倉庫あり。

ヘ、碇泊船舶の情况 震災前防波堤内に在りし船舶は震災當時港外に避難し、任意に碇泊せる結果港外の碇位全く無秩序にして、數多の港務部員中唯一の生存者にして自身頭部に負傷せる神奈川縣港務部長は海軍信號兵二名の助力を得て商船「コレア」丸に在りて港務の整理に従事したるも、當時尙整理の域に達せず。

ト、曳船「ライター」の情况 震災の爲め多數の廢棄船あるへきも、尙其の數量は甚豊富にして多少の修理を加へ、炭水の供給をなすに於ては曳船等も多數運轉し得る情况なるも、舟夫に糧食の現品を給し、相當の賃金を支拂ふにあらざれば徵集使役不可能の状態にあり。

九月九日第一艦隊司令長官より當分の間伊勢を第三艦隊に臨時編入し、第三艦隊司令官の旗艦に變更の旨發令あり、全艦は十日午前五時品川を發し横濱回航、直に乘員を港内に派し、曳船及運貨船若干を徵發し、全艦搭載救護材料を大岡川川口船渠倉庫に陸揚を開始したり。

全日附を以て第三艦隊司令官は左の命令を發せり。

第三艦隊命令

一、當隊は聯合艦隊命令特第三號に依り横濱の警備に任す

二、任務遂行の爲め業務分擔を左の通定む。

イ、海上運輸救護材料及人員の揚陸に關する 委員長 漢那伊勢艦長

ロ、材料人員揚陸棧橋 司令官 高橋球磨艦長

ハ、水路食糧に關すること 委員長 濱野大井艦長

三、當隊聯合陸戰隊編制を別表の通定め、主として揚陸物件の守護に任せしむ、其上陸時機並爾後の任務に關しては、高橋球磨艦長の指揮を受くるものとす。

註、別表略(但し總員四三六)

四、多摩は港外に在泊し横濱港務部長と氣脈を通し、主として港務並通信及郵便物發送を擔當せしむ、多摩來着迄(九月十一日午後〇時着)春日は其任務を續行す。

五、高橋球磨艦長は陸軍及地方官憲と氣脈を通し、曳船及載荷船の徵發(徵用船は伊勢に送付するものとす)並棧橋附近通路の整理に任し、尙救濟材料人員の揚陸に關する棧橋用務を處理すへし。

六、伊勢艦長は港内外在泊若くは來着する艦船搭載の救濟材料數量並品種を調査し、徵用船舶並第七項の人員を區處し、海上輸送に任すへし。

七、第三戰隊各船は士官、特務士官、若しくは兵曹長を指揮官とする輸送班(下士官兵約四十五名)を編制し、伊勢艦長の要求に應ずへし。

八、第二號口項ハ項に關し各艦は各委員長、又は棧橋司令官の要求に應じ、人員舟艇並材料を派遣し、其の任務達成を援助するものとする。

斯くて九月十日第三戰隊司令官は球磨を率る横濱に著し、依命第三戰隊以外横濱在泊帝國艦船を區處することとなりしを以て在泊帝國各艦長を旗艦に參集せしめ、警備中救護作業實施方策を指示すると共に横濱に於ける海上運送揚陸作業に關し、即日陸上官憲と協定を遂げ着々其の業務を遂行し、諸事圓滑に進捗し、九月十九日全二十日頃には一日約三千五百噸内外の糧食、其の他の救濟材料を揚陸することを得、陸上倉庫には横濱地方人民に對する一ヶ月所要額以上の糧食蓄積せられ、建築材料其の他の救濟材料の陸揚亦數千噸に上り、傍ら海神奈川驛により約七百噸内外の糧食を連日東京に輸送せり。

九月二十七日正午海上輸送揚陸作業を救護協議會事務局に引継ぎ二十八日棧橋司令部を撤去せり、救護物件の陸揚表左の如し。

(參考書類)

横濱に於ける貨物陸揚に關する打合覺書

(大正十二年九月十日協定)

一、揚陸場は舊税關棧橋附近岸壁及大岡川口を使用す。

二、海上輸送は左記要領に依り全部直接、又は間接に管制の下に實施す。

イ、載貨商船は品名、數量其の他必要の件を港務部長乗船に通報す。

ロ、港務部長は伊勢より派遣せる士官及税關官吏、關係會社事務員と協定の上翌日陸揚すべき艦船名、品名、數量(但し會社の手にて揚陸を引受けたる分を除く)を伊勢に報告す。

右協議會場を三島丸に豫定す、之か爲伊勢士官(中、少佐級一名)は三島丸に宿泊す。

ハ、伊勢は右通知に基づき必要なる運河船、曳船等の配當を決し、前夜中に棧橋司令官に通知す、各艦の人員及短艇を使用する時は各艦にも通知す。

ニ、會社港務部側にて陸揚する物件に關しては、伊勢特派士官より棧橋司令官に通報す。

ホ、棧橋司令官は伊勢より要求せる運貨船、曳船を要求の載荷艦船に送る、但し之か監督實施は伊勢の任とす。

ヘ、棧橋司令官は揚陸場所を指定し、兵員及人夫を適當に配布し、揚陸に従事せしむ。

ト、棧橋司令官は揚陸貨物の數量等必要なる件を取纏め、此を陸軍配給部に通報すると全時に之か保管警衛に任す、但し會社側にて揚陸せるものに關しては陸軍配給部に通知すると共に、之か警備に任するものとする。

- チ、陸上に於ける貨物配給運搬は陸軍の手にて行ふ。
- 三、人夫は救護局にて備ふこととす。
- 四、雑件

イ、現に救護事務局にて使用しつゝある曳船五隻、運河船四隻は海軍の手に移す、伊勢は明朝八時大岡川口にて右舟艇の引継きを事務局より受くへし。

右船艇操縦員は其の儘海軍の手に移る

但し右人員は神戸海員協會の有志者か無報酬食料持参にて働ける者にして、相當鄭重なる取扱を要す、徴發船舶の模様を球磨艦長に知らすこと。

ロ、千葉縣より石油發動機一臺到着の際は伊勢にて便宜處理すへし。

ハ、横濱船渠には「フローチンググレン」あり（自動車揚陸に最必要）「グレン」操縦員が現に従事せる警備事務に兵員を出せは會社員にて之を操縦す。（衛兵は陸軍より出す筈）

救護物件陸揚表 (横濱)

陸揚月日	艦船名	陸揚品名	陸揚數量
九月四日	三號驅逐艦	糧食	二五〇包
九月五日	天龍	乾パン	三、〇〇〇貫

全	三島丸	牛肉罐詰	五、〇〇〇貫
九月六日	全	白米	一、〇〇〇俵
九月七日	全	鹽	二一五俵
九月七日	全	嗜好食	二二三樽
九月八日	全	麥粉	二、五二二叭
九月九日	博多丸	救濟材料	三九〇捆
全	全	全	六〇捆
全	長崎丸	嗜好食及雜品	三三五箱
全	其ノ他雜品	九八三樽	一、四一三箱
九月十日	伊勢初霜	罐詰	三二、四六五貫
全	帆布	四、〇〇〇反	二四、八八〇枚
全	帆布	二、〇〇〇箱	一〇〇噸
九月十一日	英艦ホーキンス	米	二六箱
全	醫療品	四一六枚	二七八箱
全	毛布	二七八箱	二四五箇分
全	食品	二四五箇分	

第四編 陸海軍の警備及救護 第二章 海軍の活動

八八二

九月十七日

華山丸	外米	四、四三一俵
明洋丸	全	六、八一七俵
メリット	全	一、三〇四俵
全	全	六一俵(六斗入)
全	麥粉	三六六袋
大有丸	雜品	二九五個
博愛丸	慰問品	七四二個
八雲丸	生糧品	一、〇一五俵
水無月	天幕材料	一二五個
野島	木材(板)	一、九九三束
全	全(丸角棒)	三、二五五本
サボニ	石油	三七六箱
全	ガソリン	一、〇九九箱
メリット	重油	一六五樽
沖風丸	輕油	四〇〇箱
六甲丸	白米	四、七六四俵
メリット	外米	八三俵
全	全	八七〇俵(三斗入)

第四編 陸海軍の警備及救護 第二章 海軍の活動

八八三

九月十九日

明洋丸	全	七、五四九俵
華山丸	全	九二〇俵
野島	木材(角棒)	一、〇一六本
全	全(角寸)	一一一束
全	全(板)	三、一〇一束
全	全(丸太)	一、九五三束
大有丸	全(小角及材料)	二、七三七個
全	全(板)及繩	一、六三四束
アルタイ丸	全(板)	一、一一五束
全	全(角)	五三一束
全	雜品	一、〇〇六個
全	サイダー	八一箱
對馬丸	罐詰	一、八七七個
六甲丸	白米	七一一俵
第五大星丸	玄米	三、九六二俵
明洋丸	外米	五、八二三袋(六斗入)
野島	木材(東板)	一、二二〇束
全	全(丸棒)	三本

アルタイ丸	シトロン	八〇函
全	鹽	一〇〇俵
全	漬物	四四一樽
全	木材(小角)	八三二本
全	全(板割)	九八〇束
全	雜品	六六九箱
ビタミン	ガソリン	七三五函
全	椅子	三四〇個
全	バケツ	四二個
全	雜品	三八〇個
全	土管	二個
全	金物	一個
對馬丸	罐詰	九五五函
マラツカ丸	支米	九、四九四俵(四斗入)
明洋丸	外米	五八一俵(六斗入)
攝津丸	内地米	四四〇俵
巴里丸	外米	七六三俵(六斗入)
野島	内地米(支米)	一六六俵
	木材(東角)	一、三六四束

九月二十一日

全	全(丸粹)	四〇五本
全	全(東板)	七九四束
全	亞鉛板	七〇枚
萬榮丸	木材(角材)	四六三本
全	全(板)	一九二把
全	内地米	二六九把
大有丸	全(取合)	四四三個
全	木材(杉丸太)	一、〇〇九呎
全	全(東板)	一、〇五七本
アルタイ丸	全(全)	九二束
全	全(角)	六五九束
ブラツクホーク	全(小角)	一、一四五本
メーグス	亞鉛板	四二四本
全	炊事車	六五五枚
全	炊事車	一九臺
全	天幕用棒	一、六三一本
全	天幕	二三〇枚
全	天幕用棒	七六〇束
大有丸	衣類雜品	二〇四個

九月二十二日

全	釜蓋	一個
アルタイ丸	梅干及味噌	八九五樽
全	木炭	一、五〇〇俵
全	赤十字社用品	二三包
全	木炭	一、七四六俵
全	漬物	八六樽
全	雑品	八六五個
全	砂糖	二五〇俵
全	雑品	一一三個
筑摩	薩摩辛	五〇〇俵
攝津	雑品	一〇四個
對馬丸	罐詰	一、五三八箱
大有丸	雑品	七八五箱
大島丸	全	一、〇一九箱
ヘユス	全	一、三四一個
巴厘丸	慰問品	三一四個
アラツクホーク	漂白粉	五〇七兩
アラツクホーク	支米	一五、五三八俵(四斗入)
マラツカ丸	米	一、二五五俵
明洋丸		

全	外米	二六七袋
長順丸	大豆	五八九袋
全	アンペラ	六九束
全	敷物	三一三袋
大有丸	白米	二七〇袋
全	漬物	四七樽
全	木材(杉丸太)	四五九本
全	苧	一六二枚
全	繩	六一〇束
全	箱入雑品	一二箱
全	苧包全	三八個
全	箱物全	一八七個
全	行李入全	一一四個
全	俵入全	六〇二個
全	箱物包	一四個
アラツクホーク	木材(板)	四五〇枚
全	ブリーチングパウダー	八八四個
全	木材(丸太)	七六三本
全	全(角材)	五八本

伊船ロサントラ	卵	七箱
米國アラツクホーク	鹽魚	一一二樽
全 汽船(?)	鮭	一五〇樽
千發彌發動汽船	醬油	一五〇樽
長 順 丸	全	五五八樽
米船アバレンダ	砂糖	二五〇俵
アルタイ丸	全	三七俵
米國汽船(?)	鹽	一四五袋
長 順 丸	罐詰	一四〇箱
米國汽(船)	「トマト」鮭、干魚	三三箱
對 馬 丸	罐詰	二、三二二箱
英船アンブロース	全	七三箱
橫 濱 丸	ミルク	二〇箱
米船アバレンダ	ミルク雜品	七六個
英船アンブロース	ミルク及罐詰	五〇七箱
全	ミルク	三〇五箱
米國汽船	全	一二四箱
	ミルク及罐詰	三七六箱
	コントビーフ	七〇箱

英船アンブロース	チヨコレット	一三箱
大 有 丸	木炭	二、三六二俵
全	木材(杉丸太)	二、八一五本
米船アバレンダ	全(東板)	七三束
野 島	全	一五五個
全	全(東板)	二、七〇八束
全	全(角材)	四、六四九本
全	全(丸材)	一八本
アルタイ丸	全(板及角)	三五束
全	全	九一五本
萬 榮 丸	全(取合)	一、八二一本
米船アラツクホーク	全(板)	七四二枚
全	テント	一七五枚
全	全 用材	三一八本
英船アンブロース	寢臺	四〇個
米船アバレンダ	毛布	二〇二枚
長 順 丸	全	三九包
大 有 丸	敷物	六三九束
	繩	一八七束

全	萬 榮 丸	蓮	一四八束
全	米船アラツクホーク	繩及筵	五七六個
全		傾所用巻紙	五五〇卷
全		ドラム入藥品	三個
全	三 崎 丸	サラシ粉	一、二六六函
全	米船アバレンダ	下駄	四二三個
全		衛生材料	八〇箱
全		石油	三二六箱
全		アルコール	五一トラム
全	長 順 丸	雜貨	一〇三個
全		雜品	九四個
全		麻袋	二四〇個
全	大 有 丸	笈	一六五束
全		筵包雜品	四八〇個
全		箱入雜品	九四四箱
全		慰問品	一六五個
全		俵入雜品	八二俵
全		行李入全	六一二個
全		俵入米及雜品	五二四俵

九月廿四日(本日暴風雨)
九月廿五日

米船アバレンダ	雜品	二〇一個
全	慰問品	五六〇袋
野 島	袋入ロープ	三袋
アルタイ丸	雜品	一、五四五個
全	慰問袋及雜品	二六一個
鳥 羽 丸	玄米	一八、五〇三俵(四斗入)
米船アバレンダ	麥粉	五七五袋
大 有 丸	米	一、二五〇俵(四斗入)
全	米及雜貨	七六四個
菱	米	四一五俵
横 濱 丸	全	一六三俵
米船アバレンダ	外米	一、一七五袋
マニラ丸	全	五七〇袋
竹	米	六四俵
米船アバレンダ	パン粉	五、八八八袋
米	全	二二九袋
長 順 丸	豆	二、八九〇袋
米船アバレンダ	全	五五袋
大 有 丸	漬物	二四七樽

長 順 丸	醬油	二四二樽
アルタイ丸	砂糖	三四袋
マニラ丸	罐詰	五七箱
米船アバレンダ	全	一、八六三箱
對馬丸	全	四八〇箱
アルタイ丸	全	四九九箱
全	食糧品	一、三一五個
大有丸	木炭	三、四三七俵
全	木材	五、三九九本
多摩丸	全	九、〇四二本
第七萬榮丸	全	若干
全	繩及疋	四三八包
米船アバレンダ	毛布	六八六枚
全	シヨメル	一〇〇挺
長 順 丸	蠟燭	九八〇箱
大有丸	袋	五九四個
全	慰問品	三四六個
全	雜貨	一、一七六個
驅逐艦 菱	全	一七七個

九月二十六日

アルタイ丸	全	二一七個
驅逐艦 竹	全	二七三個
ブレンシアントタフト	慰問品	五三個
鳥 羽 丸	玄米	一八、三〇五俵(四斗入)
全	食糧雜品	二九八個
大有丸	白米	一、九五五俵
驅逐艦 菱	米	一三〇俵
三 島 丸	全	三九七俵
廣 東 丸	白米	二五〇俵(四斗入)
米船アバレンダ	外米	四、〇〇七袋
全	パン粉	一〇、〇六三袋
長 順 丸	大豆	四、五四九袋
米船アバレンダ	全	七五九袋
大有丸	漬物	一八四樽
全	全	三〇八樽
廣 東 丸	全	六〇樽
米船アバレンダ	砂糖	四四六袋
全	鹽	八四五袋
大 洋 丸	罐詰	二二九箱

對馬丸	全	六二一箱
太洋丸	木材	七九四本
多摩丸	全	八、七二九本
大有丸	全	五六八本
長順丸	アンペラ	五五束
太洋丸	全	一三四束
全	菓類	二一一束
米船アブレング	マニラロープ	一八袋
全	雜貨	三個
驅逐艦菱	全	五〇個
大有丸	全	二、九四〇個
鳥羽丸	玄米	四、八一八俵(四斗入)

備考

一、前表中海神奈川驛ニ揚陸シタルモノハ

米 九六、一五三俵

食糧雜品 二九八個(ニシテ其ノ他ハ全部税關倉庫船渠會社倉庫及山下橋附近ニ揚陸セルモノ)

救護用雜品 四六個(ナリ)

二、費用シタル舟艇

九月四日ヨリ全二十八日迄

九月六日ヨリ全二十八日迄

曳船延數	四一〇隻	ライター延數	一、三八七隻
平均一日	一六隻	平均一日	六〇隻
九月十一日ヨリ全二十六日迄		延數	一四、四〇二人
平均一日	九〇〇人		
三、本作業ノ爲使用シタル費用人夫			

第六節 救護物件横須賀方面の陸揚

九月四日軍艦春日大湊方面より救護物件を搭載して入港せるを初とし、各方面より救護品搭載の諸艦船續々横須賀軍港に入港するを以て横須賀軍港々務部にありては、其の都度之が荷役のため緩急に應じ、運賃船及曳船を按配して海上輸送を擔當實施せしか、其の後救護物件搭載艦船の入港益々繁きを加へ、之が陸揚作業及格納場所に頗る困難を感じるに至り、延ひて爾後の作業に影響する所大なるを想ひ、艦船より救護物件の積卸及海上輸送は専ら港務部に於て擔當するを作業進捗上有利なりと認め、横須賀海軍軍需部と協議し、九月十二日より之を實施せり、而して之に要する作業員(大榮丸搭載の米二萬餘俵の陸揚には工廠職工を使用せり)は大部分在泊艦船よりの派出兵員を以て之に充て、其の人員毎日四百五十名乃至六百名の多數に達し、晝夜兼行作業に従事したること約二週間に及び、派出作業員の熱烈なる努力により克く多量の救護物件運搬を碍りなく終了せり。

横須賀軍港

第四編 陸海軍の警備及救護 第二章 海軍の活動

入港月日

艦船名

陸揚品名

陸揚數量

九〇〇

入港月日	艦船名	陸揚品名	陸揚數量
九月四日	春日	白米	四、〇〇〇貫
		野菜	三五俵
		治療品及天幕	若干
九月五日	天龍	乾麵麴	五、〇〇〇貫
		罐詰	四、〇〇〇貫
		米	九、八〇〇貫
九月六日	警手、八雲	白米	一〇、〇〇〇貫
		帆布、炊事要具燈具	若干
		乾麵麴	一、〇三七個
		米	九七一貫
		野菜類	一、二六五貫
		魚類	一、一二六貫
		生牛肉	一六〇貫
		糧食	三、〇〇〇貫
		帆布	一、五〇〇枚
		米	五四〇俵
		麵麴類	二、六三二個

九月七日

摩

入港月日	艦船名	陸揚品名	陸揚數量
九月七日	筑摩	罐詰	三、八三七個
		味噌、醬油	一六〇樽
		米	一、〇〇〇俵
		醬油	一、二〇〇樽
		藥品	一、〇〇〇個
		麵麴	一、〇〇〇箱
		鹽	一、〇〇〇叭
		塵紙	三〇、〇〇〇帖
		干物	一、〇〇〇袋
		籠及盆	一、〇〇〇個
		慰問品	二〇〇噸
		醫藥	若干
		丸太	二、〇〇〇本
		糧食	一五、〇〇〇貫
		生牛肉	二五〇噸
		野菜	一、二〇〇貫
		漬物	四六〇貫
		味噌	五〇〇貫
		卵	二〇貫

第四編 陸海軍の警備及救護

第二章 海軍の活動

九〇一

滿洲	白米	二、八五四俵
全	外米	五〇〇袋
全	漬物	二一〇樽
全	雜品	八八
利根	米	二〇〇俵
全	味噌	六〇樽
全	麥	二〇〇俵
全	漬物	一〇〇樽
全	西瓜	五〇俵
全	鹽	五〇〇俵
全	ウドン粉	一五〇俵
全	素麵	二〇〇箱
全	砂糖	一二〇俵
全	堅パン及罐詰	二〇〇箱
銀山丸	米穀類	三、七五〇袋
全	罐詰	三八二個
全	漬物	一五六樽
全	其他干物鹽醬油	若干
大榮丸	米	二八、五七九俵

九月十一日

膠州 斃手

罐詰
ビスケット及罐詰

一五、〇〇〇貫

二、四〇二箱

七〇俵

二九九樽

九〇俵

四〇俵

一六、〇〇〇俵

六、〇〇〇俵

二四二個

九六箱

二〇叭

若干

三八箱

一、〇〇〇箱

五〇〇罐

四、五三〇箱

八三五俵

一八〇箱

五〇〇俵

九月十二日

驅逐艦(?)

治療品

野菜類

漬物衣服蠟燭等

發電機全附屬品

蠟燭

燈油

乾麵麩及罐詰類

白米

ウドン

玄米

九月十三日

石廊

全

全

全

全

全

十月一日	全	神威	木材	四、二〇〇石
	全		生牛肉	六〇頭分
	全		砂糖	三〇〇俵
	全		清水	三〇〇噸
	全		白米	五〇〇俵
	全		醬油、酒類	五〇〇樽
	全		慰問品(三重縣)	一四二個
	全		輕油	一〇〇甕
	全		二號石油	六七〇箱
	日	進	揮發油	一一二箱
	全		米麥類	八三〇俵
	全		木炭	一、五〇〇俵
	全		亞鉛板	三、五〇〇枚
	明	蘇	建築材料	九〇〇石
	全		輕便機關車	二臺
	全		亞鉛板	四、〇〇〇板
	全		三號礦油	九、〇〇〇立
	全		糸屑	一〇、〇〇〇甕
十月二日	全	石		

十月四日

十月十一日

十月十二日
十月十五日

十月十六日

十月四日	全	神威	コークス木炭	二噸
	全		釘	一六〇樽
	全		麥	二、〇〇〇袋
	全		砂糖	二四〇俵
	全		亞鉛板	三三〇板
	全		硝子外	八八四點
	高	崎	木材	六、六〇〇石
	能	登呂	杉丸太	三、〇〇〇本
	全		亞鉛板及窓硝子	九九箱
	全		疊表	二、二〇〇枚
	全		治療品	一五〇甕
	全		軍需品	六八噸
	木	曾	軍需部宛物件	八〇甕
	阿	蘇	市役所宛物件	一一甕
	全		亞鉛板	五〇、〇〇〇枚
	全		釘	一七〇樽
	全		亞鉛板	一〇、〇〇〇枚
	尻	矢	木材	二、〇〇〇石
十月十六日	全			

日期	支隊	種類	数量
十月十七日	關東	木材	七、〇〇〇石
		亞鉛板	四、〇〇〇枚
		墨	二、〇〇〇枚
		釘	一三、〇〇〇本
		被服及建築用品	六〇〇樽
		食糧	一、九〇〇個
		慰問品	二、〇〇〇個
		亞鉛板	四五〇個
		全	一〇、〇〇〇枚
		治療品	四〇噸
十月十九日	全	全	一〇、〇〇〇枚
		全	一〇、〇〇〇枚
		全	一〇、〇〇〇枚
		全	一〇、〇〇〇枚
		全	一〇、〇〇〇枚
		全	一〇、〇〇〇枚
		全	一〇、〇〇〇枚
		全	一〇、〇〇〇枚
		全	一〇、〇〇〇枚
		全	一〇、〇〇〇枚
十月二十日	青島	全	一〇、〇〇〇枚
		全	一〇、〇〇〇枚
		全	一〇、〇〇〇枚
		全	一〇、〇〇〇枚
		全	一〇、〇〇〇枚
		全	一〇、〇〇〇枚
		全	一〇、〇〇〇枚
		全	一〇、〇〇〇枚
		全	一〇、〇〇〇枚
		全	一〇、〇〇〇枚

第七節 徵發

帝國海軍が芝浦及横濱に於て、救護物資の海上輸送に従事したる當初之れが輸送用の舟艇極めて少く、作業を敏活にし、即急に對應して遺憾なからしむるには、先づ舟艇の蒐集最急務なるを認め、九月二日勅令第三百九十六號非常徵發令に基づき第二艦隊は芝浦に於て九月七日より船舟の徵發を施行し、輸送業を漸次民間に移すの準備として九月十八日より若干隻宛漸次徵發解除を行ひしか、更に協議に依り徵發舟は徵發の儘救護事務局に保管

轉換を行ふこととなり、九月二十四日以後漸次保管轉換したり、横濱に於ては第三艦隊九月十日より徵發を開始（第三艦隊到着前山城に於て既に船舟の一部を徵用し居れり）し漸次必要に應じて其の數を増減し、全月二十八日救護協議會に擔任作業を引継ぎ任務終了と共に、全部之れが海軍の徵用を解除せり。
右の外芝浦及横濱棧橋事務所に於ては、夫々木材其の他の所要材料の徵發を行ひ、横須賀に於ては全鎮守府司令長官は九月二日米穀類の非常徵發を行ひ、以て配米を實施したり、芝浦方面及横濱に於ける徵發船舟別表の如し。

徵發船舟表（當日ノ在高）

種類	別	汽船		貨船		月日	部別
		發	動	載	艦		
發	艦	二	三	二	三	九日	部
		艦	艦	艦	艦		
動	艦	二	三	二	三	十日	部
		艦	艦	艦	艦		
載	艦	二	三	二	三	十一日	部
		艦	艦	艦	艦		
艦	隊	二	三	二	三	十二日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	十三日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	十四日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	十五日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	十六日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	十七日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	十八日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	十九日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	二十日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	二十一日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	二十二日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	二十三日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	二十四日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	二十五日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	二十六日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	二十七日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	二十八日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	二十九日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	三十日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	三十一日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	三十二日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	三十日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	三十一日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	三十二日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	三十三日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	三十四日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	三十五日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	三十六日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	三十七日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	三十八日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	三十九日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	四十日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	四十一日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	四十二日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	四十三日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	四十四日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	四十五日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	四十六日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	四十七日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	四十八日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	四十九日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	五十日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	五十一日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	五十二日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	五十三日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	五十四日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	五十五日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	五十六日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	五十七日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	五十八日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	五十九日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	六十日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	六十一日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	六十二日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	六十三日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	六十四日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	六十五日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	六十六日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	六十七日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	六十八日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	六十九日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	七十日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	七十一日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	七十二日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	七十三日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	七十四日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	七十五日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	七十六日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	七十七日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	七十八日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	七十九日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	八十日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	八十一日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	八十二日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	八十三日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	八十四日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	八十五日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	八十六日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	八十七日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	八十八日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	八十九日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	九十日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	九十一日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	九十二日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	九十三日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	九十四日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	九十五日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	九十六日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	九十七日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	九十八日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	九十九日	部
		艦	艦	艦	艦		
隊	隊	二	三	二	三	一百日	

船貨載	汽船動發		別部	種別
	三	二		
三	二	三	二	發
隊	隊	隊	隊	隊
95	54	20	14	九月廿二日
101	54	19	14	日三廿
100	44	18	14	日四廿
100	15	16	14	日五廿
1	14	16	7	日六廿
	10	5	6	日七廿
	5		6	日八廿
	5		3	日九廿
	5		3	日十三
	5		3	月十一日
	5		3	日二
	5		3	日三
	5		3	日四
	5		3	日五
	5		3	日六
	5		3	日七
	1			日八

第八節 避難者の輸送

震災に困り海陸の交通杜絶し、殊に平時交通最も頻繁なる東海道線の破壊甚しく、之か復舊容易ならざりしを以て、西行の避難者の多くは海路清水方面に渡航する者多かりき、震災火災に恐怖錯愕し、家を失ひ、家族と離れ、見るも痛ましき眞實悲惨なる罹災者か縁故を辿り、安全地域に遁れむとして軍艦に便乗するや、非常の安堵をなし、一掬の水、一握の飯に至心感謝の眞情を吐露せるを認む、艦船乗員亦能く救護慰安に努め、何等の事故なく克く其任務を遂行せり。

帝國海軍の艦船を以て震災以來避難者其他一般の便乗者を乗船し、直接海上輸送に従事したるもの、並其の避難者及一般便乗者二萬三千五百名、避難者三萬六千八百九十八名に及へり。

芝浦に於ては第二艦隊主として芝浦棧橋と避難民輸送艦船間の海上運輸を擔當し、總數四萬四千五百十七名を取扱ひ、横濱に於ては當初山城艦長か避難民輸送事務所を山下橋際に設け、或は軍艦、或は商船に日々數千人の避難民を清水、大阪方面に發送せしか、第三戰隊の來着と共に、伊勢艦長は陸上と避難民輸送艦船間の海上運輸主任となり、九月十八日限り其の取扱を打切り、總數三萬四千四百三十一名を取扱ひたり。

第五編 地震と氣象

第一章 地震

大正十二年九月一日午前十一時五十八分關東一帶の地に起りし、所謂大正の大地震は如何なる状態にて起りしかを、中央氣象臺並神奈川縣測候所に於て觀測せし調査發表を摘録し、第二章に於ては中央氣象臺刊行に係る「關東大震災調査報告」(氣象篇)中主として本縣に關する氣象事項を抜萃し、以て大震災の地震の概況及氣象の概要を知るの資料と爲すこととせり。

而して尙茲に特記すべきは中央氣象臺が大震と共に、地震計に故障を來せしにも不拘、即時教員室の人々の努力に依り漸く之を修理し、以て辛ふして不斷の觀測を續行しつゝあるの際、再び火災の襲ふ處となり、研究上多大の支障を來し、然も其後幾晝夜の間全く不眠不休の奮闘を續けたる勇敢なる行動は、全く推賞に値すべく、又神奈川縣測候所は横濱市海岸通一丁目に建設しあり、幸ひに倒潰を免れたるか、所長朝倉技師は神奈川縣港務部港務官室に於て事務打合中、壓死して觀測の中心人物を失ひ、次て起る火災の爲め測候所は遂に燒失し、所員は此の震災に依り辛ふして身を港内の汽艇に投し、尙且つ之か觀測を續行し、夜間の如きは當時二、三日間は照明を得るの途なく、暗中地震計を守りて夜を徹し、饑餓交々至るも觀測を止めず、終始奮闘を繼續せし努力は亦以て多とするに足らむ。

而して當時の状況以上の通りなるを以て、地震観測中にも多少の飲測ありしは、又以て止むを得ざるものなりとす、尙本項に關する詳細なる状況及學術的の事項は、漸次中央氣象臺の報告發表に待つを正鵠を得るものと信し、本編には單に其の概要の一端を記述するに止めたり、讀者請ふ幸に之を諒せよ。

第一節 關東大地震の概況

今村理學博士が中央氣象臺に於て大震後三十分にして、内外多數の新聞記者に發表したる談話の一節を摘記するに左の如し。

發震時刻は午前十一時五十八分四十四秒で、震源は東京の南方二十六里、即ち伊豆大島附近の海底と推定する、さうして振幅四寸に達する程の振動を示して居るから、東京では安政以來の大地震であるか、若し震源の推定に誤りかなかつたら、一時間以内に或は津浪を伴ふかも知れぬ、それでも波は相模灣の内殊に小田原方面に著しく、東京灣は必ず無事であろう。

又今後多少の餘震は繼續せんも、大地震は決して重ねて起るまい。

× × × × × × × × × ×

而して全日第一震後より午後四時までの餘震回数の發表に依れば、

午後一時迄	二十四回以上
午後一時より二時迄	三十三回
午後二時より三時迄	五十三回
午後三時より四時迄	二十四回
百二十六回以上	

以上の回数も天文臺の地震計は全部破損し、教員室の人々の努力に依り漸く之を修理し、不斷の観測を辛ふして繼續したるも、震後三時間にして火災の襲ふ處となり、研究を進むるの餘裕なかりしことを附言せられつゝあり。

× × × × × × × × × ×

九月三日の大震經過發表

(大正十二年九月三日震災救護事務局發行震災彙報第三號より摘録)

三日午後四時中央氣象臺發表

九月一日午前十一時五十八分四十四秒六に起りたる烈震は、安政以來の大震にして、京濱附近には非常なる震災を醸したり、今日迄落手したる各縣測候所の報告によれば、烈震の區域は京濱及附近一帯の地にして、強震の區域は西は丹後宮津、福井、名古屋に及び、北は石巻、仙臺附近に達したり、京都、大阪、地方は弱震程度にして勿論被害なき見込なり。

東京に於ける其の後の地震は皆前記一日の烈震の餘震にして、只今までは人體に感せしもの三日午後四時までに大約七百回ありたり、一般に大震後は餘震數百回に及び、次第に鎮靜に向ふものなるか、今回の大震後も右の如く順當の経過を取りつゝあるも、再び大地震の襲來することは萬無かるへしと思はる。

x x x x x x x

大地震調査概要

(大正十二年九月四日發行)
震災彙報第四號より摘録

今村(明恒)理學博士談

今回大地震の發生は一日午前十一時五十八分四十五秒、

震源地は東京の南方二十六、即ち伊豆大島の東方四、五の海底、振幅四寸にして安政以來の大地震なり、今後多少の餘震は繼續するも、大地震は重ねて起らず。此後他の大地震を想起して今後を危惧するの要なし。前推定の震源地にして誤りなくは震域は相模武藏を主とし、房總並に伊豆の東部に於て地盤の弱き市街地に其の被害著しく、安政の江戸地震よりも震域廣し。

由來東京の大地震は慶安二年、元祿十六年、安政二年の三度あり、平均百三年の間隔に起れり、安政大地震後相當の年齢を経たる今日、此の度の如き地震の來ることは不思議なし。

x x x x x x x

中村理學博士の大地震調査

(大正十二年九月四日發行)
震災彙報第五號

今回の大地震は其の震災廣く、強震區域中被害多數なるは東京府、神奈川縣の大部分及千葉、埼玉、静岡の一部なるか如し。京濱間及湘南地方最も被害甚大なる模様なり、東京以西山岳地方及以北に於ては比較的被害少なき模様なり。

各地よりの電報によれば、

宮津、彦根、名古屋、福井は強震(弱き方)

京都、津は弱震(弱き方)なり。

初震以來の東京に於ける餘震數(有感覺のもの)左の如し。

九月一日初震より午後六時まで	百七十一回以上
午後六時より夜半まで	五十一回
九月二日夜半より午前六時まで	五十三回
午前六時より正午まで	八十一回
正午より午後六時まで	八十六回
午後六時より夜半まで	百〇三回

九月三日夜半より午前六時まで	六十四回
午前六時より正午まで	三十六回
正午より午後六時まで	四十二回
午後六時より夜半まで	三十九回
九月四日夜半より午前六時まで	三十六回

右の如く餘震は天候晝夜の差別に依り多少の消長あり。今後一週間以内には毎日僅か十數回以下に下るへし。又大地震は同一震源を續發することなきもの故今後此の地方は絶對的に安全なり。

最近の地震報告 (大正十二年九月六日發行)
震災彙報第六號

地震學の泰斗

中村博士の調査

其後餘震も次第に減少し、既に每一時間約五回となり、初發當時の六分の一に下れり。昨夜神戸海洋氣象臺より接したる報告によれば、震源は同所より約九十五里の地點にあり、濱松より三十八里なり、又東京よりは二十二里乃至九里の間にあり、強きものは概して遠く近きものは皆微弱なり、即ち震源は伊豆大島の北西即ち熱海との中間より北東に延長し、三浦三崎附近まで延長せる斷層線を構成せるものゝ如し。

危険期は既に去りたるか故に今後は關東地方は絶對に安全なり、前報告後餘震回数左の如し。

九月四日午前六時より正午まで	五十六回
正午より午後六時まで	六十回
午後六時より夜半まで	三十二回
九月五日夜半より午前六時まで	二十六回

中央氣象臺報告 (大正十二年九月七日發行)
震災彙報第十號

中村博士は伊豆七島噴火の風評あるか故に之を確めむか爲め、本日(六日)午前十時驅逐艦に便乗芝浦を出發し、伊豆七島の震災調査を兼ね文部大臣の命に依り學術研究の爲に向ふ。

伊豆大島探險隊歸る (大正十二年九月八日發行)
震災彙報第十四號

小泉 屬 報告

大島は安全なり、風説に見る如き陥没、破裂、噴火等の事實なし、被害亦極て輕微にして一般の豫想に反する

こと甚し。

大島以外の伊豆諸島に關しては通信杜絶のため確報なきも、其の被害の程度情况大島に於けると大差なきものと如し。

x x x x x x x

地震は減しつゝあり

(大正十二年九月十二日發行)
(震災彙報第二十七號)

大正十二年九月十一日中央氣象臺發表

餘震は既に昨十日に十四回に減し、尙次第に減少しつゝあり、今回の地震は相模灘南西部に起りたる陥落と其の反動として湘南地方、三浦半島、房總半島方面に於ける土地の隆起に因るものなり、右陥落は伊豆大島附近に於て約三、四尋にして隆起は大磯附近に於て約三尋位なり、地震に因る被害の激甚なるは厚木、平塚、藤澤、鎌倉、館山附近にして、小田原及三浦半島附近も激しかりしか如くなれども、未だ踏査せず。横濱より東京に近接するに従て被害少し。

各地に於ける初震の初動は何つれも外方に向ひ、陥落或は斷層地震なるを示せり。

今回の地震は其性質元祿十六年十一月二十三日の地震に似たる點多し、當時房總地方土地隆起せること今回と同様なり、但震域は今回より少しく大なりしか如し、安政年間の地震は今回の地震と少しく性質を異にす(元祿

十六年前記地震によつて寶永と改元せられたり)

本邦と地震と臺灣の地震とは關係密接にして、多少豫知的材料とするに足るか如くなれども、今直に豫報的の言を爲すは無謀ならむ、今回の地震は大平洋一帯の活動の一なること明かなり。

大正九年六月五日	花蓮港地震
同 十年十二月八日	江戸川流域地震
同 十一年四月二十六日	木更津地震
同 十一年九月二日	臺灣大南澳地震
同 十一年十一月十一日	南米チリ地震
同 同 年十二月八日	島原千々岩灘地震
同 十二月二日	カムチャツカ地震
同 十二月二日	鹿島洋地震
同 十二年六月十三、十四日	鹿島種ヶ島地震
同 十二年九月一日	相模洋大地震

今日正午までの餘震數左の如し。

二日正午まで

三五六回

三日正午まで	二八九回
四日正午まで	一七三回
五日正午まで	一四八回
六日正午まで	七八回
七日正午まで	四五回
八日正午まで	四三回
九日正午まで	四二回
十日正午まで	三二回
十一日正午まで	一九回

尙水戸に於ては九日までに有感覺地震百四十四回ありたり。

三浦半島附近土地隆起の状態

(大正十二年九月十八日發行)
震災覺報第四十一號

關東戒嚴司令部發表

三浦半島三崎附近油壘灣内に設備しある陸地測量部試験潮儀(潮汐の満干を自記する器械)の示す結果に依れ

は、震災後平均潮位(干満潮の平均位置)は震災前よりも一米四四四(四尺七寸六分)低下せり、換言すれば此の地方は一米四四四丈だけ隆起せるものと認めらる。

x x x x x x x x

第二節 横濱地方の地震

本縣の測候所は横濱市海岸通一丁目に在り、震災の際は四壁剝落廳舎幾分傾倒したるに過ぎざりしも、朝倉所長は港務部に於て壓死し、次て起りし山下町方面の火災に依り午後二時延焼遂に焼失するに至りしため、震災當日及翌二日の観測は十分なる能はざりしか、全日以降の観測左の如し

横濱市地震回数表		神奈川縣測候所調査	
九	月	有感覺回数	時刻不明回数
一	日	三三	
二	日	三〇	一
三	日	四八	一五
四	日	五一	二三
五	日	三六	一八

備考
地震後午後二時四分火災ハ測候所ニ迫リ來リテ危險トナリシヲ以テ米瀕汽船ニ避難シ爾來欠測セリ
一、午前七時下船セシモ機械ノ修理据付等ノタメ午前十一時迄欠測セリ
一、時刻不明回数ハ夜間燈火ナキ爲時計ヲ讀ム能ハス爲ニ夜半ノ限界明カナラズ又二日ヨリ鮮人騒キ起リシタメ多少欠測アリ

日	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
四回	四回	二回	一回	一回	一回	一回	一回	一回	一回	一回	一回	一回	一回
二回	一回	一回	一回	一回	一回	一回	一回	一回	一回	一回	一回	一回	一回
備													
考													

十月以降十二月迄に於ける有感覺地震回数左表の通なるか、本回数も機械の故障、若は震災に依り測候所破壊に次て火災の襲ふ處となり、不完全なるを免れず、單に有感覺回数を掲記するに止めたり。

日	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
七五二・八四	七五三・八六	七五四・三七	七五四・六二	七五五・一三	七五五・六四	七五六・九一	七五六・四一	七五五・六四	七五五・八九	七五六・一四	七五四・三七	七五四・八七	七五四・八七
二八・三	二七・二	二六・七	二七・八	二七・八	二七・二	二七・二	二六・七	二六・七	二五・〇	二七・二	二六・七	二六・一	二七・二
北	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南
一	一	一	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
晴	曇	曇	曇	曇	曇	曇	曇	曇	曇	曇	曇	曇	曇

十月以降十二月までの地震回数

神奈川県測候所

十四日	三	二	一	一
十五日	一	一	一	一
十六日	一	一	一	一
十七日	四	一	一	一
十八日	一	一	一	一
十九日	二	一	二	一
二十日	一	一	一	一
二十一日	三	二	一	一
二十二日	二	六	一	一
二十三日	四	一	一	一
二十四日	一	一	一	一
二十五日	一	一	一	一
二十六日	三	一	一	一
二十七日	一	二	一	一
二十八日	一	一	一	一
二十九日	三	一	一	一

第三節 一月十五日朝の強震

大正十三年一月十五日拂曉突如として本縣下に又々大地震起り、横濱市は電燈切斷して暗夜に變し、家屋の戸障子は飛び、棚上の物品は墜落して時ならぬ混亂を來せり、前回の大地震に恐怖せる人々は再び大地震起れるものと見做し、先づ戸外に飛出したりしも、震動時間短かりしと、前回の大地震火災に依り家屋焼失し、其の多くはバラツク又は塌立小屋なりしたため被害極めて少なかりしも、一時は人々驚愕し屋内に入るを厭ひ、曉風寒き降霜の街上に疊を持出し、焚火して以て辛ふして天明を待つもの尠なからず、當時警察力充實しありしを以て即時警察官を市の内外に出して警戒に當らしめたるため、何等事なきを得たり、而して大震後漸く復舊したる警察電話も此の地震にて又々切斷せられ不通となり、郡部各地の被害を知る能はず、殊に當時

兩 陸 下

には沼津御用邸に御避寒中なりしを以て前年の震災に鑑み、沼津方面震災の慘禍を憂慮し、安河内知事は即時警察部監察官山内警視、成田警部を横須賀鎮守府に向はしめ、軍艦に便乗して、敏速沼津御用邸に奉伺せしむるの法を採り一方榑原警部の一隊をして自動車に依り箱根越を爲さしむることゝ爲せしも、箱根越は函嶺一帯の

三十日	一	一	一
三十一日	四	一	一
計	六一	二四	一五

悪路にて不能に終り、山内警視、成田警部のみ奉伺の目的を達せり。
 顧て當時の被害を見るに別表に示すか如くなるか、被害は震源地と認めらるゝ丹澤山より東南に走る中、高座鎌倉の三郡の一線地帯に該る町村のみ被害特に多かりしは、所謂弱線とも稱すべきものならむ乎、今死傷狀況を見るに左表の通にして、表中の町村は此の被害多き町村を表出したるものなり。

		死			傷			住家				
		男	女	計	男	女	計	全潰	半潰	全潰	半潰	
海老名村		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
御所見村		—	—	—	一六	二〇	三六	八二	三六三	八二	三一一	
小出村		—	—	—	三	二	五	六七	一八一	三九	一二六	
六會村		—	—	—	一三	二三	三六	六〇	四八三	六八	一四〇	
其他ノ町村		—	—	—	三八	三一	六九	五六	四一五	一一七	四〇三	
計		二	五	七	七〇	七八	一四八	二八三一	四四八	三〇八	九八二	

備考 死傷多ク且ツ倒潰多キ町村ハ藤澤町ノ西部ニ位シ、丹澤山ヨリ東南ニ當ル、而シテ被害多キ村落ハ前回ノ大地震ニ依リ半潰家屋ヲ修繕シタルモノ、又ハ古村ヲ以テ建設シタルモノ多キハ勿論ナルモ、他ノ町村モ全壊ナルニモ不拘、御所見村、六會村等倒潰ノ多カリシハ震動ノ激烈ナリシコトヲ推察スルニ難カラズ

(二) 中郡

尙死傷數ハ男子ヨリ女子ニ多キハ、女子ハ男子ニ比シ避難ノ敏速ナキ等ニ原因スルモノトス

		死			傷			住家			
		男	女	計	男	女	計	全潰	半潰	全潰	半潰
相川村		—	—	—	五	—	六	二八	一二六	—	三八
太田村		—	—	—	三	—	五	三一	二一一	—	六〇
其他ノ町村		—	—	—	一三	一三	二六	七〇	二九八	七八	二二一
計		—	—	—	二一	一六	三七	一二九	六三五	八九	三一九

備考 相川、太田ノ兩村ハ丹澤山ノ東南ニ位ス

(三) 鎌倉郡

		死			傷			住家			
		男	女	計	男	女	計	全潰	半潰	全潰	半潰
中和田村		—	—	—	九	一〇	一九	一二	九四	二八	一〇三
戸塚町		—	—	—	九	一七	二六	八	一〇六	一七一	一五六
其他ノ町村		—	—	—	一七	一二	二九	二六	六一	三〇	三四
計		—	—	—	三五	三九	七四	四六	二六一	二二九	二九三

		死		傷		住家		非住家	
		男	女	男	女	全潰	半潰	全潰	半潰
本牧町		二	二	一	一	四			
浅間町		一	一	五					
其他ノ町				三	五				
計		三	三	六〇	四一	一〇一	二五	六五	一〇八

地震當日中央氣象臺に於ける中村博士の發表せる地震觀測左の如し。

「發震時は午前五時五十分二十秒にして、初期微動繼續時間七秒六、總震動時間十二分最大震幅は南北に於て約二寸なり。

震源は東京の西南西、十四里なる相模北部丹澤山附近にあるものゝ如し、昨年九月一日裂震の餘震なり、震度は東京にては強震にして、沼津附近は東京より震度弱かるへし、小田原、厚木方面より横濱附近に亘る地域最も強かるへし、尙今回の地震は前回に比へて三分の一の強さて、これ位の地震は今後も皆無なること能はず」

とのことなりしか、震域及強度は同博士觀測の如く丹澤山に接續する地方のみ特に震度強かりしは、前表掲出の如し。

附記

前回の大地震に恐怖した人は一月十五日の地震を餘りに大きく之を吹聴し、新聞紙も亦之を強震の如く報し之か諸外國にも傳へられたため、外國商人が漸く横濱に復歸して以て輸入其他の商業取引を開始せむとしたりる者も再び躊躇するに至り、横濱港の復興に多大の支障を來たしたる如く感せられたり。(文責筆者に在り)

第二章 震災當時の氣象 (中央氣象臺刊行 關東大震災調査報告書抜萃)

第一節 震火災當時の天氣の變遷

大震に當りて東京、横濱、横須賀、小田原、厚木、秦野、真鶴等に火災起り災害を倍加したり、此火災當時各地に強風吹き所に依りては旋風さへ起りて火勢は一層の猛烈を加へ被害を倍加したり、依て此當時の氣象狀態を調査し、強風及旋風の原因及實情を究め以て後日の參考に資せんとす。

颯風 比較的弱勢のものにして、一日の朝六時加賀の西方海上に居り正午には分裂して秩父及會津に移り午後六時には陸前と陸中の境界附近に在り、次第に東北に進みて海中に去りたり、此颯風の發達の次第は大正

十二年九月の氣象要覽に詳なり、今其要點を舉ぐれば八月二十七日沖繩島と石垣島の中間に發生し、次第に成長し、三十日夜鹿兒島附近に於て示度七百三十八耗に降り、多少の風害を起し、瀬戸内海に入り、三十一日夜は内海東部にあり、一日朝若狹に出て本州を横断して三陸沖に去りたり、本邦中部を通過せる際は示度七百四十八耗の程度にして殆ど颱風と名くるを得ず、地勢の影響を受くる事大にして、恰かも常に新中心を作りて跳躍的進行をなすの觀あり、即ち加賀の海上より陸中沖に出づるに當りては、中心は尙加賀の西方に存するにも拘はらず、富山灣口にV狀低壓部を秩父方面に副低氣壓を生し、是等は次第に發達して本低壓となり、加賀のものは次第に衰弱し去りたり、此如きは低氣壓が陸を横断する際の常習にして、小林氏が既に注目せる所なり (Kobayashi: On a Cyclone Which Crossed the Korean Peninsula etc. Quarterly Journal of Roy. Meteor. Soc. 1922) 此低氣壓に特有なる點は、上層氣流の爲には東北に進まんとし、下層に於ては地勢の影響等の爲に東北東に進む傾向を示したる事なり、此の上下方向の相違の爲に屢々分裂し、又衰弱すること早かりしものと考へらる。

副低氣壓と不連續線 今午前六時の天氣圖を見るに颱風は越中加賀の海上にあり、其の東端は越後の海上に伸ひ、爲に相川は東風なれ共長野は西の強風吹き、一の不連續線(便宜上第一線と呼ぶ)は長野前橋の中間を過ぎて南下し、甲府附近にて彎曲して遠州に入り、尙小分派は相模灣にも生したり、而して甲府飯田等の山間盆地又は谷間に於ては尙冷氣滯留し、氣温は二十度の前後なりしか、長野に於ては却つて二十四度四の高温を示せり、是明に「フイツカー」の意味のフェーン作用(氣象學講話フェーン風の條を見よ)が行はれたるを示す、即上層に於ては南風卓越し、高温なる空氣は中央山脈の上空を越へて信州北部より越後方面に於て下降して地上を吹走したるものなるへし、南よりの暖氣流は太平洋岸に於ては銚子、東京、所澤を連ねたる地上に前線を有し(是を第二線とす)其以南は南風にして其以北は東風なり、只筑波は八百米の高所に在るを以て館野は尙未だ東風なるにも關せず、筑波は既に南風となりあり、即ち不連續面は緩傾斜を以て北より南に傾下しありたる事明なり、此の如く山脈の前面にて不連續線が停滯し、山脈を越へたる平地に更に新不連續線を現出する事はビヤルクネス、ソールベルグも既に注意したる所なり。(Geofysiske Publikationer No. 1. 2. No. 3.) 更に他の不連續線(第三線)は琵琶湖上より熊野灘に走り、岐阜彦根等は南の疾風なれとも大阪、神戸は西の強風なり、氣温は前者に於ても約二十七度なり、是等不連續線は低氣壓の附屬物たる事は明なれともビヤルクネスの云ふ暖前線の如く整然たるものに非ず、氣温の差少なく氣塊としての相異もあれ共寧ろ少なく、地勢の爲に誘發せられ、又は變形せられたる影響寧ろ大なり、十時の天氣圖に依れば颱風は佐渡の南方に移り、第一線は其北部は僅かに東進したるに過ぎざるも、南部は相模灣に於て顯著となり、氣温は甲府飯田は急昇して二十五六度となりたり、是恐らくは日中昇温の爲ならん、長野は是に反して二十二度四に下降したり、是恐らくは驟雨の爲ならん、此際秩父附近に於て不連續線の結瘤を生し、稍副低氣壓に發達せんとす、示度は七五〇耗に降る第二線は北に進みて前橋、宇都宮の線に達し、此副低氣壓の爲の温暖前線となり、第三線は消失し、更に北西よりの氣流の爲の前線が第四線として松本、飯田の間を西に走り、福井彦根の間を通過するあり、此線に沿ふ

す、即上層に於ては南風卓越し、高温なる空氣は中央山脈の上空を越へて信州北部より越後方面に於て下降して地上を吹走したるものなるへし、南よりの暖氣流は太平洋岸に於ては銚子、東京、所澤を連ねたる地上に前線を有し(是を第二線とす)其以南は南風にして其以北は東風なり、只筑波は八百米の高所に在るを以て館野は尙未だ東風なるにも關せず、筑波は既に南風となりあり、即ち不連續面は緩傾斜を以て北より南に傾下しありたる事明なり、此の如く山脈の前面にて不連續線が停滯し、山脈を越へたる平地に更に新不連續線を現出する事はビヤルクネス、ソールベルグも既に注意したる所なり。(Geofysiske Publikationer No. 1. 2. No. 3.) 更に他の不連續線(第三線)は琵琶湖上より熊野灘に走り、岐阜彦根等は南の疾風なれとも大阪、神戸は西の強風なり、氣温は前者に於ても約二十七度なり、是等不連續線は低氣壓の附屬物たる事は明なれともビヤルクネスの云ふ暖前線の如く整然たるものに非ず、氣温の差少なく氣塊としての相異もあれ共寧ろ少なく、地勢の爲に誘發せられ、又は變形せられたる影響寧ろ大なり、十時の天氣圖に依れば颱風は佐渡の南方に移り、第一線は其北部は僅かに東進したるに過ぎざるも、南部は相模灣に於て顯著となり、氣温は甲府飯田は急昇して二十五六度となりたり、是恐らくは日中昇温の爲ならん、長野は是に反して二十二度四に下降したり、是恐らくは驟雨の爲ならん、此際秩父附近に於て不連續線の結瘤を生し、稍副低氣壓に發達せんとす、示度は七五〇耗に降る第二線は北に進みて前橋、宇都宮の線に達し、此副低氣壓の爲の温暖前線となり、第三線は消失し、更に北西よりの氣流の爲の前線が第四線として松本、飯田の間を西に走り、福井彦根の間を通過するあり、此線に沿ふ

て岐阜飯田と高山の間にV状低氣壓を形成し、示度は七五〇耗なり、正午に至りては主低氣壓は新潟の東に通過し、秩父の副低氣壓は益其形體明瞭となり、示度は七四九耗に降り、所澤にては南々東の烈風熊ヶ谷にては南東の和風、前橋は東北東の和風、甲府は北西の和風にして、沼津は南々西の疾風なり。即所謂「サイクロニック」の旋回顯著なり、此時先の第二線は更に北に進み北西に轉し、第一線の北部の東進せるものと合して北東より南西に走り、主低氣壓の尾を形成し、此尾は前橋の西に於て南の走向を取りて副低氣壓に入る、更に東京所澤の線に沿ふて此の低氣壓に附屬せる小温暖前線あり、又甲府附近を南西に通過する小不連続線もあり此時所澤に烈風吹く。

十四時に至れば主低氣壓は更に東北に進み、其尾は福島を通過し南々西に走り、宇都宮筑波の間熊ヶ谷所澤の間を南西に走りて甲府附近を通過し、濱松の北を過ぎて伊勢灣に達す、熊ヶ谷所澤の間に於て不連続線上の氣壓は約七四八耗五なり、宇都宮に於ては十四時少し前に不連続線北西より南東に通過し、十四時には尙降雨中なり、又熊ヶ谷に於ては風は十三時頃急變せるも、氣壓の最低は十四時少し過に通過す。此如く氣壓の谷と陣風線との相一致せるは温度が一樣ならざる場合に必然的に起り、温度が後面に高き時は谷の方後るゝを普通とす、此際不連続線より南には多くは疾風又は強風吹き布良は烈風なり、是に比して其北側は軟風無風又は和風なり、此如は全くビヤルクネス等の場合とは逆なり、從て此不連続線の進行遅く一時間僅かに十軒を進むに過ぎず、所澤に於ては氣壓の最低却つて早く通過せるも、風向及氣温は格別の變化なし、斯は上層に於て

は不連続線早く通過し、下層に於ては地形上停止せる爲ならん、尙館野及横須賀に於ては十四時頃東京に於ては十四時三十分頃極めて小なる不連続線又は副低氣壓らしきもの通過せり、秩父の副低氣壓は茲に至りて不連続線中に融合して消失したり。

十六時に至りては主低氣壓の東漸と共に主不連続線は次第に東南に移動したるも、尙所澤を通過せず、水戸も館野も尙南寄の風にして是によりて判断するに、不連続線は東京を北西に距る、尙三十軒の所澤、大宮、杉戸等を通過する一線上に在りしものゝ如し、十六時四十五分に至りて東京の風向及温度稍急變す、不連続線より南側の風は疾風又は強風にして南寄りなり、北側の風は軟風又は疾風にして北又は西寄りなり。

十八時に至りて主不連続線は水戸の少しく北より筑波又は其少しく南を通過し、館野の少しく北西にて二分し、一線は尙舊の如く所澤の北を西に走るも、勢力は大に衰へ是に代る新線は谷田部附近より南々西に東京灣を縦走し、爲に東京、品川、横須賀等は風向西南西となる、茲に注意すべき事は横須賀に於ては最低氣壓十六時頃起り、其後は氣壓は次第に上昇する一方なりき、是によりて見るに不連続線は十六時頃より例の跳躍的進行を始めたるものゝ如く、抵抗小なる東京灣に沿ふては上層に於ける變化に伴ふて既に一不連続線が形成しつゝあるに拘はらず、所澤の北の不連続線は地上に癒着して進行を停止し、只次第に勢力を失ひたるものと見るへし、是に依りて見るに午後四時乃至五時頃隅田川に沿ふて起りたる旋風は、不連続線通過に伴ひて起りたる現象なるを知る。

二十二時に至りては主低氣壓の尾は銚子の北を西南西に通過し、東京灣に沿ひて屈曲し、相模灣より伊豆を横斷して再び西南西に走り、此爲に東京及附近の風向は北乃至西に轉せしとは雖も、品川及所澤は和風にして青梅及館野は無風なり、只東京のみ北々西の烈風なり、此如きは明に局部的のものにして氣温の如きも、附近の二十五度内外なるに對して三十一度七を示したり。

小結論 以上の調査に於て明となりしことは

- (1) 低氣壓が陸地を横斷する場合に詳細に吟味すれば躍進をなす場合仲々に多し。
- (2) 不連続線も又躍進をなす。
- (3) 不連続線は時に分裂し時に癒着す。
- (4) 風向風速の不連続線と氣壓の最低線と氣温の不連続線は大體に於ては一致するも、精密に云へば一致せざるを寧ろ普通とするものゝ如く、其先後は時に依りて種々あり一定せず、但し等は各獨立別個の現象には非ず、一の體系に屬する現象力種々の形をなして現はるゝものなり。
- (5) 不連続線より副低氣壓生し、副低氣壓は又不連続線に融合す。
- (6) 丹澤秩父の地域は副低氣壓を形成し易き地形を有するものゝ如く、主不連続線の尙西に遠き頃より此方面には既に副低氣壓を發生し、又主不連続線が通過し去るへき頃に尙此地方には膠着したるやの觀あり。
- (7) 平日に於ても常に見る現象なれ共、筑波山の高さに於て山頂は既に不連続面上に出て、山麓の風向と山頂

の風向と一致せざる事長時間に亘る事あり。

- (8) 午後四時五時頃の東京の旋風は不連続線通過に伴ふて起りたるものなり。

第二節 横濱の旋風

概況 九月一日大震災後間もなく十三時前後に火勢に煽られて、宮川町川岸に一小旋風發生し、續いて十三時半末吉町三丁目にも起り、前者は進行しなかつたか、後者は北々東に向つて一五〇米内外進行した、これを皮切りとして所々に旋風續發し、十六時—二十時の間か最も猛烈に辛ふして火先きを避け得て漸く安堵したもや、安全地帯に避難しつゝあつた人等に火を吹きかけ燒殺し、或は負傷せしめた、この日發生した旋風の總數は調査し得た分丈けて三十箇を算し、其内十七箇は中心が進行し短かきも一〇〇米内外を走り長きは實に二二〇〇米を走過した、五〇〇米以上の生命を保つたものは七箇一〇〇〇米以上のもの三箇を算した、左に發生時刻順に其程度を表示して見やう。

發生順	發生時刻	消滅時刻	繼續時間	發生地點	終滅地點	行程(米)	進行方向	程度
一	一三、〇〇	—	—	宮川町川岸	—	—	—	小
二	一三、三〇	?	?	末吉町三丁目	—	一五〇	北々東	中
三	一四時又ハ一五時 一五、〇〇	?	?	櫻木町驛前 神奈川町元町	—	一〇〇以上	東 北	大 小

高く昇り猛烈を極め物凄かつた、同五時頃には高島驛附近に來れり、同所に避難せる松本信太郎氏の語る所によれば、五時頃旋風來りて荷車の上に避難し居りたる病人は車の側に落ち、同氏一家九名は南西方へ約十間も持ち行かれた、其途中のことは一向不明なれども、一同無事たつたと云ふ。(川名技手手記)

○三時平戸橋の家より遁け出して四時頃高島驛に着いた、着くと間もなく火が移つて來たから、神奈川の方へ逃げ様としたけれども、築地橋が落ちてたので行かれず。此所(高島驛廣場)で避難した五時頃になつてライジングサン石油會社の方で非常に大きな音を立てたかと思ふと、トタン板等を高く捲き上げて來た此時此處にやはり避難して居た病人を乗せた荷車は轉倒して、病人を落として車のみ飛んで行つた。(井上書記手記)

神奈川町宮之町

一にては午後三時半頃猛烈なる旋風が、物凄く火焰トタン板等を捲き上げて居る爲に消防署のポンプ自働車は前進することが出来なかつた。(川名技手手記)

翁橋附近

松影町四丁目の松村石油店河岸で起る午後八時頃から九時頃の間で捲き上げて東方へ落とす(瓦久店の若者談、藤原博士手記)

○六時頃松影町五丁目の角にて旋風五六回起る、附近が既に焼け落ちてから起り、長い二間位の焼柱やトタン板瓦等を電柱の二倍位の高さまで捲き上げて、長者町の方(北西方)に落とした。(井上書記手記)

市役所裏 市役所が焼けて居る最中、夕方旋風か七、八回起つて、トタン板等を五十尺位迄捲上げたそ

して電柱等にかなりひつ掛つた。

○夕方五六回市役所方面から川に沿ふて旋風が來た、此時トタン板等を二、三十尺高く捲上げて尾上町交差点の方に去つた。(吉田橋下河中に避難し居りし實見者談)

○旋風は日か暮れてから十時頃迄あつた、多くは豊國橋の方から來て正金銀行の方に去つた、百五十尺位の高さまでトタン板や瓦等を捲き上げた。

○吉田橋附近にて旋風は五時か六時頃トタン板や焼けた材木等を、八十尺位捲き上げて關内の方から伊勢佐木町の方に向ふ。

○夕方少し前に眞砂町の方からトタン板等を捲き上げて來た、そして吉田橋の邊から曲つて櫻木町の方に向つて行きトタン板等は一尺位に見へた。(以上井上書記手記)

櫻木町七丁目 附近に午後六時頃起りたる旋風は川岸に沿ひて進み、花咲町九丁目より南西に折れ掃部山の西側を過ぎ、火焰を捲き上げて戸部三丁目に出て山王山方面へ進む。(川名技手手記)

櫻木町七丁目横濱驛前 午後六時頃横濱驛附近に旋風起り、火焰を捲きつゝ平戸橋方面へ來り南西へ去る。(川名技手手記)

馬車道 伊勢佐木町吉田橋際、地震後間もなく火事、火の手は東手に上る吉田橋を渡り尾上町方面に又火が上かる、引きかへす吉田橋のきわで火に捲かれ船に入る、水に入る附近焼け落ちて後水から出る、夕方

旋風起こる、初めは湊町五丁目に起こり其後火のある所へ諸方に起こる、伊勢町方面にも起こる東の方面は不明、後ち野毛山にも起こる、火の柱立ち燃えさしトタン板等を捲き上げて落すので、あふなくて皆ワレと云ふて逃げ込む、高さは随分高し。(藤原千壽保氏談、藤原博士手記)

○吉田橋のところて夕方馬車道の方から旋風が来た、又指路教會の附近からも起こる、共にトタン板を二、三十尺も捲き上げる、方向は不明。(井上書記手記)

櫻木町七丁目 午後七時頃復々横濱驛方面に旋風起こり、最初は(九の四)と同様の道を探り猛進したるも、櫻木町五丁目邊より更に西進して掃部山の東側を掠めて野毛山方面に七時半頃到達し、それより南西に折れて走る(九の四)と、この旋風は共に勢猛烈にして其衝に當りたるものは樹木家屋は其渦まく火焔の爲に爆發的に發火し悉く燃焼された、宮崎町にある正金俱樂部は爲めに延焼し、同所の留守番男女六名は窒息した(焼死したのではない)。(川名技手手記)

○櫻木町で夜になつてから凄しい旋風に遭つた、とこから来たか解らぬ、八時頃らしい。(井上書記手記)

○大神宮境内の焼ける時(夕方) 戸部方面(裏手)から旋風が来た、當た夢中で解らぬ。(井上書記手記)

○大神宮の裏手の方で旋風に遭つた、此時恰度十全病院は焼けてる時であつた、方向はわからぬ。(全上)

○大神宮境内前にて旋風に會つた。四時か五時頃て火の子を吹きまくつて来たからわからぬか、戸部の方から来た。(全上)

○大神宮本殿前て旋風に遭つた、此時本殿は焼け始めた、恰度夕方て本殿の焼ける時に火の子が捲き上つたり木が飛んで来たか、本殿が焼けてからは來なかつた。(全上)

扇橋壽警察署附近 長者町二丁目二五番地附近は二時頃延焼した、此附近一帯は松影町方面へかけて遅く焼けた七、八時頃壽小學校方面より旋風來りて壽小學校の西側より川を越えて千歳町の方に走つた、此時旋風が川に沿ふて來る時には川の水を稍々持ち上げる様に見え、又川岸に立つて居ると霧の様に感じた、音は氣付かないけれども回数は十回以上あつて、いつも「トタン」板等をき上げて來た(高さ不明)此時は既に附近は焼け落ちて居た。(全上)

櫻木町驛 ては旋風旺なりしは八時頃か、夜十二時頃吉田橋附近へ歸る、燃え終り死骸だらけ此邊にも旋風起る、此爲めに半焼の船顛覆す、船かくるくる廻はる水へは入らず、三箇所一度に起る、時もあり區々に起る。(藤原博士手記)

長島橋 旋風は夜半の三時か四時最も強し(?)日かかけつてから始まる七時頃ならん、船で漸く防く自分の家は染物屋で客の品ある故に最後迄残り居りし故火許はかなり知つて居る、湯屋と豆腐屋と洋服屋、活版屋、しの大製造屋、旭パー洋食店、田口石屋等から出る、旋風は南方から始まり、きりきりと捲き始まつたと思ふ中見る／＼中に通過し、附近兩岸にありしもの何んでも皆上げる、落る、自分は河の中へ縮んで居た、附近には誰も見えなかつたか、武藏橋の方にはオアイ船に數人乗つて居つた。(藤原博士手記)

記)

○豊國橋の上や川に居た人は旋風を見る、瓦斯管の様なもの飛び来り水に入りて爆發す。(全上)

○蓬萊町鶴の橋の通の火事は地震と直ぐにて三十分とはなし、直ぐ後口の金屬屋から出る女は船、男は河に入り水をかけてやる、午後三時頃が一番強し、此頃人が死す、苦しい、旋風は夕方火が済んでから六時頃此邊一面持ち上げる「トタン」板でも何ても持て行く、船に噛り付いて居る旋風は山から来る一時間位の間来ては西を通つたり、東を通つたりす。(全上)

○酸素瓦斯倉庫に火が入り、管の口金の眞輪が溶け破裂して飛んで来る、三時頃なり多分他の管の破裂の爲めならん、まるの儘飛んで来て水に入り水雷の様にくゞる、ビュー／＼と飛んで来る、一人是の爲め死ぬ船の帆柱にあたり船かひつくり返へる。(藤原博士手記)(以上二件自動車店員談)

○長島橋附近は夜の八時半頃トタン板等を捲き上げて来た、方向わからず。(井上書記手記)

千秋橋 火は山吹橋西袂車屋から出て北に磨く(一時頃) 向ふ河岸は十二時頃逃げ場なくなり小船に乗る、朝迄居つた夜の三時頃漸く樂になる、夫迄は水をかふつて苦しむ、熱い、旋風は詳しくはわからぬか「トタン」板か木の葉の様に飛んで来る、バイステ(一半扁平なる大さ)をかふつて助かる、附近からも上げる橋の袂で大の男二人地割れにはさまり死す、開いたり、つほまつたりしたらしい。(藤原博士手記)

中村町揮發物貯庫

火は一時半頃北東から表へ向ふて来る、橋の方と先とから来る、夜旋風が起る三吉橋の東詰から西に見る、夜八時頃から明け方迄かと思ふ、トタン板等風程に見へる場所は此邊、貿易倉庫の上で盛にやる、三間や五間は動くも大體は位置固定。(伊藤政七氏談、藤原博士手記)

○一時燃える、倉庫は油と紙とあり直ちに燃える、角の藥種屋と倉庫が早し、旋風の無くなりしは八時か九時船で見る全部「トタン」と紙とかくる／＼ブーンと音して非常なる勢で上げ後落す、九時頃。(瓦久氏談、藤原博士手記)

○揮發倉庫にては旋風六時頃起り、樽を捲き上げる。(第二消防署員談、藤原博士手記)

南西から火が来る旋風は向ふ河岸の石油(?)倉庫にあり、黄金町から見ると、最後迄(三時過ぎならん)居りて船に通ける。船は過半数堀の内方面に通ける。(藤原博士手記)

○衛生試験場附近にては夜の八時か九時頃から焼け出した、七時か八時頃より旋風三回起り「トタン」板や揮發の空樽を二十間も高く捲き上げて山の根南東に落した。(井上書記手記)

○此附近は七時頃旋風數回起り、石油や揮發油の空罐を裏の山より十間も高く捲き上げた。(山の高さは五一、九米、井上書記手記)

結論 當時人々は刻々に迫り來たる惡魔の手より如何にして免かれんかと焦燥し、狼狽して眞に身も世もなかつた急場であつたから、火災や旋風の發した時刻や進み行く方向等は注意の外に置かれたことは當然である

而して予等か本調査を始めたのは災後約半歳を経て人々救急バラックを出て、舊居住地の半永久バラックに歸り、將さに營業を再開せんとする際を狙ふたのである、故に人々の記憶も朦朧となつて居り、調査には随分苦んた、前に掲げた表に記したものは多數の人々の談話を綜合して最も眞に近しと思はるゝものゝみであるか、併し尙ほ時刻等は一、二、不安のもの無きにしても非ずである、此表以外に小規模の旋風は多數ありて殆ど到處發生したと稱しても過言でない位であるか如斯は省略した、併し顯著なるものは殆ど全部を網羅し得たつもりである、今次の旋風の模様を見るに強勢なるものか必らずしも進行するものと限らず、又進行するものも風に逆ふものあり、従ふものありて一様ではないか、大體に於て風に従ふて流れた様である、又進行せずして一箇所停滞せるもの、又は短距離を走つたものゝ多くは餘焰に煽られて生じ、火焰の後面に跟随したもので、眞の陣風線により醸成せられたかと思はるゝものは、風向に従ふか乃至は風向か従ふかの模様が見ゆる。

旋風の發生したのは火事か下火となつた、十六時乃至十九時の間か最も頻繁であつた（十五時頃燒跡を通行出來た所もありて十八時頃には大抵の所は鎮火した）か二十時過にも火氣に煽られて二、三發生した尤も十五は揮發物貯庫か尙ほ燃焼中に發したものである。

第三節 小田原の旋風

同町の火を發したるは地震後間もなき事にして、各方面に起りたるも幸にして消し止めたるか、只萬年町方

面のもの遂に大火となり、萬年町濱町より北は新玉に至る間を燒盡したり、此際旋風起り火勢を盛ならしむ。

今次に各實見談及報告書を抄録すへし。

小田原警察署調査。燒失戸數二、六六九戸、發火箇所十三、前略「以上原熊助方外六箇所より起りたる火災は殆ど同一の時にして餘震は間斷なく襲來し、八方より起りたる火災は旋風を呼び起し、轟然百雷を一時に落下せしめたるか如き大音響と共に瓦石戸障子等を一時に捲き上げ、紅焰天に押し云々、旋風に亞き西南風起り之に煽られて火勢は愈々猛烈を加へ云々。

○同署福田警部補談 旋風は萬年町二丁目海岸に起り、北方に移りたるものゝ如し、始まりは二時少し前なり夜少し薄暗くなりてから多分七時半頃と思ふ、萬年町方面に更に一回上る火の燃へざる區域には全然なし、總て海より陸へ向ふて動く。

○小田邊巡查は萬年町二丁目邊の海岸にて中心を見る、火のある處に起り火がなくなると直に消へる。

○幸町二丁目魚商某 龍巻は濱では一丁目邊か始まり、南へまはり濱を西に動く、濱では上りきは（消滅間きはの意）で捲き上げられたるものなし、沖には無し此邊では捲く所は見へず、降つて來るものゝみ見ゆ、濱に出たのは四時頃。

○同地直側に居りし人 小さい奴は幸町の地先からも二本は立つた、萬年町から來たものではないと思ふ。

○萬年町三丁目中程漁師若者二名及女 あれは龍巻ではない龍巻なら雨が降る筈た（夫れては何かと云ふ反質問

には答へ得ず)二時か三時頃で火事の所にのみ起り、幾つも出来る飛行機の様になる堤防(海岸にあるもの)から外には出来ない、出来ては消え出来ては消える、一緒になる様な事は見なかった、女云白い柱で下に黒い煙か捲く、萬年町三丁目から東に見る、一本に見へる。

○萬年町二丁目老漁夫 三時頃一日焼け落ちてから三人程死ぬ、萬年町二丁目半分上丈燃え、一丁目には火事も「ツムジ」もなし、捲からつたのは唐人町中田屋裏、大きいのは北に見へる、併しあつちにもこつちにも見へる火事の真中で心か立ち赤く、すふる、灰のほこりか捲く飛行機の高さ位高くなる、日暮から萬年町二丁目に見る。

○新玉二丁目住一主婦 地震後火事を避けて裏の田圃中に皆んなて避難した、龍巻は始め三時頃南に始まり、次第に北に行き又南に戻つた、南は萬年町邊、北は新玉四丁目邊と思ふ、暗くなる迄續いた。

○小田原警察署巡查秋元爲治氏談 旋風の有つたのは事實で、場所は幸町一丁目から新玉三丁目附近かと思ふ御用邸の方からの遠望であるか其當時はタンクの爆發かと思ふた、音はゴーと物愴く津波の來る音かと思ふたか良く見ると物を捲き上げて近所に落した、其の高さは花火の上かる高さ位かと思ふ、波か四方から寄せて波頭か打ち上げる時の様な形色はさす黒く白い様で煙の様で上の方は四方に散つた、雲迄届いたかとうかは解らない後で聞くと龍巻で荷物を上げられたと云ふ。

○縁町一丁目朝倉かつ子氏談 縁町一丁目では北風で、大角呉服店か燃へて龍巻になる夫れは三時半頃、自分

の家の燃へる時に又龍巻があつた、四時頃、龍巻の後で此邊は焼けた、龍巻は矢張りぶん／＼うなつた。此邊では音丈けて格別非道く捲き上げなんだ。

○縁町秋山哲定氏談 龍巻は三度あり、始めは一時半か二時頃ならん、有樂町かもつと向ふの邊なり、次か新玉と萬年町三丁目て寶安寺内ははけしく、時刻はかれこれ三時頃で附近で六人即死す、松か焦た、次はとこか解らぬも荷物を片付け居る最中うなり聲を聞いた、捲き上げられた戸板か風より小さくなる迄廻つて居るを見た火は大概もちの木のある所て止まつた。

○萬年町一丁目計屋鈴木鶴男氏談 此邊は舊名一丁田と云ふ寶安寺と脊合せの位置なり、地震の爲に子供二人即死し、妻は挾まれたのを一時間半程かゝりて漸く助け出す、當時自分は家に在らず、かけ付けた時には自分の家は崩れなれたか、隣家が崩れて來て此様な事になつた、助け出した妻をかゝへて寶安寺境内に避難す、時に既に四、五十人は居た、一丁目の四ツ角迄火のまはつたのか二時頃で龍巻は始め萬年町の通りに起り、都合三回程繰り返す、消え又消えしなから三回起つた、但し同じ所ではない、ゴート激しき音かし黒煙の柱か立ち、火事の上にて起る焼けどタンか落下する故、夜具蒲團を濕して被つて居つた。怪我人は境内の太子堂の三尺程の石垣の根に置いた、舊唐人町武白材木店に火か付き其處に大龍巻か起り材木か棒のまゝ火か付き飛ぶ、筆筒の飛ぶのか見える、火の高さは二十間位真直に棒の様立つ、細かいもの、昇る高さは良くは解らないか随分高い、次に近藤醫院に付き次に寶安寺に付いた、此の頃まはり一面の火であつた、境内の廣さは約四反歩は

ある、皆石垣の側にちどかまる、蒲團を濕す爲めに水たまりに行つた刹那、本堂か龍巻になる、(本堂は火か付いて半は燃えてから龍巻になつた)忽ち自分を捲き上げられた、其柏子に抱いて居つた子を放し氣を失ふた、此時との位上げられたものやらわからず、トタンにうんと打つ付かり、又泥や土や荷物を一緒にかふつたのを覺へて居る、落ちてから氣か付くと四間位の所に小供か熱いと云ふて泣いて居る(落ちた場所は前に居た所から八間程離れて居つた)小供に匍い寄り抱いて立つたら、後ろ向に二度廻はされた、其儘はいつて門の倒れた下にもくり込む、暫らくして出ると始めて他の人達の無事なるに會ふた、尤もなくなつた人もあつた、門松文右衛門氏の若い者は櫻の木につかまりし儘根こそき捲き上げられたとの位上りしかはからず、死亡したのは安田銀行の店員で地震で負傷し横臥中やられた、又トタンで頭を切られたものあり、後藤淺次郎氏三女ゆき子氏負傷、其姉は頭を切られる、自分の妻は石垣の根に居て助かる、其後も數回方々に龍巻おこり、蒲團をかふりて避ける後中島氏に助けられ、田圃行きて夜を明した云々。

○其他萬年町方面にも龍巻て死んだ人あり、トタン板か焼けて赤くなり、軟くなり、松の木に蛇の様に捲き付いて居つたか此程切つて仕舞つた。因に右談話中にある太子堂と倒れた門は此の烈火中にありて、誰も勿論防火などせぬも不思議に燃え残りたり、此の附近は一面の焦土にして、残りしは是のみなり。

以上を綜合して考ふるに小田原の龍巻は全く火事に伴ふて起り、其數は一に非ざるも最大のもは寶安寺附近のものにして、始めは萬年町附近に起り、後火と共に次第に北に移り、風の變ると共に又火と共に南方濱きはに更に出でさりし事も注目し値すへし。

第四節 其の他の地方の旋風

眞鶴の旋風 實地踏査を欲くも小田原警察署の調査に依れば、眞鶴村にては震後間もなく火を發し、焼失戸數四百六十七戸に上れり、其最中「旋風を起し瓦、土石の嫌なく捲き上げ、八方に降り散らし」此爲に消防も力及はざりしと云ふ、依て時刻は午後二時か三時頃なりしなるへし。

厚木町の旋風 厚木町も其大部分を焼失したるか、矢張り旋風あり、橋附近に起りしとか云はるゝも、實地踏査を缺くを以て詳細は知り難し。

横須賀 には震災に伴ふ火災の際に旋風ありしや否や實地踏査せざる故不明なり、二、三の人に聞くに多くは氣付かすと云ふ。

第五節 旋風に関する小結論

以上東京及各地の旋風に就き調査せる所を綜合し、事實として認むべき主なる事項は左の如し。

- 一、當時の旋風は一日にも二日にも起り、總て火事のありたる處又は其附近にのみ起りたり。
- 二、氣象不連續線の通過せる頃のものには特に強暴を極めたり。
- 三、地形の影響は明瞭ならざるも、東京に於ては大川に沿ひて主に起りたり、又被服廠及水戸邸は地形相似にして大川に連る枝堀の北側空地に生じたり、然るに深川區清住公園も多少類似の地形なりしか旋風起らず、是恐らく國內に大池あり、又幾分大川に遠かりし爲ならん、又小學校運動場等廣き空地に起り易く小田原に於ても寺院境内の比較的廣き空地には特に強かりき、隅田川の兩國に於ける屈曲は被服廠旋風を助長するに幾分の關係を有せるものゝ如し。
- 四、火事盛なる場所にも旋風盛ならざりし所多し（日本橋方面、神田方面）
- 五、在來の記録にある旋風現象以外特別な現象は起らざりしも旋風か諸方に起り、又何回も繰り返し、殊に二日間に亘りたるか如きは著しき點なり。
- 六、此度の旋風中には種々なる種類を含む、A火事區域の近くなれとも其以外に起りたるもの例へは、横濱月見橋東京吾妻橋、千住等、B火事區域の境界殊に其前線に於て起りしもの、此中に方三方又は四方の火先きの合一點に於て特に狂暴なりしは、寺田博士が特に注目せられし所なり、例へは被服廠等、C猛火災を擧げて燃焼する附近に起りたるもの（其直上なりや、其の附近なりやは明かならず、附近なりしものは確にあり）例

へは小田原寶安寺、横濱貿易倉庫等、D火災は既に落ちたるも尙赤熱せる火原に起りたるもの、例へは本所三丁目、横濱野毛方面及吉田川筋等なり、而して是等の中AとDとは多く移動性にして、BとCとは火に伴ふを以て火動けは動き、止まれは止まる、但し止まると云ふも平均位置のまはりに多少の動搖、又は移動をなしたるか如し。

七、旋風と云ふもA塵旋風の如く小規模のものあり、高さ五、六間に止る、B地面に近く旋回運動をなし、高くならぬものあり、C柱状になり、水や燃え屑傘トタン等を捲き上げ、車やたんす等を倒す程度のものあり、D最も狂暴なるものは人や荷車迄捲き上く。

八、旋風の旋回の方法は柱になるものとならぬものもあり、徑數十間の圓を畫いて旋回運動をなすものにして、其儘水平に移動するものあり、幾分斜上方に軸を有するものあり、柱となるものは中心附近にて極めて急激なる旋回運動あり、此大きく捲くものと小さく急に捲くものとは區別あるか如く、被服廠に於けるか如き大旋風にありては、大巻きの中に數本の小さき急なものを含みしに非ずやと考へらる。

九、旋風の範圍を出つれば急に穏となる（今泉氏厩橋上倉本氏吉野橋等の經驗）旋風に捲き上げられ上空に於て夫れより外れたるトタン等はうなりを生じて落下し來る、水平の風で飛ばされたるトタンとは危険の度からかう。

十、火を含みたる旋風は燃焼力強大にして其れに觸るゝもの皆焼くの概あり、是恰かも「ドラフト」を加へたる